

瑞穂町地域防災計画

(令和3年3月改定)

瑞穂町防災会議

目次

第1編 総則・予防計画

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第2章 防災機関の業務大綱	3
第3章 住民及び事業所の基本的責務	11
第4章 瑞穂町の自然的・社会的概況	13
第5章 被害想定及び町の災害危険性	20
第6章 減災目標	24
第2部 災害予防計画	28
第1章 災害に強い都市づくり	28
第2章 施設構造物等の安全化	33
第3章 出火、延焼等の防止	39
第4章 安全避難の環境整備	45
第5章 応急活動の整備等	54
第6章 地域防災力の向上	61
第7章 ボランティア等との連携及び協働	65
第8章 住民等の防災行動力の向上	67
第9章 調査研究	70

第2編 地震災害対策計画

第1部 災害応急対策計画	71
第1章 応急活動体制	71
第2章 情報の収集及び伝達	83
第3章 災害救助法の適用	90
第4章 相互応援協力・派遣要請	93
第5章 消防、危険物対策等	98
第6章 避難対策等	105
第7章 警備及び交通規制	114
第8章 緊急輸送対策	116
第9章 救助・救急対策	120
第10章 医療救護等対策	122
第11章 飲料水、食料、生活必需品等の供給	131
第12章 遺体の取扱い	135
第13章 トイレの確保、し尿・災害廃棄物・ごみ処理	137
第14章 応急住宅対策	140
第15章 教育及び労務	144
第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策	147
第17章 公共施設等の応急・復旧対策	150
第18章 放射性物質対策	154

第19章	応急生活対策	157
第20章	激甚災害の指定	162
第21章	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	164
第2部	災害復興計画	165
第1章	復興の基本的考え方	165
第2章	復興体制	166
第3章	震災復興計画の策定	167
第4章	都市復興	168
第5章	地域力を活かした生活復興	170
第3部	南海トラフ地震等防災対策	172
第1章	基本方針	172
第2章	南海トラフ地震への対応	173

第3編 風水害等対策計画

第1部	災害応急対策計画	177
第1章	応急活動体制	177
第2章	情報の収集及び伝達	180
第3章	災害救助法の適用	181
第4章	相互応援協力・派遣要請	181
第5章	水防対策	182
第6章	避難対策等	189
第7章	警備及び交通規制	193
第8章	緊急輸送対策	195
第9章	救助・救急対策	195
第10章	医療救護等対策	195
第11章	飲料水、食料、生活必需品等の供給	195
第12章	遺体の取扱い	195
第13章	トイレの確保、し尿・災害廃棄物・ごみ処理	195
第14章	応急住宅対策	195
第15章	教育及び労務	195
第16章	ライフライン施設の応急・復旧対策	195
第17章	公共施設等の応急・復旧対策	196
第18章	応急生活対策	196
第19章	激甚災害の指定	196
第20章	降灰対策	197
第2部	災害復興計画	199

第4編 大規模事故災害対策計画

第1章	大規模事故発生又は事故発生報覚知時の情報連絡等	201
第2章	活動体制	202

第3章	情報の収集及び伝達.....	203
第4章	災害救助法の適用.....	203
第5章	相互応援協力・派遣要請.....	204
第6章	消防活動.....	204
第7章	危険物事故の応急対策.....	205
第8章	大規模事故時の応急対策.....	211
第9章	警備及び交通規制.....	214
第10章	避難対策等.....	215
第11章	救助・救急対策.....	216
第12章	医療救護等対策.....	216
第13章	遺体の取扱い.....	216
第14章	緊急輸送対策.....	216
第15章	応急生活対策.....	216
第16章	ライフライン施設の応急・復旧対策.....	216
第17章	公共施設等の応急・復旧対策.....	216

第1編 総則・予防計画

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

瑞穂町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、瑞穂町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、瑞穂町（以下「町」という。）、東京都（以下「都」という。）及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、町の区域（以下「町域」という。）における震災、風水害等の自然災害並びに大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等の大規模事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び災害の範囲

第 1 性格

- (1) この計画は、町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき業務を中心として、都、指定地方行政機関等が処理する事務又は業務を包含する具体的かつ実践的な計画である。
- (2) この計画は、町、都、指定地方行政機関等の責任を明確にするとともに、事務及び業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- (3) この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか、計画に従うものとする。
- (4) この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成 24 年 4 月）その他の各種調査に基づき、町の地域としての災害危険性を踏まえ、策定するものである。
- (5) この計画は、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて見直すものである。特に、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進する。

第 2 災害の範囲

この計画は、次の災害等について対応を図る。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| ①地震災害 | ②風水害等 | ③その他大規模事故等 |
|-------|-------|------------|

第 3 節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき作成されるものであるが、災害救助法（昭和 23 年法律第 118 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）等の防災関係法令、それに基づく計画等の内容を包括する総合的な計画である。

第 4 節 計画の習熟

町及び各防災機関は、不断に危機管理及び防災に関する調査等に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して計画の習熟に努め、各種災害への対応能力を高めるものとする。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要がある場合は、これを修正する。

第2章 防災機関の業務大綱

町及び各防災機関が防災に関して処理する事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 瑞穂町

機関の名称	事務又は業務の大綱
瑞穂町	1 瑞穂町防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 緊急輸送の確保に関すること。 5 避難指示等及び誘導に関すること。 6 消防及び水防に関すること。 7 医療、防疫、保健衛生、給水等の応急措置に関すること。 8 外出者の支援に関すること。 9 応急給水に関すること。 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 11 被災した児童・生徒の応急教育に関すること。 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 13 公共施設の応急復旧に関すること。 14 災害復興に関すること。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 16 自主防災組織の育成に関すること。 17 事業所の防災に関すること。 18 防災教育・訓練に関すること。 19 その他災害の発生及び拡大防止のための措置に関すること。

第2節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都水道局 あきる野給水事務所	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 3 災害時における他局の応援に関すること。
東京都下水道局 流域下水道本部	1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 3 災害時における他局の応援に関すること。
東京都福祉保健局 西多摩保健所	1 防疫その他保健衛生に関すること。 2 医療に関する情報提供及び連絡調整に関すること。
東京都建設局 西多摩建設事務所	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋りょうの保全に関すること。 3 道路、橋りょう等における障害物の除去及び応急対策に関すること。 4 水防活動に関すること。

第1編 総則・予防計画 第1部 総則
第2章 防災機関の業務大綱

西部公園緑地事務所	公園の保全に関すること。
警視庁福生警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 遺体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全及び秩序の維持に関すること。
東京消防庁 福生消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 東京財務事務所 立川出張所	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 3 国有普通財産の管理及び処分に関すること。 4 行政財産の総合調整に関すること。
関東農政局	1 農業関係、卸売市場、食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等、危険物等の保安の確保に関すること。
関東運輸局	1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 2 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。

	2 指定地域上空の飛行規制及びその周知徹底に関すること。
東京管区気象台	1 気象、地象及び水象の観測、その成果の収集、発表等に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報・注意報、台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達並びにこれらの機関及び報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 区市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル、ハザードマップ等の作成に関する技術的な支援及び協力に関すること。 5 災害の発生が予想される時及び災害発生時における都道府県や区市町村に対する気象状況の推移、その予想の解説等に関すること。 6 都道府県、区市町村及びその他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。
関東総合通信局	1 災害時における通信の確保に関すること。 2 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
東京労働局 立川公共職業安定所	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 2 雇用対策に関すること。
関東地方整備局 相武国道事務所	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 災害に関する情報の収集、予警報の伝達に関すること。 8 災害対策の指導及び協力に関すること。 9 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等に関すること。 10 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 11 災害時における復旧資材の確保に関すること。 12 災害発生が予測される時又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関すること。 2 復旧及び復興のための公共測量に関する指導及び助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集・提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集・提供及び汚染等の除去への支援に関すること。

北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。
--------	--

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1施設大隊（練馬） 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ①防災関係資料の基礎調査 ②災害派遣計画の作成 ③東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 ①人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 ②災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東京支社	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。
瑞穂郵便局 瑞穂むさし野郵便局 瑞穂長岡郵便局	2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地宛救助用郵便物の料金免除
東日本旅客鉄道 株式会社八王子支社	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 計画運休に関すること。
株式会社 NTT 東日本ー 東京	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ 株式会社	1 国内、国際電信等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
株式会社エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
KDDI 株式会社	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備の復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	1 重要通信の確保に関すること。

	2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。
日本放送協会	1 報道番組（気象予報及び警報、被害状況等を含む。）に関すること。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社多摩支店立川支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
日本赤十字社東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び遺体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所の開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受領、配分及び募金に関すること（原則、義援品は、受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置及び運営に関すること。 8 災害救援品の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人の安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都トラック協会 多摩支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。

第1編 総則・予防計画 第1部 総則
第2章 防災機関の業務大綱

東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること。
東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること。
東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。
テレビ・ラジオ 放送各社（注）	1 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・ タクシー協会	1 タクシー及びハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集及び伝達に関すること。
東京都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター協会 関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

注）TBS テレビ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、ラジオ NIKKEI、インターエフエム 897、TBS ラジオ、日本テレビ、テレビ東京、フジテレビジョン、テレビ朝日、TOKYO MX、TBS ラジオ

第7節 一部事務組合等

機関の名称	事務又は業務の大綱
瑞穂斎場組合 福生病院企業団 羽村・瑞穂地区学校給 食組合	それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること。
西多摩衛生組合	災害廃棄物の焼却処理に関すること。
東京たま広域資源循環 組合	災害廃棄物の最終処分に関すること。

第8節 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
武陽ガス株式会社	1 ガス施設（装置及び供給施設を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
瑞穂ケーブルテレビ エフエム茶臼	1 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
瑞穂町商業協同組合 瑞穂町商工会	災害時における物資及び資材の調達並びに協力に関すること。
瑞穂町町内会連合会	1 避難誘導及び避難所等の運營業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に関すること。 3 その他被災状況調査等、災害対策業務全般の協力に関すること。 4 防災意識の普及、防災行動力の向上及び防災事業の協力に関すること。
西多摩建設業協同組合	1 災害時における建設活動の協力に関すること。

瑞穂建設業協会	2 労働力の補充及び動員に関すること。
瑞穂町管工事店組合	災害時における水道及び下水道施設の応急対策に関すること。
西多摩医師会 瑞穂町医師会 東京都柔道整復師会西多摩支部	災害時における医療救護活動に関すること。
瑞穂町歯科医師会	災害時における歯科医療活動に関すること。
西多摩薬剤師会	災害時における医薬品及び医療資機材の供給に関すること。
西多摩農業協同組合 瑞穂支店・元狹山支店	1 被災営農に関する指導協力に関すること。 2 農業振興資金等の貸出協力に関すること。
瑞穂町交通安全推進協議会 福生警察署管内防犯協会瑞穂支部	1 災害時の交通規制及び安全の確保への協力に関すること。 2 被災地域内の秩序維持の協力に関すること。
瑞穂町社会福祉協議会 ボランティアセンター みずほ	災害時におけるボランティアの受付、登録及び派遣に関すること。
殿ヶ谷土地地区画整理組合	災害時における施行地区内の災害対策業務の協力に関すること。
瑞穂町燃料商組合	1 LP ガス施設の安全保安に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
町内大型小売店	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における来客等の保護に関すること。 3 外出者支援のために町が行う応急対策の協力に関すること。 4 災害時における食料、物資、資機材等の調達及び協力に関すること。 5 災害時における物価安定についての協力に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
危険物、有毒物等保管施設の管理者	安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること。
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における入所者及び来所者の保護に関すること。 3 災害時における高齢者、障がい者等のための二次避難所の提供に関すること。
福祉関係団体 各種地域団体等	1 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分、避難所等の世話業務等の協力に関すること。 2 その他災害応急対策業務の協力に関すること。 3 会員との連絡調整の協力に関すること。
瑞穂町自主防災組織 連絡協議会	1 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分、避難所等の世話業務等の協力に関すること。 3 被害状況調査、広報活動等、災害対策業務全般についての協力に関すること。

第1編 総則・予防計画 第1部 総則
第2章 防災機関の業務大綱

	4 防災訓練の実施、過去の震災から得られた教訓の伝承その他自主防災活動の実施に関する事。 5 会員との連絡調整の協力に関する事。
福生防災女性の会	1 女性の視点に立った避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 2 女性の視点に立った被災者に対する炊き出し、救援物資の配分、避難所等の世話業務等の協力に関する事。 3 女性の視点に立った被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般の協力に関する事。 4 女性の視点に立った防火防災思想の普及及び啓発その他自主防災活動の実施に関する事。 5 会員との連絡調整の協力に関する事。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第1節 基本理念（自助・共助・公助）

都が東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）の中で、地震災害から多くの生命や財産を守るために重視している次の3つの理念をこの計画においても基本理念とする。

- ①「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による**自助**の考え方
- ②他人を助けることのできる住民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という**共助**の考え方
- ③この二つの理念に立つ住民と**公助**の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないという考え方

第2節 住民及び事業所の責務

上記の理念を推進するために、東京都震災対策条例第8条、第9条及び第10条を踏まえ、東京都地域防災計画では、都民及び事業所の基本的責務を次のとおり定めている。

町においても住民及び事業所は、この基本的責務に基づき防災対策を推進するものとする。

区分	基本的責務
住民	1 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 ①建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ②家具の転倒防止 ③出火の防止 ④初期消火に必要な用具の準備 ⑤飲料水及び食糧の確保 ⑥避難の経路、場所及び方法についての確認 3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。
事業所	1 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

第1編 総則・予防計画 第1部 総則
第3章 住民及び事業所の基本的責務

	3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
--	---

第4章 瑞穂町の自然的・社会的概況

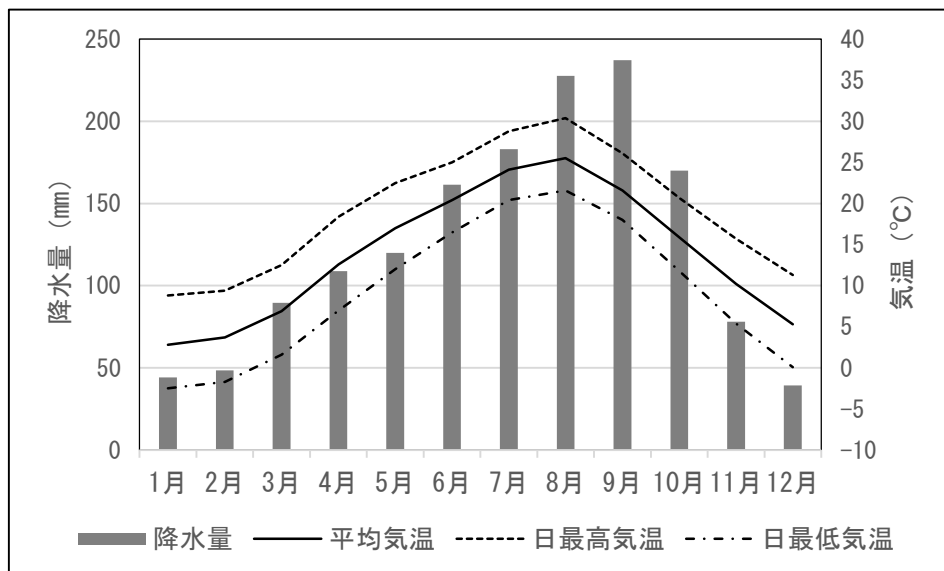
第1節 自然的概況

第1 気象

関東地方は、比較的温暖で湿潤な気候にある。降水量は、梅雨の影響を受けて6月頃と、秋雨・台風の影響を受けて9月頃に多くなる傾向にある。夏には、大気の状態が不安定な時に地上面付近の温度が高くなると、局地的な大雨となることもある。一方、冬には、冬型の気圧配置の影響で最も降水量の少ない時期となる。

気温は、8月頃が最も高く、1月頃が最も低くなる。特に、町は、内陸部にあり、沿岸部と比較してやや気温の変化が大きくなる傾向にある。夏の夜間に気温が25度未満にならない、いわゆる熱帯夜と呼ばれる日が多くなっている。

青梅（アメダス観測所）での1981年～2010年の30年間での平均値は、年平均気温は13.8℃、年間降水量は1,507.8mmとなっている。



〈青梅の1981～2010年の30年間での月別平均値〉（東京管区気象台ホームページ）

第2 地形及び地質

1 地形

(1) 地形の特徴

町は、東京都中北部に位置し、南北6.115km、東西5.760km、面積16.85k㎡を有する。周辺は、西が青梅市と羽村市、南が福生市、東が武蔵村山市と埼玉県所沢市、北が埼玉県入間市と接している。

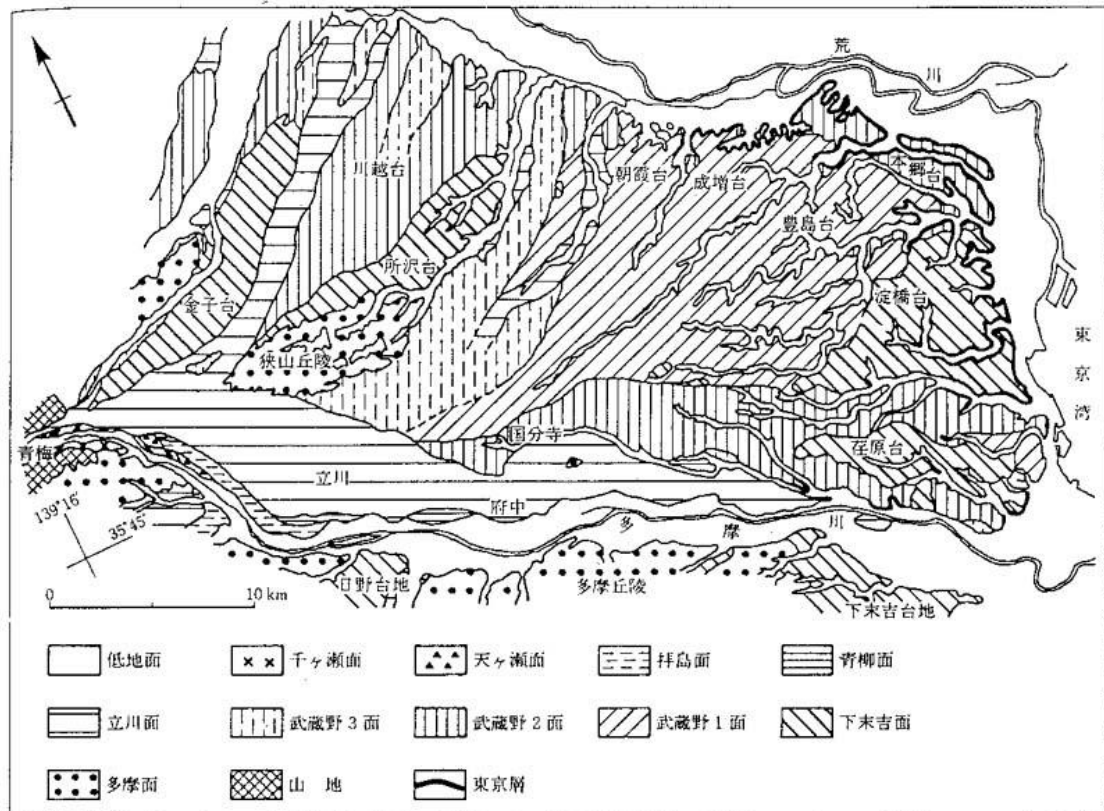
町域は、東部の丘陵地と武蔵野台地からなる。

武蔵野台地は、かつての多摩川が形成した扇状地で、青梅市を扇頂とし、北西は入間川、北東は荒川、南は多摩川まで広がっている。武蔵野台地面は、標高約180mの青梅市付近を中心として東側へ傾斜している。台地の地形は、形成年代の古い方から下末吉面、武蔵野面、立川面の各段丘面に分けられる。各段丘面は比高差があり、境界部は段丘崖となっている。

また、武蔵野台地の中央やや西側には、周囲を平坦面に囲まれた東西に長い紡錘形の丘陵地（狭

山丘陵)がある。この丘陵は、周囲の段丘面より更に形成年代が古く多摩面と呼ばれている。丘陵の稜線は標高約160～190mとなっており、南に向かって狭小な谷が樹枝状に発達し、崖地を形成している。

町域の平坦面は、北・中部にわずかに武蔵野面がある以外は立川面である。地表面は西から東へ緩く傾斜しており、標高は西端の長岡下師岡付近で約155m、中央部の箱根ヶ崎付近で約140m、狭山丘陵北側の駒形富士山付近で約125m、南東側の武蔵付近で約130mである。



〈武蔵野台地の地形面区分〉 (地震調査研究推進本部ホームページ)

立川断層は、町の中央部を通り、青梅市から多摩市までの北西－南東方向に延びる活断層である。この断層崖の南西側（低下側）に沿って浅い谷が連続しており、谷中には狭山池とこれを水源とする残堀川が流れている。狭山丘陵北側には、不老川が台地を浅く刻んで北東に流れている。

東部の丘陵は急斜面で、稜線は丸みを帯びている。丘陵地は、谷底に集落があるほかは林野であるが、人工改変により平坦化された土地もみられる。町域の最高地点（194m）が東部の丘陵内にあり、これは狭山丘陵の最高地点でもある。

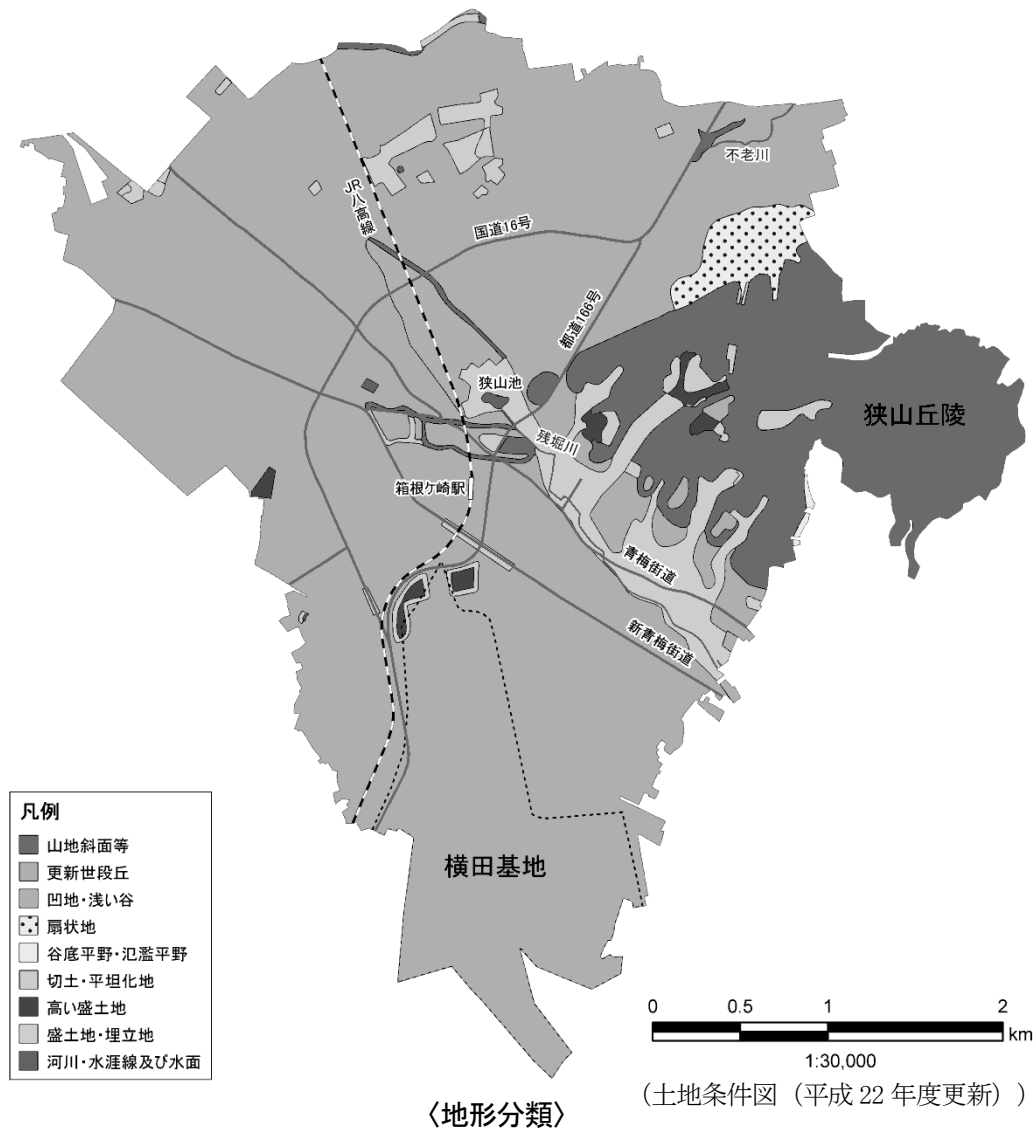
北西部の高根付近の丘陵地北側には、立川面上に扇状地状の地形が見られる。

一方、町の南部は、飛行場として整地された人工物が存在する。

(2) 災害上の特性

狭山丘陵には、狭小な谷が樹枝状に発達し、崖地を形成しているため土砂災害の発生が懸念される。町の中央を流下する残堀川は、護岸等の施設が整備されているものの、水源の狭山池周辺の低地、狭山丘陵の谷地から流れ出る水路との合流点及び排水路との合流点付近での排水不良による浸水が懸念される。

また、横田基地の存在は、航空機等による各種事故の発生の可能性を含んでいる。



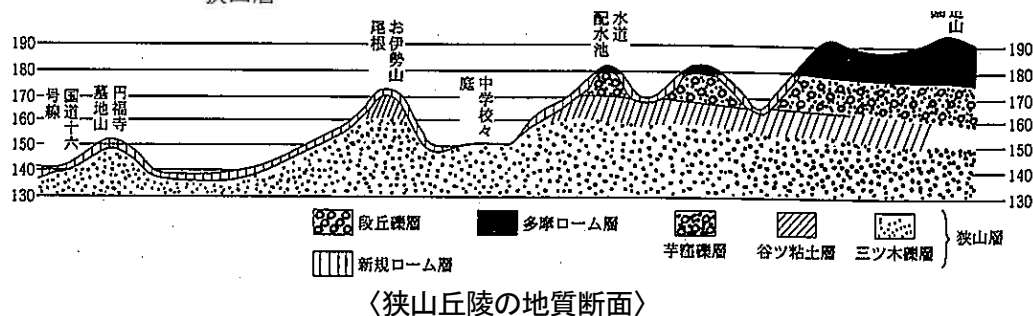
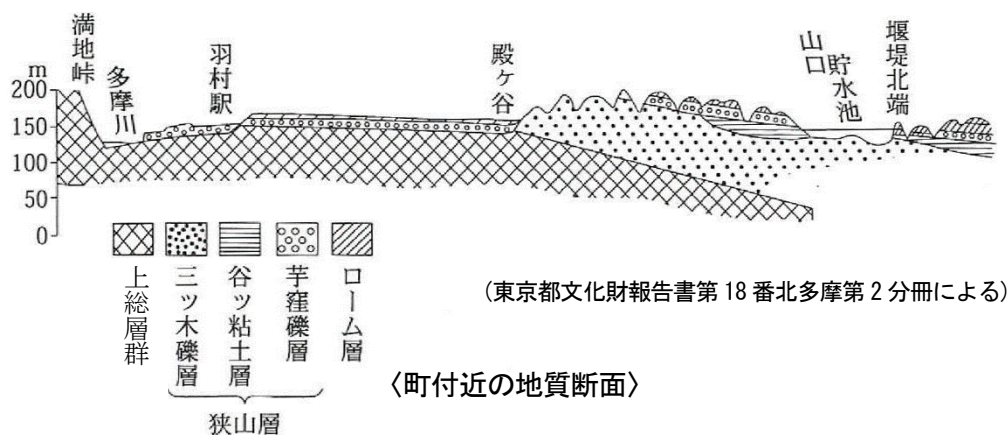
2 地質

(1) 地質の状況

町は、武蔵野台地の西部に位置し、大部分が立川段丘面である。この地域の地盤は、上総層群（第三紀鮮新世から第四紀更新世）を基盤とし、かつての多摩川が運搬・堆積させた砂礫層の上に各ローム層が載っている。上総層群は、一般に浅海～汽水成の砂岩・泥岩からなるが、狭山丘陵より西側では礫質である。

狭山丘陵は、中期更新世初頭（60～70 万年前）に形成された地形面で、かつて多摩丘陵等と連続していたと考えられている。基盤の上総層群の上に丘陵の原面をなす扇状地堆積物の芋窪礫層が厚さ数 m で載り、その上を厚く多摩ローム層が覆っている。丘陵を刻む谷は、基盤の上総層群まで掘り込んでいる。

市街地の広がる立川面は、基盤の上に立川礫層（約 2～3m）が載り、その上を立川ローム層が薄く（約 1～2m）覆っている。北・中部に分布する武蔵野面では、段丘礫層の上に武蔵野ローム層、立川ローム層が堆積する。



町域の台地上に大きな河川はなく、厚い沖積層は見られない。町域中心部に位置する浅い谷及び丘陵地の谷口では、僅かに盛土されている。

北西部の高根付近では、扇状地性堆積物がある。

(2) 災害上の特性

町の平坦地の地形は、多摩川が形成した扇状地で主に礫からなるため、墨田川、江戸川が流下する低地と比較すると、地震の揺れが増幅しにくく、また、液状化現象が発生しにくい土地である。

一方、狭山丘陵の斜面は、ローム層が堆積しているため、一般的には強くしっかりした地盤であるが、開発により掘削した場所や土が再堆積した場所は、地震の揺れや大雨により土砂災害が発生する可能性がある土地である。

第3 活断層

町の中央部には、北西から南東にかけて立川断層帯が走る。立川断層帯は、青梅市小曾木地区を境として北西側の名栗断層と南東側の立川断層から構成される。断層帯全体の長さは、約33kmである。

町には、地表面に明瞭な断層崖が確認されないものの、北西側の長岡長谷部から南東側の武蔵村山市との境界まで、撓曲崖が認められる。町の中心部に存在する狭山池は、この立川断層の動きにより川の流れが堰き止められて形成された池である。

立川断層について、地震調査研究推進本部（平成23年3月）は、これまでに行われた調査等を参考にして、下表のように評価した。

なお、立川断層帯が同時に活動した場合、予想される地震の規模は、マグニチュード7.4程度である。

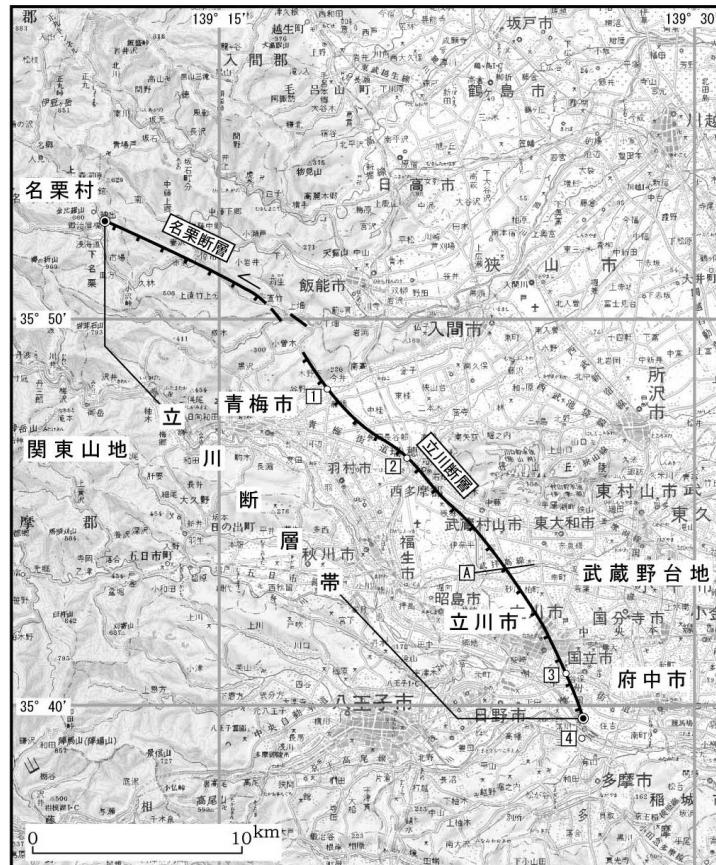
〈立川断層帯の特性〉

構成する断層	立川断層、名栗断層	平均的なずれの速度	0.2～0.3m/千年
長さ	約33km	活動周期	10,000～15,000年
走向	N40°W	最新の活動年代	2,000～13,000年前※1
近い将来に地震が発生する可能性		やや高い※2	

※1 都の調査（平成9年～11年）では、断層周辺の堆積環境の変化から、最新の活動年代を千数百年前と推定し、近い将来に発生する可能性が低いとした。

※2 地震調査研究推進本部の長期評価（平成31年2月26日）は、次のとおりである。

30年以内：0.5～2% 50年以内：0.8～4% 100年以内：2～7%（ただし、東北地方太平洋沖地震に伴い立川断層帯では、地震発生確率が高くなっている可能性がある。）



（地震調査研究推進本部
「立川断層帯の評価」）

〈立川断層と名栗断層〉

第2節 社会的概況

第1 人口の状況

1 人口

町の人口は、この100年以上の間、ほぼ一貫して増加を続けていた。

国勢調査のデータによると、大正9年4,998人から最新の平成27年までの90年間に6倍以上増加している。

特に、高度経済成長期以降の人口増加が顕著で、昭和30年から平成2年までの35年間の年平均人口増加率は3.4%に及び、平成2年には人口が30,000人に達している。これ以降、人口増加の度合は鈍っており、平成17年をピークに微減傾向にある。

近年は、全国的に核家族化が進行し、世帯当たりの人口は減少している。町もその傾向が見られるが、町の平成27年の1世帯当たり人口は2.48人で、都の平均値（1.99人）、郡部の平均値（2.51

人)と比較しても多く、都内でも3番目の多さである。

〈人口の状況〉

年	人口	世帯数	世帯当たり人口		
			瑞穂町	東京都	郡部
平成7年	32,714	10,367	3.16	2.36	3.30
平成12年	32,892	10,757	3.06	2.22	3.17
平成17年	33,691	11,837	2.85	2.13	2.95
平成22年	33,497	12,369	2.71	2.06	2.50
平成27年	33,445	13,192	2.48	1.99	2.51

(国勢調査)

2 年齢別人口

年齢階層別の人口数を見ると、町は、都の平均値と比較すると生産年齢人口（15～64歳）が少なく、年少人口（14歳以下）及び高齢人口（65歳以上）が多い。

また、区部、市部、郡部の平均値と比較すると、年少人口は区部、市部、郡部のいずれの平均値より高く、生産年齢人口と高齢人口は、区部及び市部の平均値と郡部の平均値の中間にある。

〈都内の年齢区分別人口（平成27年）〉

地域	総数	14歳以下(%)	15～64歳(%)	65歳以上(%)
瑞穂町	33,445	4,105(12.3)	20,434(61.1)	8,702(26.0)
東京都	13,515,271	1,518,130(11.2)	8,734,155(64.6)	3,005,516(22.2)
(区部)	9,272,740	1,002,130(10.8)	6,088,409(65.7)	1,997,870(21.5)
(市部)	4,157,706	506,036(12.2)	2,598,528(62.5)	980,612(23.6)
(郡部)	58,334	6,793(11.6)	32,537(55.8)	18,431(31.6)

※年齢不詳データ等のため、合計値が一致しない。

(国勢調査)

第2 道路及び交通の状況

1 道路の状況

町は、江戸時代には江戸と甲府を結ぶ青梅街道と、八王子と日光を結ぶ日光脇往還の両街道が通じており、町域の中央に位置する箱根ヶ崎には宿場が置かれ、古くからの交通の要衝であった。

現在でも、箱根ヶ崎は、青梅街道（都道5号線）と東京環状（国道16号）が交差しているほか、青梅街道のバイパス路線である新青梅街道（都道5号線）の終点となっており、首都圏の道路交通上、重要な位置を占めている。

〈道路の状況（平成24年4月1日現在）〉

区分	路線数	道路延長 (m)	道路面積		舗装率			
			面積(㎡)	比率(%)	面積(㎡)	比率(%)	延長(m)	比率(%)
国道	1	5,820	162,871	-	162,871	100.0	5,820	100.0
都道	7	18,754	257,123	-	257,123	100.0	18,754	100.0
町道	1,003	219,859	1,051,635	-	845,101	80.4	141,555	64.4
合計	1,011	244,443	1,471,629	8.7	1,265,095	86.0	166,129	68.0

※道路面積の比率は、町面積に対する割合

(町ホームページ)

2 鉄道及びバスの状況

町内の鉄道は、八王子と高崎を結節するJR八高線が通じており、駅は1駅（JR箱根ヶ崎駅）存在する。

なお、JR八高線は、平成8年に八王子－高麗川間が電化され、現在では川越－八王子を直通で結節している。JR箱根ヶ崎駅の乗降客数は、近年増加傾向にあり、平成20年以降は1日当たりの平均乗降人数が4,000人を超えている。

町内の路線バスは、都営バス、立川バス、西武バスが運行しており、JR箱根ヶ崎駅を中心に入間、

小平、福生、昭島、羽村、青梅、立川方面と結節している。

第3 都市づくりの状況

1 安全な市街地の整備及び再開発の状況

住民が安全で快適な環境の中で生活できるように都市基盤整備を積極的に進める必要があり、町では、JR箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業と殿ヶ谷土地地区画整理事業が事業認可を受け、現在施行中である。栗原地区については、現在、事業認可に向けて準備中である。

2 オープンスペースの確保の状況

町においては、東部に狭山丘陵が広がり、都立狭山自然公園・首都圏近郊緑地保全区域・都立野山北・六道山公園に指定されている。また、北西に広がる平地林や屋敷林は「みどりの保存制度」により保存指定が進められ、農地は農業振興地域として確保されている。

また、公園及び緑地（緑道）については、合計52か所の公園・緑地が整備されており、その面積は17.025haで、住民1人当たりの面積は約5㎡（平成26年4月1日現在）である。

第5章 被害想定及び町の災害危険性

第1節 地震

第1 想定地震

1 首都直下地震等

都は、客観的なデータ及び最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月）」を公表しており、東京湾北部地震、多摩直下地震（プレート境界多摩地震）の2地震に加え、「海溝型地震」として元禄型関東地震、「活断層で発生する地震」として立川断層帯地震の2地震を想定している。その中で、町に一番被害を及ぼすのは、次の立川断層帯地震である。

震源の諸元	震源：東京都多摩地域
	規模：マグニチュード7.4
	震源の深さ：地下2～20km
	季節・時刻：冬の夕方（午後6時）
	気象条件：風速8m/秒

2 南海トラフ巨大地震

都は、最大クラスの巨大地震が都に与える影響を把握するため、東海地震、東南海地震及び南海地震を包括する南海トラフを震源域とした最大クラス（マグニチュード9）の地震について被害想定を実施し、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書（平成25年5月）」を公表した。

第2 被害想定結果の概要

1 立川断層帯地震

(1) 地震動・液状化

立川断層帯地震が発生した場合、町のほぼ全域で震度6強の揺れが生じることが予測され、震度7の揺れが生じる場所も見られる。液状化は、主に狭山丘陵の谷内に位置し、いずれも危険度は「低い」と予測されている。

(2) 被害

地震動により830棟の建物が全壊することが予測されている。ゆれ・液状化による全壊827棟のうち、木造は724棟、非木造は103棟となっている。

また、全壊した建物のうち、冬の朝5時の場合2棟、冬の昼12時の場合3棟、冬の夕方6時の場合5棟から出火することが予測されるが、午前・午後のいずれの場合も延焼は発生する。

想定される各種被害量は、次のとおりである。

〈被害想定結果（立川断層帯地震）〉

想定地震		立川断層帯地震						
夜間人口（人）		33,497						
昼間人口（人）		36,088						
面積（km ² ）		16.8						
地震の規模（マグニチュード）		M7.4						
発生条件・時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
風速（m/秒）		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
震度別面積率 （%）	5弱以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	5強	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6弱	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6強	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	
	7	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
建物数（棟）	木造	8,480						
	非木造	2,652						
原因別建物 全壊数（棟）	計	830	830	830	830	830	830	
	ゆれ	827	827	827	827	827	827	
	液状化	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊	4	4	4	4	4	4	
ゆれ・液状化 建物全壊数（棟）	木造	724	724	724	724	724	724	
	非木造	103	103	103	103	103	103	
急傾斜地崩壊危険箇所（か所）		1	1	1	1	1	1	
火災	出火件数（件）		2	2	3	3	5	5
	焼失棟数 （棟）	倒壊建物を含む。	126	131	343	354	848	873
		倒壊建物を含まない。	117	121	318	327	785	808
人的被害	死者数 （人）	計	53	53	47	47	61	61
		ゆれ・液状化建物被害	49	49	39	39	42	42
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	3	3	8	8	18	19
		ブロック塀等	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	1	1	1	1	1	1
	負傷者 （うち重傷者数）	計	480(72)	480(72)	431(64)	431(64)	468(74)	470(74)
		ゆれ・液状化建物被害	472	472	416	416	426	426
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	5	5	11	12	39	42
		ブロック塀等	2	2	2	2	2	2
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	23	23	21	21	20	20
避難者	発生数（人）	9,908	9,919	10,447	10,472	11,698	11,759	
帰宅困難者	滞留者数（人）	－	－	33,909	33,909	33,909	33,909	
	徒歩帰宅困難者数（人）	－	－	10,651	10,651	10,651	10,651	
エレベーター閉じ込め台数（台）		5	5	5	5	5	5	
災害時要援護者	死者数（人）	20	20	18	18	24	24	
自力脱出困難者	発生数（人）	301	301	260	260	269	269	
震災廃棄物（万トン）		22	22	22	22	23	24	
被害 ライフライン	電力（停電率・%）	12.8%	12.9%	14.0%	14.1%	16.8%	17.1%	
	通信（不通率・%）	0.8%	0.9%	1.5%	1.6%	3.2%	3.3%	
	ガス（供給停止率・%）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	上水道（断水率・%）	57.7%	57.7%	57.7%	57.7%	57.7%	57.7%	
	下水道（下水道管きよ被害率・%）	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	

※1 小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

※2 出火件数は、住民による初期消火後の出火件数である。

※3 屋内収容物による人的被害は、参考値である。

2 南海トラフ巨大地震

(1) 地震動・液状化

震度は、多摩地区でおおむね震度5弱と予測されている。液状化は地震動が小さいため、危険度は低いと予測されている。

(2) 被害

次の被害及び影響があると予測されている。

ア 揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害、屋外転倒物等の発生は、限定的である。

また、出火件数も限定的であるが、出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある。

イ 死傷を伴う被害は、限定的である。

ウ 首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者及び徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。

エ ライフライン及び交通施設の被害は、限定的である。鉄道は、発災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。被害が大きい東海地域以西へ向かう道路及び鉄道は、中長期にわたり利用できない可能性がある。

オ 買いだめ・買い急ぎ行動により、小売店舗の食料品及び生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下及び生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。

カ 関連企業及び取引先企業の被災並びにサプライチェーンの寸断による経済・企業活動への影響は、甚大となる可能性がある。

第2節 水害及び土砂災害

第1 水害

町で発生する風水害は、梅雨前線、台風等による水害が多くを占める。過去の水害は残堀川からの溢水によるものが多く、被害範囲は比較的限られた範囲に集中していたが、近年では内水氾濫による被害が増加しており、被害発生地区は多岐に渡っている。

町で特に大きな被害があった災害は、昭和57年9月12日及び平成4年7月15日に発生した水害で10ha以上が浸水し、平成14年10月1日の台風21号で地すべり等が発生した。

平成28年8月22日の台風9号では、約110ミリの記録的短時間大雨が発表され、道路冠水、床上・床下浸水等が発生した。

令和元年10月12日の台風19号では、大雨特別警報が発表され、道路冠水等が発生した。

第2 土砂災害

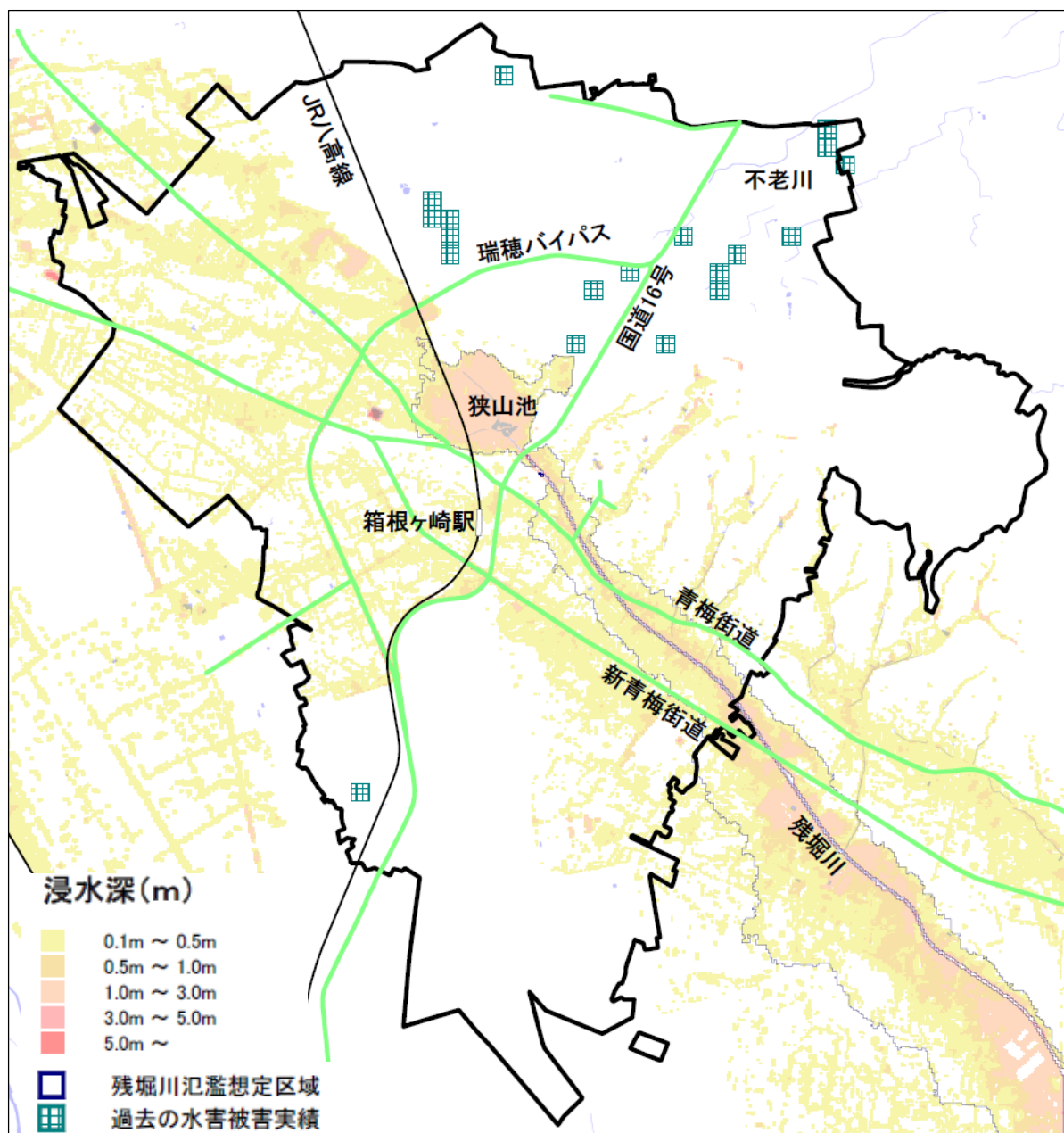
町内には、箱根ヶ崎字浅間谷に急傾斜地崩壊危険区域が1か所指定されている他、殿ヶ谷字滝田谷津に急傾斜地崩壊危険箇所が1か所存在する。

土砂災害警戒区域は42か所指定されており、うち34か所に特別警戒区域が指定されている。いずれも丘陵や台地を刻む谷に位置しており、谷壁斜面が住宅に面している。

地すべりの防止区域及び危険箇所は存在しないが、平成14年10月1日の台風21号の影響で、箱根ヶ崎字浅間谷で地すべりが発生し、家屋2戸が半壊した。

平成28年8月22日の台風9号では、町道2号線及び箱根ヶ崎・石畑地区で土砂崩れが発生した。

令和元年10月12日の台風19号では、狭山神社脇都道166号及び中央体育館北側で土砂崩れが発生した。



〈残堀川浸水予想区域及び水害被害実績〉

第6章 減災目標

第1節 国土強靱化の推進目標

町における減災目標を定めるに当たり、その基礎となる町の強靱化を推進する上での目標を国の強靱化基本計画の「基本目標」「事前に備えるべき目標」に即し、町の現状、災害の切迫性等に応じて次のように定める。

第1 基本目標

町は、次の基本目標を定め、町の強靱化を推進する。

- | |
|--|
| いかなる自然災害等が発生しようとも、
(1) 人命の保護が最大限図られること。
(2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
(3) 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
(4) 迅速な復旧復興を行うこと。 |
|--|

第2 事前に備えるべき目標

どのような災害が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能及び地域社会・経済を事前につくりあげるため、事前に備えるべき目標を定める。

- | |
|--|
| (1) 直接死を最大限防ぐ。
(2) 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保する。
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する。
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
(5) 生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
(6) 制御不能な複合災害及び二次災害を発生させない。
(7) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。 |
|--|

第2節 脆弱性評価

平成26年6月3日に内閣官房国土強靱化推進室で策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組み及び手順により、大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

第1 想定リスク

住民生活に影響を及ぼすことが想定されるリスクとして、大規模自然災害に対する評価を行うこととする。

具体的には、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価において、今後30年以内の発生確率を70%程度としている「首都直下地震による災害」を対象とし、同時に町内42か所ある土砂災害警戒区域付近での「広範囲な地区での土砂災害及び住宅密集地域での延焼火災の発生」を主なリスクとして想定した。

第 2 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を町の特性を踏まえて、次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
(1) 直接死を最大限防ぐ。	①建物、交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 ②不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災 ③異常気象等による広域な土砂災害による多数の死傷者の発生及び低地の長期的な浸水 ④情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(2) 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保する。	⑤被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止並びに避難所及び救護所の備蓄品の不足による傷病者及び関連死者の発生 ⑥医療施設及び関係者の絶対的不足・被災並びに支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する。	⑦地方行政機関の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。	⑧電力供給停止等による情報通信の麻痺及び長期停止 ⑨テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
(5) 生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	⑩上水道等の長期間にわたる供給停止 ⑪下水施設等の長期間にわたる機能停止 ⑫地域交通ネットワークが分断する事態
(6) 制御不能な複合災害及び二次災害を発生させない。	⑬市街地での大規模火災の発生 ⑭工業地域での毒劇物の流出及び漏洩 ⑮沿線及び沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
(7) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	⑯後世に残すべき町の産業及び町の経済を支える主要産業の被災 ⑰自然環境等の被災による観光客等の死傷者の発生

第 3 節 減災目標

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、町は、次のとおり減災目標を定め、都、他区市町村、住民、事業所等と協力して、減災のための対策を推進する。

なお、この減災目標は、10 年以内に達成するものとする。

※減災目標とは、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

目標1 建築物の全壊・焼失棟数を約1,040棟減少させ、死者を約40人減少させる。

住宅の倒壊・焼失による死者約40人減
○立川断層帯地震M7.4、夕方6時、風速8m/秒のケースで、住宅の倒壊（827棟）・焼失（803棟）や家具類の転倒を原因とする死者は61人となっているが、減災対策を講じることにより住宅の倒壊数580棟・焼失数460棟の計約1,040棟減少をさせて死者約40人減を達成する。

【目標達成のための主な対策】

(1) 建物の耐震化

「東京都耐震改修促進計画」との連携を図って、建物の耐震化を促進する。

- ・住宅の耐震化率は、令和2年度までに95%、令和7年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
- ・防災上重要な町所有の公共建築物をできるだけ早期に100%耐震化する。
- ・その他建築物の耐震化については、令和2年度までに95%、令和7年度末に耐震性が不十分なその他建築物をおおむね解消
- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

(2) 家具類の転倒防止等対策の推進

家具類の転倒防止等対策を推進し、家具類の転倒防止等対策実施率100%を目指す。

- ・住民自らが家具等への転倒防止対策を講じるよう、転倒防止対策の効果及び重要性を周知する。
- ・事業所等でのオフィス家具の転倒・落下防止対策実施を促進する。

(3) 安価で信頼できる工法及び装置の普及促進

安価で信頼できる耐震工法の普及を促進するとともに、耐震改修が困難な住宅の地震に対する安全性を向上するため、防災ベッド、シェルター等、地震時に安全な空間を確保し、身を守る装置の普及を促進する。

(4) 初期消火・救出・救護体制の強化

「東京防災隣組」団体認定、「地域防災力向上モデル地区」指定・支援（いずれも都による事業）への取組を促進する等、自主防災組織活動強化支援を引き続き進めるとともに、自主防災組織リーダーに対する初期消火・救出・救護研修及び訓練を実施し、自助・共助による初期消火・救出・救護体制の充実を図る。また、地域と事業所の連携を強化し、自主防災組織、事業所及び行政との協力による初期消火・救出・救護体制の充実を図る。

(5) 消防団活動体制の充実

消防団活動体制の充実により、出火防止及び延焼防止のための初期消火活動力の向上を図る。

(6) 緊急地震速報の活用

緊急地震速報を活用し、住民が早期に避難及び消火活動ができるような体制づくり及び情報伝達の迅速化を進める。

目標2 避難者を5,200人減少させ、被災者の生活早期再建の道筋をつける。

住宅の倒壊・火災による避難者を4割減
○立川断層帯地震M7.4、夕方6時、風速8m/秒のケースで、住宅の倒壊・火災による避難想定者数は約11,800人となっているが、これの4割の5,200人減とする。また、避難所の環境整備等により被災者の当面の生活を支えとともに、ライフラインの回復と合わせて応急仮設住宅への入居等を進め、被災者の生活早期再建の道筋をつける。

【目標達成のための主な対策】

- (1) 建物の耐震化 (目標1－(1)の再掲)
- (2) 被災住宅の応急危険度判定の早期実施完了
- ・被災住宅に対する応急危険度判定を7日以内に完了させる。
 - ・応急危険度判定員の確保及び研修の充実を促進する。
- (3) ライフラインの早期復旧
- ・被災から60日以内にライフラインの機能を95%以上回復させる。
 - ・うち電力7日以内、通信14日以内、ガス60日以内、上水道30日以内、下水道30日以内とする。
- (4) エレベーターの復旧
- ・マンションのエレベーターを速やかに復旧させる。
 - ・エレベーターの復旧「1ビル1台」ルールを徹底する。
- (5) その他生活再建の早期化
- ・公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上及び応急仮設住宅の建設により、被災者向け住宅の効率的供給を図る。
 - ・り災証明書の早期交付、義援金の迅速な配布その他被災者の生活の早期再建のための応急対策及び復旧対策の総合的な推進を図る。

目標3 帰宅困難者34,000人の安全を確保する。

企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により帰宅困難者34,000人の安全確保

○立川断層帯地震M7.4、夕方6時のケースで、町における外出者(帰宅困難者)想定数は約33,900人となっているが、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保等を進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

○混乱収拾後(発災後4日目を目安とする。)、事業継続及び防災対策のための従事者を除き、全員を帰宅できるようにする。

【目標達成のための主な対策】

- (1) 帰宅困難者の安全確保
- ・東京都帰宅困難者対策条例(平成24年条例第17号)に基づき、従業者等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知、3日分の備蓄の確保等に取り組む。
 - ・企業、学校等に所属せず、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
- (2) 混乱収拾後の帰宅支援の強化
- ・JR箱根ヶ崎駅等における混乱防止対策を推進する。
 - ・町内の主要大型店舗等周辺において、災害情報の提供、一時収容施設となる避難所案内等の支援を行う体制を確保する。
 - ・徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- (3) 交通機関による帰宅の支援
- ・バス等の公共交通機関を活用し、代替輸送体制を整備する。
 - ・帰宅が困難な要配慮者のための代替輸送手段を確保する。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い都市づくり

災害に強い都市の形成を図るため、建築物の耐震性強化を推進するとともに、火災の発生、危険物の存在等の危険要因への対処、また、住宅の密集地等の解消及び延焼遮断帯となる緑地、農地等の減少等への対処に努める。

あわせて、水害に強いまちづくりを目指す観点から、総合的治水対策の推進に努める。

第1節 地震に強い都市づくりの推進

担当：住民部地域課、企画部管財課、都市整備部都市計画課

町は、地震に強い都市づくりの一層の推進を図るため、次の市街地整備の方針を掲げ、整備を推進する。

項目	内容
市街地整備の方針	1 震災に強い都市構造を確保する。 2 住宅・建築物の耐震性を強化し、安全性を確保する。 3 都市施設の耐震性の向上を図る。 4 木造家屋が密集する地区等の解消及び緑地、農地等の減少等への対処に努める。
市街地整備の推進	1 市街地整備の考え方 都市計画における用途地域等の指定に基づく計画的な市街地の形成を図るとともに、良好な市街地の造成を図るため、宅地開発等指導要綱により、民間事業者に対し協力を要請する。また、住民に対しては、住宅の耐震確保に関する情報の提供を行う。 2 延焼遮断帯の想定 道路、河川、鉄道、中高層建築物、緑地等のオープンスペース等は、火災発生時の延焼遮断帯としての機能を期待できるため、次の施設等の整備を軸に地域のブロック化を図り、地震及び火災への対処を行う。 ①都市計画道路、都道 ②JR 八高線、多摩都市モノレール（延伸） ③残堀川、不老川等の河川 ④マンション、団地等の中高層建築物 ⑤公園、緑地、農地等のオープンスペース 3 防災上重要な施設の耐震性の確保 災害対策本部となる役場、指定緊急避難場所等（収容施設）その他公共施設への耐震診断の実施に努め、病院、大規模店舗等不特定多数の者が使用する施設の耐震性確保の促進を図る。

第 2 節 安全な市街地の整備及び再開発

担当：住民部地域課、都市整備部都市計画課

第 1 土地区画整理事業

町は、現在、事業認可に向けて準備中の栗原地区について、次のとおり防災の視点を取り入れ、その推進を図る。

- (1) 住工混在の解消を図り、住居、商業及び工業との調和のとれたまちづくりの推進に努める。
- (2) 首都圏中央連絡自動車道及び町における主要交通路である国道 16 号等とのアクセス道路の整備を行う。
- (3) 情報化の推進等新しい施策との調和を図り、災害時の機能整備に留意する。

第 2 老朽木造建築物対策

町は、老朽木造建築物に対し、次の対策を実施する。

- (1) 第 1 に掲げる土地区画整理事業による整備を行う。
- (2) 広報紙、パンフレット等により、住民に対し住宅の耐震性確保の重要性を周知する。
- (3) 火災の延焼危険度の高い地区から、順次、耐震性防火水槽、消防用設備の設置等その充実を図る。

第 3 節 オープンスペースの確保

担当：都市整備部建設課

災害時における広域避難場所等、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅建設用地等に活用する公園、グラウンド、緑地、農地等のオープンスペースについては、引き続き整備及び保全を行い、オープンスペースの確保を推進する。

第 1 緑の基本計画の推進

町は、「緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施する。

第 2 公園等の整備

1 公園緑地等の都市施設とする緑地の確保

町は、次のとおり公園緑地等を確保する。

(1) 住区基幹公園の確保

住区公園及び近隣公園は、地域の身近な公園として子どもから高齢者まで誰もが歩いていけることを目標に、誘致圏を考慮した施設の充実を図る。

また、地区公園については、町の総合的なレクリエーション又は避難場所として確保する。

街区公園の機能を補完するその他の公園緑地についても、その確保に努める。

(2) 広域公園の確保

都立野山北・六道山公園の整備事業に対して、町として協力し、事業を推進する。

(3) 都市計画緑地の確保

環境保全緑地としては、狭山池緑地、長谷部緑地を位置付け、その一部をレクリエーションの場として活用する。

また、市街地の水辺空間である残堀川については、親水性の高い整備を図る。

緩衝緑地としては、横田基地の航空機騒音の緩衝及び事故発生時の危険防止を目的に、同基地北部の樹林地を緑地として確保し、一部をレクリエーションの場として活用する。緑道は、歩行

者の安全性及び快適性の確保又は災害の防止、避難路等となるよう維持管理に努める。

2 制度上安定した緑地の確保

町は、「みどりの保存制度」により、長岡長谷部、箱根ヶ崎及び元狭山地区の平地林等を法的に担保性のある保存樹林指定を行い、緑地として確保する。

また、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）の市民緑地及び緑地保全地区の指定を検討する。

第3 オープンスペースの把握及び利用

町は、広域避難場所等、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅建設用地等に活用する公園、グラウンド等のオープンスペースについて、定期的に実態調査を実施し、その把握に努めるとともに、都等の関係機関と協議し、各機関が持つ調査資料との整合を図る。

1 オープンスペースの活用

町は、防災上利用できるものとして、福生消防署と連携して次の事項の調査及び検討を行い、この計画中に組み入れる。

(1) 検討事項

- ア ヘリコプター緊急離着陸場
- イ 応急仮設住宅建設予定地
- ウ 防災倉庫の設置等、備蓄物資、資機材等の保管場所及び消防水利
- エ 一時（いつとき）避難場所、広域避難場所
- オ 消防部隊の集結場所、消防署及び消防団施設充実強化のための用地
- カ 帰宅困難者の滞留・休憩場所

(2) 留意事項

- | | |
|----------------|-------------|
| ア 住所 | オ 取付道路の状況 |
| イ 所有者、管理者及び連絡先 | カ 現在の利用状況 |
| ウ 面積 | キ 被災時の活用予定等 |
| エ 設備 | |

2 オープンスペースの利用調整

町は、震災時の応急対策活動を円滑に行うことができるよう、可能な限り事前にオープンスペースの用途を定める。

第4節 道路及び橋りょうの整備

担当：都市整備部建設課

第1 都市計画道路の整備推進

「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画 H28～R7年度）」において位置付けられた町域の路線は、都施行で1路線、町施行で3路線、その他施行（土地区画整理事業）で2路線の計6路線が優先整備路線となっている。

このうち、都施行で3路線、町施行で1路線事業が開始されている。その他、町単独事業で1路線、殿ヶ谷及びJR箱根ヶ崎駅西の2地区の土地区画整理事業で4路線の整備が進められている。

また、局所的な渋滞対策として都が施行する「第3次交差点すいすいプラン」に町域では2か所が指定されている。

第2 生活道路の整備

町は、地区から発生する交通を迅速に幹線道路に導き、通過車両等を適正に分散し、周辺公共施設とのネットワークの形成を図る等の施策を推進する。

特に、消防活動困難区域の解消及び行き止まり道路の解消を図るために、道路拡幅等の改良整備及び地区内の道路ネットワークの充実に努める。

第3 道路の安全確保

町は、消防車走行の道路について、消防活動困難区域の解消を図るための拡幅を行い、災害時の避難路となる道路については沿道の危険要因の解消（危険物の除去、危険ブロック塀、屋外広告物等の改良）を行う。

また、道路については、延焼遮断帯としての機能も持っているため、植栽及び消防水利の設置等を行う。

第4 橋りょうの維持管理

国道16号の「八高線跨線橋」をはじめ、残堀川等に架かる橋りょうについては、管理者がそれぞれ定期的に点検を実施している。

第5節 総合的な治水対策の推進

担当：都市整備部都市計画課・建設課、西多摩建設事務所

第1 河川の整備

町は、不老川の早期改修を図るように、流域の自治体と協力して埼玉県に要請する。

なお、残堀川については、河川整備が概成している。

第2 雨水流出抑制対策

都市化の進行に伴う市街地の雨水の処理等総合的な治水対策を促進する。

1 流域整備計画の目標

町及び都は、流域対策と合わせて50mm/h程度の降雨に対する治水安全性を確保する。

開発指導における雨水流出抑制対策基準は、次のとおりである。

(1) 残堀川流域整備計画

開発規模	指導主体	対策基準
1.0ha以上	都	600m ³ /ha
0.1～1.0ha		400m ³ /ha
0.1ha未満	市・町	300m ³ /ha

(2) 新河岸川流域整備計画

開発規模	指導主体		対策基準
	都	埼玉県	
1.0ha以上	市・区・町	県	950m ³ /ha
0.05～1.0ha未満		市・町	500m ³ /ha

2 その他雨水流出抑制対策

町は、浸水のおそれのある地域の防止対策を中心に、次に掲げる雨水流出抑制対策施設の整備を図るとともに、公共施設や民間大規模施設における雑用水への雨水利用システムの導入推進、住民、事業所等において簡単にできる雨水利活用の啓発PR等を行う。

- (1) 浸透トレンチ
- (2) 浸透U字溝
- (3) 浸透ます
- (4) 透水性舗装
- (5) 貯留池等

第3 下水道の整備

町は、下水道の整備については、1時間50ミリの降雨（5～6年に1回程度）に対処できる施設の整備を行っている。今後も河川改修との調整を図りながら雨水排水施設の整備を推進する。

第2章 施設構造物等の安全化

全ての施設構造物等をあらゆる災害に対して常に無傷で耐えられるよう整備することは、技術的・財政的にも限界があるため、施設構造物の安全対策は、次のように対応する。

- (1) 生命の安全を第一とし、施設の被害はある程度容認しつつも施設全体の被害を最小限に食い止めるために、施設構造物等の「重要度」に応じた耐震性向上を図る。
 - (2) 災害に耐えうる性能を確保するため、個々の施設構造物等の耐震設計のほか、水道、電気、通信、ガス等ライフライン停止時の代替対策、一つの機能支障が全体の機能停止につながることをないよう多重化対策を施す等、総合的なバックアップ機能を持つシステムを確保する。
- 以下には、エレベーター対策、家具類の転倒防止、がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止等について記載する。

第1節 道路及び交通施設の安全化

担当：都市整備部建設課、西多摩建設事務所、東日本旅客鉄道株式会社

第1 道路施設

道路管理者は、耐震性、安全性の確保について、次の基準に基づき実施する。
また、非常時の情報収集体制の充実、障害物除去用資機材の確保等を進める。

道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成31年1月）及び「道路橋示方書・同解説」（公益社団法人日本道路協会：平成30年8月）に従い、地質、構造等の状況に応じ、兵庫県南部地震の地震に対しても、落橋及び倒壊を生じないよう安全性を強化する対策を実施する。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、次のとおり耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策及び早期復旧に向けた対策を図る。

なお、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

- (1) 鉄道駅及び駅間施設の耐震化を促進
- (2) 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国、各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保
- (3) 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止

第2節 ライフライン施設の安全化

担当：住民部地域課、都市整備部都市計画課、都、東京電力パワーグリッド株式会社、武陽ガス株式会社、入間ガス株式会社、瑞穂町燃料商組合、日本郵便株式会社、株式会社NTT東日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

第1 水道施設

都（水道局）は、次のとおり水道施設の耐震化及び機能強化を実施する。

1 水道施設の耐震化

- (1) 浄水場、給水所等の構造物は、耐震性の評価を行い、必要に応じて耐震補強を実施する。
- (2) 耐震性の劣る経年管及び初期ダクタイル管を対象に、震災時における断水等の被害軽減を目的として、抜け出し防止機能を有する耐震継手管及び鋼管への取替を実施する。
- (3) これまで優先的に整備を進めてきた首都中枢機関、医療機関等の重要施設への供給ルートに加え、新たに震災時に都民が多く集まる避難所、主要な駅への供給ルート等について、優先的に管路の耐震化を実施する。
- (4) 取出口径が50mm以下の給水管は、公道下においてステンレス化がほぼ完了した。75mm以上の給水管については、優先順位を定め、計画的に耐震継手管に取り替える。

2 バックアップ機能の強化

- (1) 管路の二重化、送配水管ネットワークの構築等、震災時においても水道システムとしての耐震性の向上を図る。
- (2) 震災時に停電が発生した場合について、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水場及び給水所に自家用発電設備を整備する。

第2 下水道施設

1 既存施設の耐震診断及び補強の推進

町は、耐震診断の結果、補強が必要と判断された施設については、重要度の評価を行い、計画的に対策を実施する。

2 災害時の事業者との連携強化等

町は、災害時に迅速な復旧体制を構築できるように、平常時から事業者との連携等の対策を進める。

第3 電気施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、次のとおり電気施設の安全対策を実施する。

1 電気施設の安全化

電気施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い、施工している。

2 電気系統

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に務める。

第4 ガス施設

武陽ガス株式会社、入間ガス株式会社及び瑞穂町燃料商組合加盟の各事業者は、次のとおりガスの安全対策を実施する。

1 都市ガス施設

都市ガスにおける設備及び施設の設計は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の諸法規並びに建築学会、土木学会及び日本瓦斯協会の基準に基づいており、供給設備については、導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

2 プロパンガス

地震発生時及び浸水時のボンベの転倒・流出防止、ガス漏えい防止等の強化を図り、平常時から
の安全な取扱い並びに地震発生時及び浸水時の措置について、使用者への周知を図る。

第5 通信施設

1 日本郵便株式会社の対策

(1) 施設の安全化対策

局舎等の不燃堅牢化等の改善計画の推進、防災中枢機能等の確保及び充実、局舎等における予
防措置並びにコンピュータシステムの安全確保に努める。

(2) 整備計画

被災地における郵便の運送及び集配の確保を図るため、車両等の運送施設、集配施設、郵便機
械類及び用具の整備に努める。

2 株式会社NTT 東日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモの対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）
の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の事項に基づき通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散配置すること。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

カ 重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するた
め、2ルート化を推進すること。

3 各通信事業者の対策

(1) コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置することにより、震災時に無料で安否確認
等の緊急連絡を可能とし、災害時の情報ステーション化への取組を行う。

(2) 人口密集地域及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。

(3) 早期のサービスエリア復旧のための対策等を行う。

第3節 エレベーター対策

担当：企画部管財課、都

第1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

町は、町施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進める。特に、避難者及び要配慮者を収
容する施設、多数の人が利用する施設等を優先する。その他民間施設のエレベーターについて、都と
連携し、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を促進する。

なお、都（都市整備局）は、医療機関が災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要があるため、百貨店、病院等、不特定多数の人が利用する一定規模以上の建物について、改修計画の報告を求める。

第2 救出体制及び早期復旧体制の構築状況の把握

町は、都が一般社団法人日本エレベーター協会と連携して進めるエレベーター閉じ込め発生時における救出体制（救出要員増員のための講習実施、保守管理会社の連絡体制強化、エレベーター閉じ込め有無確認のための遠隔監視装置の普及及び緊急通行車両等事前届出済証の交付事前申請）の構築並びに早期復旧体制（「1ビル1台」ルールの徹底、自動診断復旧システムの採用）の構築の町内における進捗状況を定期的に把握するよう努める。

第4節 建築物等の安全化

担当：住民部地域課、都市整備部都市計画課、都

第1 公共建築物等の耐震不燃化等

1 瑞穂町耐震改修促進計画に基づく耐震不燃化の推進

町は、「瑞穂町耐震改修促進計画」に基づき、都、国等と連携し、町内の公共建築物等の耐震診断及び耐震改修を進める。

達成すべき目標としての耐震化率は、次のとおりとする。

- (1) 町有の建築物については、防災上重要な建築物の耐震化率をできるだけ早期に100%
- (2) その他建築物の耐震化については、令和2年度までに95%、令和7年度末に耐震性が不十分なその他建築物をおおむね解消

なお、震災時における児童生徒等の安全確保、大地震時の避難、救護又は被災者の避難所となる小中学校については、耐震化率100%達成済みである。

2 天井脱落対策の推進

町は、体育館、ホール等の人が多く集まる大規模な施設について、国土交通省が定める天井脱落対策に基づき必要な安全対策を講じる。

第2 民間建築物の耐震化

町は、「瑞穂町耐震改修促進計画」に基づき、都、国等と連携し、次のとおり町内の民間建築物の耐震化を推進する。

- (1) 住宅所有者への意識啓発及び知識の普及（パンフレットの配布、耐震診断相談会の実施等）
- (2) 住宅関連助成制度（木造住宅耐震診断費助成制度、木造住宅耐震改修費助成制度、木造住宅簡易耐震改修費助成制度）の活用
- (3) 耐震化促進に対する支援策（住宅耐震改修による現行減税制度の周知及び普及、耐震アドバイザーの派遣、住宅リフォーム資金融資斡旋等）の実施及び検討
- (4) 耐震診断及び耐震改修工事に関する情報提供（支援制度、工事に関する事業者等についての情報提供）

2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

(1) 都

都は、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年条例第36号）に基づき、次のとおり沿道建築物の耐震化対策の推進に努める。

- ア 特定沿道建築物の所有者の耐震診断、耐震改修の実施状況等についての報告義務化
- イ 特定沿道建築物の所有者に耐震診断の実施を義務化するとともに、行政指導及び実施命令により義務の履行を確保
- ウ 耐震性能が不十分な特定沿道建築物の所有者に耐震改修等の実施努力を義務化するとともに、行政指導及び実施勧告により耐震改修等の実施を促進
- エ 耐震診断、耐震改修等の費用助成制度

(2) 町

町は、次のとおり耐震化対策の実現に向け、支援策を講じる。

- ア 都による対策について、広報、ホームページ等を活用し、随時、その重要性及び進捗状況を住民向けに広報する。
- イ 自主防災組織等に対し、関係する沿道建築物の耐震化の現況について、問題意識の共有化を図る。

第5節 落下物等の防止

担当：住民部地域課、都市整備部都市計画課・建設課、都

第1 窓ガラス等落下物の安全化

窓ガラス等の落下防止対策については、主として建築基準法及び同法施行令等により基準を定めることで行われており、都は、定期報告等の機会を活用して、建物所有者や管理者に対し周知を図っていくとともに、未改修ビルの所有者及び管理者への計画的・定期的な指導を実施することとなっている。

第2 屋外広告物に対する規制

都は、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）及び道路占有許可基準に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時に危険防止等の指導を行っている。一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させる等、指導の強化を図る。

第3 自動販売機の転倒防止

町は、主要道路に設置されている自動販売機の転倒防止措置について業者指導を国に働き掛けるとともに、福生警察署の協力を得て、不法設置の取締り等必要な指導を行う。

第6節 がけ、よう壁、ブロック塀、急傾斜地等の崩壊防止

担当：住民部地域課、都市整備部建設課、都

第1 がけ、よう壁等の安全化

都は、がけ地に建築物、よう壁等を設ける場合は、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和26年条例第89条）に基づき、防災上の見地から指導を行っている。

なお、町内に宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定される「宅地造成工事規制区域」はない。

第2 ブロック塀等の安全化

1 建築基準法の規定に基づく指導

町は、主な避難路と想定される道路については、必要な補強を行うよう改善指導を行い、新たにブロック塀を設置する者に対しては建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導を行う。

2 ブロック塀等の生垣化の推進

町は、町の緑化推進とともに、防災の面からブロック塀に替えて生垣に改修する際に補助金を交付する制度を設けており、地震発生時の避難の安全性確保を図るため、住民に対して制度の周知を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策等

1 急傾斜地崩壊対策

現在、町内では、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜崩壊危険区域が各1か所指定されている。

都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき指定した急傾斜地崩壊危険区域において、住民、町等からの要望及び協力を受けて崩壊防止工事を行う。

2 土砂災害警戒区域等対策

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

都は、土砂災害のおそれある区域地形等の状況について基礎調査を実施し、住民説明会等を実施した後に、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

土砂災害警戒区域等に指定された場合は、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置並びに宅地建物取引における措置が行われる。

(2) 警戒避難体制の確保

町は、土砂災害警戒区域等の指定及び見直しがあった場合は、この計画に警戒区域ごとの警戒避難体制を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知する。

第3章 出火、延焼等の防止

立川断層帯地震における被害想定では、出火件数5件、焼失棟数は873棟（冬の夕方6時、倒壊建物を含む。）の延焼火災発生が想定されている。町は、木造建築物の比率が高い地区、道路幅員が狭い地区及び住工混在地区について、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止等の対策を定める。

第1節 出火の防止

担当：住民部地域課、都、福生消防署

第1 火気使用設備・器具の安全化

福生消防署は、東京都火災予防条例（昭和37年条例第65号）に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具の周囲の保有距離の隔離及び固定等、各種安全対策の継続推進を図るとともに適正な機能を保持するため、火気使用設備・器具の点検及び整備についての指導の徹底を図る。

第2 石油等危険物施設の安全化

福生消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止及び流出防止の対策の推進を図る。

第3 液化石油ガス消費施設の安全化

都（環境局）は、所管する液化石油ガス販売事業者に対して立入検査等を行い、保安の確保に努めているが、特に震災対策の強化を図るため、平成9年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定しており、これに基づき、地震時における容器の転倒防止、配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導の徹底を図る。

第4 化学薬品、電気設備等の安全化

1 化学薬品の安全化

都（保健福祉局・教育庁）は、化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的・体系的な安全対策を指導し、化学薬品の保管の適正化を推進している。

主な指導要綱	①化学薬品容器の転倒落下防止措置 ②化学薬品収納棚の転倒防止措置 ③混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ④化学薬品収納場所の整理整頓 ⑤初期消火資器材の整備
--------	---

2 電気設備等の安全対策

変電設備、自家発電設備等の電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止及び延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。

福生消防署は、火災予防上支障のない措置及び耐震措置を指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の推進を図る。

3 電気器具からの出火防止

福生消防署は、地震時の電気器具及び配線からの出火を防止するために、安全措置対策の設置を指導する。

第5 その他出火防止のための査察・指導

福生消防署は、飲食店、病院、大規模店舗等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備、器具等の固定、当該設備及び器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。その他事務所、一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

また、製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

さらに、各事業所に対して、東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、当該計画を作成していない事業所に対しては、作成を指導する。

第6 住民指導の強化

福生消防署及び町は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人一人の出火防止に関する知識、地震に対する備え等の防災教育を推進する。

また、起震車等の指導用資器材を活用し、実践的な出火防止訓練を通じて住民の防災行動力の向上を図る。

さらに、各家庭からの出火及び火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

なお、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、住民等への指導を行っていく。

出火防止等に関する備えの主な指導事項	出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項
①住宅用火災警報器の普及 ②消火器の設置、風呂水の汲み置き、バケツの備え等消火準備の徹底 ③対震自動消火装置付火気器具の点検・整備、ガス漏れ警報器、漏電遮断器等出火を防ぐための安全な機器の普及 ④家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底 ⑤火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 ⑥カーテン等への防災品の普及 ⑦灯油等危険物の安全管理の徹底 ⑧防災訓練への参加	①VR 防災体験車、まちかど防災訓練車、起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進 ②「地震だ！まず身の安全」の徹底。揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。 ③地震直後の行動。火の元確認及び初期消火の徹底。火を使っている時は、揺れがおさまってから慌てず火の始末。出火した時は、慌てず初期消火 ④避難等により自宅を離れる場合は、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断等、出火防止の徹底 ⑤ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底 ⑥ライフラインの復旧時における電気、ガス器具等からの出火防止の徹底

第2節 初期消火体制の強化

担当：住民部地域課、福生消防署

第1 消防用設備等の適正化指導

福生消防署は、消防用設備が地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、住民及び事業所に対し耐震措置を指導する。

第2 初期消火資器材等の普及

1 消火器の配備

町は、東京都震災対策条例に基づき、震災時における火災予防対策の一環として、各地域に消火器を設置し、初期消火体制を促進する。

2 家庭、事業所等への普及

町は、一般家庭に対して、防災訓練、集会、印刷物等により、消火器をはじめ水バケツ等の消火用水の設置について、積極的に普及を図る。

また、消火器具等の設置義務のない事業所に対して、積極的に自主設置を指導する。

3 住宅用火災警報器の設置促進

福生消防署は、住宅用火災警報器の設置が義務化されたため、全ての住宅に設置促進を図る。

第3 住民及び事業所の自主防災体制の強化

福生消防署及び町は、初歩から段階的に体験できるような訓練の推進及び地域の協力体制づくりを進め、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

また、全ての事業所に対し、事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種訓練、指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。あわせて、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携強化により、地域との協力体制づくりを推進する。

第3節 火災の拡大防止

担当：住民部地域課、福生消防署、消防団

第1 消防活動体制の整備強化

福生消防署は、町、福生市、羽村市の2市1町を管轄しており、町には瑞穂出張所がある。

福生消防署は、消防車両の配置状況等を勘案し、これらの消防力を地震等においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

また、地震等により多発する救助事象に迅速に対応するため、救助用資器材を配置している。

第2 消防水利の整備

町は、震災時の同時多発火災に対処するため、既存の消防水利の機能維持を図るほか、焼失危険度が高い地域を中心に整備を図り、消防活動困難区域の解消に努める。

その他、次のとおり整備の促進を図る。

- (1) 震災時における避難者の人命安全を確保するため、広域避難場所に通じる主要道路の周辺に防火水槽を整備しておく。
- (2) 民間の開発行為、区画整理事業等の機会を活かした防火水槽の整備を図る。
- (3) 消防水利不足地域における用地取得を推進する。

第1編 総則・予防計画 第2部 災害予防計画
第3章 出火、延焼等の防止

- (4) 雨水貯留施設、親水公園等、他用途水源の活用を推進する。
- (5) 巨大水利の開発、確保等、多角的な方策による整備の促進を図る。
- (6) 河川、用水路等の消防水利機能の確保及び整備を図る。

第3 消防団体制の強化

町は、災害時における消防団活動を強化・充実するため、可搬式ポンプ、照明機具及び応急救護資材を整備・増強し、更に無線通信訓練及び福生消防署との連携による教育訓練を実施し、消防団員の技術の向上及び資質の練磨を図る。

第4 消防活動が困難な区域への対策

町は、道路の拡幅、防火水槽等の充実、可搬式ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の測定結果及び地震時における焼け止まり効果の測定結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して、消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

第5 地域防災体制の確立

町及び福生消防署は、次の対策を推進し、地域の防災体制を確立する。

1 自主防災組織と事業所との連携体制

地震による火災等の災害から住民及び地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要である。このため、地域の自主防災組織、事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

2 防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるためには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動及び自主防災組織、事業所の自衛消防隊等の各組織の協力が必要である。このため、組織間の連携促進を目的として、定期的な防災訓練の実施を推進する。

第4節 高圧ガス、有毒物質等の安全化

担当：都、福生消防署、西多摩保健所

第1 高圧ガス保管施設

都（環境局）は、施設を設置する際には、法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、第一種製造者については、事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに、定期的な保安検査を行う。その他随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び安全性の確保に努める。

なお、東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、安全性の強化に努めるとともに、きめ細かい指導を行っている。

また、福生消防署は、震災時の安全性の確保のため、同条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、当該計画が未作成の場合は、作成を指導する。

第2 毒物・劇物取扱施設

都（福祉保健局（西多摩保健所・健康安全研究センター））は、毒物・劇物による危害未然防止を

図るため、所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、震災対策等事故防止策、事故発生時の対応措置、定期的防災訓練の実施等を指導する。

また、福生消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、当該計画が未作成の場合は、作成を指導する。

なお、小中高等学校においては、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」に基づき、実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努める。

第3 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、国（科学技術庁）が、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備し、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

都（福祉保健局（西多摩保健所））は、RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行う等、地域住民の不安除去に努める。

また、福生消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、当該計画が未作成の場合は、作成を指導する。

第5節 文化財施設の安全対策

担当：教育部図書館

第1 郷土資料館収蔵資料

町は、郷土資料館について、次の安全対策を実施する。

- (1) 収蔵資料リストを作成する。
- (2) 資料収蔵庫及び展示室の防災設備の整備点検を行う。
- (3) 収蔵庫の整理整頓に努める。

第2 文化財

町及び所有者又は管理者は、次のとおり災害予防対策の充実を図る。

- (1) 町は、所蔵文化財リストを作成する。
- (2) 所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。
- (3) 所有者又は管理者は、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- (4) 所有者又は管理者は、文化財防災点検表を作成する。

〈点検内容（主要項目）〉

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ア | 指定文化財及び登録文化財周辺の整備及び点検 |
| | ①文化財の定期的な見回り及び点検 ②文化財周辺環境の整理及び整頓 |
| イ | 防災体制の整備 |
| | ①防災計画の作成 ②巡視規則及び要項の作成等 |
| ウ | 防災知識の啓発 |
| | ①国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 |
| | ②ポスターの掲示及び防災訓練への参加の呼び掛け |

エ 防災訓練の実施

オ 防災設備の整備及び点検

①外観点検 ②機能点検 ③総合点検 ④代替措置の整備

カ 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制及び文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第4章 安全避難の環境整備

第1節 避難体制の整備

担当：住民部地域課

第1 避難対策実施要領の策定

町は、避難者の安全を保持するとともに、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容、方法等について必要な検討を行い、避難対策実施要領として取りまとめる。

避難対策実施要領は、おおむね次の事項について策定する。

- (1) 避難所等への職員の適切配置
- (2) 適宜正確な情報を提供するとともに、必要な指示を行うための情報伝達手段
- (3) 医療救護所の設置、医師・看護師等の派遣
- (4) 避難所等の衛生保全
- (5) 飲料水、食料及び救援物資の手配及び配給方法
- (6) 避難解除の場合の避難者の帰宅行動、他の避難所等への移動が必要な場合の安全かつ円滑な誘導
- (7) 広域避難

第2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

町は、「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月）」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

第3 広域避難への備え

町は、災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難所等の指定・整備

担当：住民部地域課

第1 避難所等の指定

町は、住民等の避難のために、法令等による一定の基準を満たす施設を指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として指定する。その場合、当該施設の管理者の同意を得る。

また、緊急避難場所・避難所を指定した場合は、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

区分	内容
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、又は災害により家に居られなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設
広域避難場所	地震等による火災が延焼拡大して地域全体が危険となった場合に避難する場所
一時避難場所	延焼火災などから一時的に身を守るために避難する場所。一時避難場所

	が更に危険になった場合は、更に規模の大きな広域避難場所に避難する事になる。
--	---------------------------------------

第2 避難所等の管理運営のための設備等の整備

1 避難所等の整備

町は、避難所等の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、次のとおり必要な設備等の整備に努める。

- (1) 飲料水及び生活水の確保のための設備
- (2) 要配慮者に配慮した備品及び設備
- (3) 停電時に備えた備品及び設備
- (4) 情報収集、情報提供及び連絡手段の確保のための備品及び設備
- (5) 食料の備蓄
- (6) 暑さ・寒さ対策の備品及び設備
- (7) ペット同行避難に備えた飼養場所
- (8) 衛生管理対策に関する衛生資材

2 標識の設置

町は、避難所等を明示し、避難誘導を円滑に行うため、標識の設置及び避難所等の周辺に案内板の整備を推進する。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難所等であるかを明示する。

第3節 避難所等の管理運営体制等の整備

担当：住民部地域課

第1 避難所等管理運営マニュアルの作成

町は、避難所等の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」「避難所の防火安全対策」「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）等に基づき、「避難所管理運営マニュアル（基本型）」（以下「マニュアル（基本型）」という。）を作成する。

なお、マニュアル（基本型）の作成に当たっては、「避難所等自治組織の確立」を中心として、特に次の事項について留意する。

- (1) 避難所等の運営において、管理責任者に一人以上の女性を配置する等女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保等、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営であること。
- (2) 避難所等運営組織の中に衛生管理担当を設置すること、敷地内にごみの集積場所を指定すること等、避難所等の衛生管理対策を促進すること。
- (3) 避難所等運営組織の中に食料供給管理担当を設置し、高齢者及び乳幼児並びに食物アレルギーに配慮した食物の供給に留意すること。
- (4) 避難所等運営組織の中に防火担当責任者を指定する等、避難所等の防火安全対策を促進すること。
- (5) 避難所等は、在宅避難者を含めた当該地域における被災者向けの情報発信の拠点であり、在宅避難者が必要な水、食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点になることを避難所等の避

難者に周知徹底すること。

第2 動物救護活動への協力体制の整備

町は、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都及び関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

第4節 その他安全避難の環境整備

担当：住民部地域課

第1 避難誘導対策

町は、非常災害時に際して、被災者を安全な場所に迅速かつ適切に避難させるため、平素から特に次の事項に留意して避難誘導対策の万全を期する。

- (1) 平素から各種の広報手段を活用し、住民に対し非常災害時における浸水予想区域、土砂災害危険箇所、避難所等、避難経路、避難時の留意事項等について、ハザードマップの作成、普及等活発な活動を行う。
- (2) 町は、あらかじめ避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等と災害時における連携体制を確立する。
- (3) 学校、事業所、大規模店舗、交通機関その他多人数が集まる場所の責任者、管理者等と密に連絡し、避難時の措置を検討しておく。
- (4) 町及び関係機関は、避難指示等を発する手順、伝達方法、機関相互の連絡方法並びに避難誘導方法を研究・検討する。
- (5) 避難経路となる道路沿道への災害対応型自動販売機設置を促進する。

第2 住民による事前確認事項

住民は、多数かつ迅速な避難を要する非常災害の発生に備え、あらかじめ次の事項を心掛けることとする。

- (1) 避難経路の選定並びに避難所等、広域避難場所及び一時集合場所を確認しておく。
- (2) 避難経路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- (3) 非常持出品（貴重品、食料、水、医薬品、消毒液・口腔ケアセット等の衛生用品、ラジオ等）を準備しておく。
- (4) 避難行動要支援者の避難を地域住民（自主防災組織等）の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- (5) 家族で地震発生時の役割分担、避難、連絡方法等の行動予定表を話し合っておく。

第5節 要配慮者の安全確保

担当：住民部地域課、福祉部福祉課・子育て応援課・高齢者福祉課・健康課、福生消防署

要 配 慮 者：高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者

第1 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報及び支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、次のような施策の推進を通じて、近隣、地域住民等との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制及

び連携体制を平常時から確立する。

1 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の見直し

町は、「瑞穂町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」について、最新の情報等を反映して継続的に見直しを行う。

2 都が実施する研修への参加

町は、都（福祉保健局）が行う要配慮者に関する研修に参加し、実情に即した防災行動力の向上に努める。

3 防火防災診断への協力呼び掛け

町は、福生消防署と連携を図り、東京消防庁が実施する「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認、住宅用防災機器の設置等に関する指導及び助言を行うこと。）がより効果的に行われるよう PR 等に努める。

4 帰宅困難となった要配慮者の安全対策

町は、障がい者通所施設、介護サービス事業者等と連携し、帰宅困難者及び家族等の主な支援者が帰宅困難となった場合に孤立する要配慮者を把握し、優先対応等の配慮について、事前に検討する。

5 防災訓練への参加促進

町は、防災訓練の実施に当たっては、要配慮者及び社会福祉施設関係者の積極的な参加を呼び掛け、防災行動力の向上に努める。

6 救急通報・住宅火災通報システムの整備

町は、障がい者又は 65 歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象とし、引き続き救急通報・住宅火災通報システムの整備を推進する。

7 消防のふれあいネットワークづくりの推進

福生消防署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進し、在宅の要配慮者の近隣での助け合い、社会福祉施設等の被災時における近隣での助け合いを促進する。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の避難支援等を行うため、「瑞穂町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、「避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）」を作成する。

1 避難行動要支援者名簿

避難等に特に支援を要する方の名簿で、平常時は町が管理し、災害発生時のみ活用する。

概要は、次のとおりである。

(1) 避難支援関係者となる者

避難支援関係者となる者は、次のとおりである。

①福生警察署	⑤瑞穂町社会福祉協議会
②福生消防署	⑥消防団
③民生委員・児童委員協議会	⑦その他避難支援等の実施に携わる関係者
④自主防災組織	

(2) 避難行動要支援者の範囲

名簿に掲載する要支援者の範囲は、次のとおりである。

- | |
|------------------------------------|
| ①在宅の身体障害者手帳1級又は2級の者 |
| ②在宅の愛の手帳（療育手帳）1度又は2度の者 |
| ③在宅の精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の者 |
| ④在宅の難病患者（ほぼ全ての介助が必要な者又は歩行で介助が必要な者） |
| ⑤介護保険要介護3～5の者 |
| ⑥在宅の75歳以上のみ世帯の者 |
| ⑦特に避難の支援が必要な者 |

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町が管理する関係システムから抽出し、作成する。掲載項目は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ①氏名（ふりがな） | ⑤電話番号その他連絡先 |
| ②生年月日（年齢） | ⑥避難支援等を必要とする事由 |
| ③性別 | ⑦その他避難支援の実施に関し町長が必要と認める事項 |
| ④住所又は居所 | |

(4) 名簿の更新及び情報共有

名簿の更新は、年1回以上とする。名簿の情報は、関係部署で共有する。

(5) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置

災害時において、名簿を提供する際には、情報漏えいを防止するために名簿取扱者の限定、保管方法、秘密の保持等を指導する。

(6) 発災時等における避難支援等関係者の安全確保の措置

災害の状況によって避難支援が必ずしも行われる保証がないこと、支援者による支援が法的な責任及び義務がないことを周知する。

2 個別計画

名簿掲載者のうち特に支援が必要な者を優先し、町、地域、福祉関係者等と連携して、支援者、支援方法等を検討し、個別計画を作成する。作成した個別計画の情報は、関係者で共有する。

第3 社会福祉施設等の安全対策

町は、都（福祉保健局・福生消防署）及び各施設管理者と連携し、次のような施策の推進を通じて、社会福祉施設等の安全強化を図る。

1 社会福祉施設等の耐震化及び安全対策

「瑞穂町耐震改修促進計画」に基づき、都（福祉保健局）と連携し、要配慮者が利用する入所施設及び保育所について耐震化を100%とする。

また、都（福生消防署）と連携し、高齢者及び障がい者を対象とする施設に対し、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等施設整備に努める。

2 社会福祉施設等と地域の連携

自衛消防組織等による施設自体の防災行動力の向上並びに施設、周辺地域の事業所及び自主防災組織との間及び施設相互間で災害協定を締結する等地域との連携の促進を図る。

3 避難行動の習得

各施設の自衛消防訓練には、地域住民等の協力による避難活動及び初期消火訓練を実施するとともに、地震を想定した救出救護訓練を取り入れる。

また、夜間訓練を含める等、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

4 要配慮者利用施設の避難確保

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設について、この計画にその名称及び所在地を定め、避難確保計画作成等の支援を行う。

この計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

第4 二次避難所（福祉避難所）の指定等

町は、自宅及び避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療、介護等の必要なサービスを提供するよう、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設を二次避難所（福祉避難所）として指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加え、要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持に努める。

第6節 帰宅困難者対策実施体制の整備

担当：住民部地域課、都市整備部産業課、教育部教育指導課、福生消防署、東日本旅客鉄道株式会社

第1 一時滞在施設の確保

町は、大規模店舗等事業者の協力を得て、帰宅が可能になるまでのマイカーの駐車スペース及び帰宅困難者の一時滞在施設を確保する。当該確保に当たっては、備蓄品の購入への支援、施設の整備に対する支援、運営及び行政との連絡体制の整備に対する支援等各種支援策を検討し、協定の締結、運営要領の策定等に努める。

第2 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底及び意識啓発

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

町は、住民、事業所及び町が取り組むべき基本的事項を定めた東京都帰宅困難者対策条例について、普及啓発を図る。

〈東京都帰宅困難者対策条例の概要〉

- ①企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ②企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ③駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ④学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ⑤官民による安否確認及び災害関連情報提供のための体制整備等
- ⑥一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村及び民間事業者との連携協力
- ⑦帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2 帰宅困難者心得 10 か条の普及

町は、住民に対し、ラジオの携帯、帰宅地図の準備等を内容とする「帰宅困難者心得 10 か条」の普及を図り、関係機関、学校等に対して意識啓発を図る。

〈帰宅困難者心得 10 か条〉

- ①慌てず、騒がず、状況確認
- ②携帯ラジオをポケットに
- ③つくっておこう帰宅地図（東京都防災マップを見る。）
- ④ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥事前に家族で話し合い（連絡手段・場所）
- ⑦安否確認、災害用伝言ダイヤル等、遠くの親戚（災害用伝言ダイヤル・災害用ブロードバンド伝言板・災害用伝言板）
- ⑧歩いて帰る訓練を
- ⑨季節に応じた冷暖準備（携帯カイロ、タオル等）
- ⑩声を掛け合い、助け合おう

第3 帰宅困難者への情報の収集及び提供の仕組づくり等

1 帰宅困難者への情報収集及び提供体制の構築

町は、被災者自身がNTT 災害時伝言ダイヤル「171」による連絡を行えるよう、広報、ホームページ等を通じて周知に努める。

インターネット等を活用し、鉄道、道路等に滞留する帰宅困難者が必要とする情報の収集・提供のネットワーク化を図る。

また、交番等における呼び掛け、張り紙の掲示、放送・報道機関からの情報提供等各機関の連携及び情報提供体制の構築を図る。

2 災害時帰宅支援ステーション等の周知

町は、都が指定している災害時帰宅支援ステーション及び帰宅支援対象道路 16 路線並びに都が整備する帰宅困難者対策ポータルサイト、防災 Twitter 等の活用、普及等の周知に努める。

また、幹線道路沿いの事業者等に、徒歩帰宅者にトイレの使用等の支援を行うよう働き掛ける。

〈災害時帰宅支援ステーションの概要〉

指定されている施設は、学校等の公共施設、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第4 事業所、学校等における対策の推進

1 事業所における施設内待機方針の策定

福生消防署は、東京都帰宅困難者対策条例に基づく改正告示により追加になった従業員の一斉帰

第1編 総則・予防計画 第2部 災害予防計画
第4章 安全避難の環境整備

宅の抑制等について、事業所防災計画に反映させるよう指導する。

事業所は、施設内待機方針について、次の点に留意して事業所防災計画及び業務継続計画に定め、従業員に周知徹底する。

- (1) 3日分の全従業員分の備蓄
- (2) 耐震診断及び耐震改修並びにオフィス家具の転倒、落下、移動防止等
- (3) 建物及び在館者の安全確保の方針
- (4) 発災時における従業員等との連絡手段の手順
- (5) 従業員等の施設内待機の訓練実施及び手順の確認

2 学校等における施設内待機方針の策定

町は、学校等において、「組織は組織で対応する基本原則」により、児童・生徒の保護、情報の収集、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（最低3日分）、災害時の対応マニュアルの作成等必要な体制整備に努めるよう啓発を図る。

また、保育園、幼稚園、小学校及び中学校については、保護者への引き渡しまでの児童・生徒の保護を併せて周知し、徹底する。

第5 集客施設及び駅利用者の保護

東日本旅客鉄道株式会社及び大規模集客施設事業者は、次の点に留意して利用者の保護に係る方針をあらかじめ事業所防災計画及び業務継続計画（BCP）に定め、従業員等へ周知し、理解の促進を図る。

- (1) 施設内待機に係る案内及び安全な場所への誘導手順
- (2) 耐震診断及び耐震改修並びに家具の転倒、落下、移動防止等
- (3) 飲料水、毛布等の備蓄
- (4) 定期的な訓練の実施

第7節 外国人支援対策

担当：住民部地域課、企画部企画課、都市整備部建設課

第1 防災知識の普及啓発

町は、災害時における外国人の安全確保を図るため、相談受付体制の確立、外国人向けガイドブック、防災パンフレットの作成及び配布その他防災知識の普及啓発に努める。

また、語学ボランティアの確保に努める。

第2 外国人支援団体等との連携

町は、外国人支援団体等との連携及び協力のあり方、語学ボランティアの確保等について検討し、災害時の外国人対策の充実及び強化に努める。

第3 道路標識等の整備

都は、災害発生時、屋外において外国人が迅速かつ安全に避難できるよう、外国人の道路利用者のため、多言語表記をする等、見やすく分かりやすい道路案内標識を整備しているため、町もこれに準じて、道路標識等の整備を行う。

なお、避難所等、広域避難場所等の案内板については、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第4 外国人への情報提供体制等の整備

都は、災害時に「外国人災害時情報センター」を設置し、外国人に対し、必要な情報の収集及び提供を行い、次の業務を行うこととしている。

また、町は、ホームページで多言語の情報発信を行い、都と連携して災害情報提供アプリを紹介する等災害時における外国人への情報提供体制を検討し、整備を図る。

〈外国人災害時情報センターの業務〉

- | |
|--|
| ①外国人が必要とする情報の収集
②区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
③東京都防災（語学）ボランティアの派遣 |
|--|

第8節 広域一時滞在対策

担当：住民部地域課

第1 広域一時滞在用予定施設の確保

町は、大規模災害発生により、他区市町村長又は知事から町への受入協議が求められた場合は、原則として一時滞在用施設を確保して、被災住民を受け入れる。

そのため、町の施設等を一時滞在施設として位置付けるとともに、受入手順、運営協力要領その他非常時の一時住居提供体制を維持するために必要な検討を行う。

第2 広域一時滞在对策実施要領の検討

町は、大規模災害発生により、被災住民の居住場所を町内に確保できない場合は都内他市町村長へ受入協議を求め、又は都外への受入の場合は知事に受入協議を求める。

そのため、広域一時滞在の要請、被災住民の移送、広域一時滞在先での一時滞在用施設の運営等を円滑に行えるよう「広域一時滞在对策実施要領」を検討する。

第5章 応急活動の整備等

第1節 庁舎等の整備

担当：住民部地域課、企画部総務課・管財課

第1 本部のバックアップ機能の整備等

町は、発災直後から応急活動を円滑に行うため、災害対策本部が設置される庁舎及び庁舎被災時の代替施設となるスカイホールにおいて、次のとおり停電時及び水道給水停止時のバックアップ機能の整備等に努める。

なお、コミュニティセンター等地区防災拠点設置施設については、庁舎に準じて自家発電設備（蓄電設備を含む。）の導入を推進する等、停電時及び水道給水停止時のバックアップ機能の整備等に努める。

- (1) 庁舎等の重要施設に、おおむね無給油で3日間の電力供給が可能な非常用発電設備等の整備
- (2) 本部要員に対し、おおむね3日間の供給可能な飲料水、食料等の備蓄
- (3) 電算システムのバックアップ体制の確保（データの分散保管、非常時専用回線の確保等）
- (4) その他応急対策用資機材の備蓄
- (5) 災害対応型自動販売機の設置推進

第2 受入拠点の整備

災害対策活動が円滑に行われ、かつ、災害対策本部との連絡調整が効率的に行われるよう、人員及び物資の広域的な受入並びに活動の拠点となる受入拠点を整備する。

拠点の役割及び機能は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資の集積及び分配機能
- (2) 支援部隊（消防、警察、自衛隊、自治体等）のベースキャンプ

第3 水防用資機材の準備

町は、町内における水防を十分果たせるよう水防用資機材及び装備を準備しておく。

また、町内の資材業者の手持ち資材を調査しておく等、緊急の補給に備えておく。

第4 ヘリサインの設置等

町は、ヘリコプターによる迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等災害応急対策活動を円滑・的確に行うため、ヘリコプター活動拠点の確保及び整備を行うとともに、都有建築物に準じて、町有建築物屋上に上空から判読可能な施設名の表示を進める。

第2節 情報通信及び連絡体制の充実

担当：住民部地域課

第1 防災行政無線の整備等

1 町防災行政無線（固定系）の維持管理

町は、災害時における住民等への情報通信手段の基軸となる町防災行政無線（固定系）について、設備及び非常用電源設備の作動状態の定期点検を行い、非常時に際して機能不全が生じないよう機能維持に努める。

2 町防災行政無線（移動系）の維持管理

町は、町防災行政無線（移動系）について、設備及び非常用電源設備の作動状態の定期点検を行い、機能維持に努める。

3 無線従事者有資格者の拡充等

町は、無線従事者有資格者の拡充及び技術の向上並びに運用の習熟を図る。

第2 その他通信手段の活用等

1 緊急速報メールサービスの活用及び充実

町は、緊急速報メールサービス及び災害情報メール配信サービスについて、住民向け広報に努めるとともに、運用改善を図るよう努める。

2 無線 LAN 設置の検討

町は、避難所等で一時生活することになる被災住民の便宜を図る観点から、臨時又は常設の無線 LAN 設備設置を検討する。

第3節 災害時の相互協力、応援受入体制等の整備

担当：住民部地域課

第1 近隣市町村等との相互応援体制の整備

町は、多摩地域 30 市町村をはじめとする近隣市町村との連携を強化し、災害時の適切な相互応援体制の確立に努めていく。

第2 広域的市町村相互応援協力協定の締結等

町は、大規模広域災害を想定した相互応援協定先自治体の選定及び締結の推進に努める。

また、既に協定を締結した自治体等とは、協定の円滑な運用のために必要な事前対策及び災害時の運用について、想定ケース別の連絡方法、伝達項目、判断基準及びそれらの実効性検証のための運用訓練の実施等細目の明確化に努める。

第3 広域支援、救助部隊等の受入体制の整備

町は、発災直後から自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）その他の広域支援・救助部隊等の受入を円滑に行うため、受援担当の設置、受援の手順等の受援体制に関する事項を定めた「災害時受援計画」を作成し、平常時から各機関との連携及び協力に努める。

第4 関係機関、関係団体、事業所等との災害時協力体制の強化

町は、災害時におけるし尿収集及び処理を迅速かつ効果的に行えるよう、都（下水道局）と締結した「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書」により、多摩川上流水再生センターへの円滑な搬入体制を確保する。

現在、協定を締結している各団体等と災害時協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、想定ケース別の連絡方法、伝達項目、判断基準、移動手段の明記及びそれらの実効性検証のための運用訓練の実施等細目の明確化に努める等、町の関係各部との調整を図り、災害時協力連携体制の強化に努める。

また、その他の関係機関、関係団体、事業者等に協定締結についての働き掛けを行い、更なる拡充及び運用訓練の推進を図る。

第4節 災害時医療救護体制等の整備

担当：住民部地域課、福祉部健康課

第1 初動医療体制の整備

1 災害時医療体制の見直し

町は、西多摩医師会、瑞穂町医師会、瑞穂町歯科医師会、西多摩薬剤師会等と連携し、災害時の医療救護体制について、次のとおり検討する。

なお、検討に当たっては、西多摩二次保健医療圏地域災害医療コーディネーター（青梅市立総合病院）の助言を随時受けるものとする。

- (1) 町内の医療救護活動等を統括し、調整するために、医学的な助言を行う町災害医療コーディネーターを設置する。
- (2) 町災害医療コーディネーターが町内の被災状況、医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- (3) 災害拠点病院等の近接地等の町があらかじめ指定する場所に、医療救護所の設置場所を確保する。
- (4) 急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、町災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所及び在宅療養者の医療支援に関する調整、情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

2 医薬品及び医療資器材の確保

町は、薬剤師会と連携し、災害薬事センター設置場所、センター長の選出等の運営方法、卸売販売業者からの調達方法等について、あらかじめ協議する。

なお、保健センター及び長岡コミュニティセンターに備蓄される災害医療資材の内容品等については、発災から3日間で必要な量を目安とするとともに、医師会、薬剤師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努めるとともに、災害時に有効に使用するため、定期的な消毒及び入替を行う。

第2 負傷者の搬送及び後方医療体制の整備

町は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、負傷者の搬送手段の拡充を図るとともに、西多摩二次保健医療圏内において災害拠点病院として指定される公立福生病院等との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な後方医療体制の確立を図る。

第3 防疫体制の整備

1 防疫用資器材の備蓄等

町は、医師会、薬剤師会等の協力を得て、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。

2 動物救護体制の整備

町は、都、獣医師会等関係団体等と連携した動物救護活動への協力体制を整備する。

第4 遺体の処理体制の整備

1 遺体収容所の運営体制の整備

町は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、警察署等と協議を行い、条件整備に努める。

- (1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項

- (2) 行方不明者の捜索及び遺体搬送に関する事項
- (3) 検視及び検案の未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (4) 遺体収容所設置等に伴う資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

2 遺体収容所の事前指定及び公表

町は、遺体収容所について、次の条件を満たす施設を事前に指定し、公表するよう努める。

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保について、可能な限り配慮する。

- (1) 屋内施設
- (2) 避難所、医療救護所等他の用途と競合しない施設
- (3) 検視・検案用スペースも確保可能な一定の広さを有する施設
- (4) 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

第5節 放射性物質対策実施体制の整備

担当：住民部地域課

第1 計測体制の整備

町は、原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、空間放射線量の計測が迅速にできるよう、測定器の整備、測定方法に関する職員研修の実施等を推進する。

第2 住民への情報提供等

町は、都と協力して、住民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

なお、知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害及びその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に都、国等が講じる対策の内容に関すること。

第3 放射線等使用施設の安全化

町内の放射性同位元素を所有する各医療機関、RI 使用医療機関及び「密封された放射性同位元素」使用事業所は、都指導による放射線障害防止対策、被害発生時の応急体制の整備等のほか、消防署及び保健所において実施している保安対策を継続する。

町は、都（各局）が行う放射能等使用施設の安全化対策の実施状況について、随時情報収集に努める。

第6節 飲料水、物資等の備蓄・供給・輸送体制の充実

担当：住民部地域課、企画部管財課

第1 食料、生活必需品等の確保

1 備蓄の推進

発災後3日間は、原則として家庭内備蓄及び都と町との連携による行政備蓄で対応するものとする。

る。行政備蓄については、町と都の役割分担等を整理し、3日間（推奨1週間）で必要となる食料、生活必需品等を確保する。

(1) 家庭内備蓄

住民及び事業所は、自ら3日分（推奨1週間分）の備蓄を行うことを基本とする。

(2) 町の備蓄

町は、被害想定における最大避難者数（立川断層帯地震 冬の夕方18時発生時 11,759人）を基準として、事業者との協定及び耐震化の状況により目標値を定めて備蓄を行う。

なお、備蓄品目及び備蓄量の設定に当たっては、次の事項に特に留意する。

- ①被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえること。
- ②要配慮者、女性、子ども等の様々な避難者のニーズに対応した物資を確保すること。
- ③物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等も含めること。

2 調達体制の整備

町は、災害時に食料及び生活必需品が確保できるよう、町内の小売業者、流通業者等と継続的に協定の内容及び協力体制を協議し、その時々流通備蓄量、品目等の把握に努める等調達体制の実効性を確保する。

第2 飲料水及び生活用水の確保

1 備蓄の推進

住民及び事業所は、ペットボトル及び水の汲み置きにより、家族、従業員及び利用者の最低3日分の飲料水及び生活用水の備蓄を行う。

町は、住民に対して飲料水及び生活用水の備蓄を呼び掛ける。

2 応急給水体制の整備

町は、都（水道局）と協力し、町内の給水拠点である石畑給水所及び避難所に整備されている応急給水栓を活用した応急給水訓練を行う等、応急給水体制を整備する。

また、スタンドパイプを使った消火栓からの応急給水についても、住民自らが行えるよう訓練等により体制を整備する。

3 防災用井戸等の活用

町は、引き続き、防災用井戸の登録協力体制を確保するとともに、停電時にも井戸の使用を可能にするため、手動ポンプの設置を推進する。

また、受水槽を保有する事業所に対しては、受水槽の水を飲料水及び生活用水として提供するよう協力を求めている。

4 災害対応型自動販売機設置の推進

町は、大規模な地震時に、自動販売機内の飲料を無料で提供する災害対応型自動販売機の公共施設への設置を推進するとともに、事業者等にその導入促進に努める。

第3 供給・輸送体制の整備

1 備蓄倉庫の整備

町は、発災直後の道路状況、物資の搬送車両等の不足が予測されるため、避難所となる小・中学校等に、あらかじめ必要となる食料等の備蓄を分散配備する。

なお、都市化の推移等に伴う避難者数の増加にも対応できるよう、計画的な備蓄を行う。

2 備蓄倉庫、物資集積場所等における供給体制の整備

町は、備蓄倉庫、物資集積場所等において、物資の受入、仕分、積替等の荷さばき作業に対する民間物流事業者のノウハウ活用を積極的に図るため、必要な協力協定の締結を進める。

3 車両及び燃料の確保

町は、物資等を輸送する場合に、必要とする輸送車両等が迅速に確保できるよう輸送会社等と協定の締結を進める。

また、石油燃料の給油が災害時に際して優先的に行われるよう、燃料供給業者と連絡体制、燃料供給方法等について、必要な体制を構築する。

4 緊急通行車両の届出

町は、庁用車及び協定締結事業者等の車両について、事前に公安委員会へ緊急通行車両の届出を行うよう努める。

第7節 生活の早期再建のための体制の整備

担当：住民部地域課・税務課・環境課、福生消防署

第1 リ災証明書の発行体制

町は、リ災証明書発行に必要な住家被害認定調査の研修を実施するとともに、被害想定に基づく必要人員数、資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等を検討の上、マニュアルの作成、必要な資機材の調達等、順次整備していく。

町及び福生消防署は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう、リ災証明書及び火災によるリ災証明書の発行の同一会場の実施等に努める。

第2 トイレの確保及びし尿処理

1 災害用トイレの確保

住民及び事業所は、3日分の携帯トイレ及びトイレ用品を備蓄するとともに、水の汲み置き等による生活用水を確保する。

町は、災害用トイレとして仮設トイレ等の整備を行い、要配慮者に配慮したトイレ等の備蓄も行う。

また、自宅等のトイレを使用できるように、携帯トイレ、簡易トイレ等の仮設トイレ以外の手段も確保する。

2 災害用トイレの普及啓発

町は、仮設トイレ、マンホールトイレ等の使用方法等を周知し、防災訓練等を通じて災害用トイレに関する知識等の普及啓発に努める。

第3 ごみ処理

町は、都（環境局）と協力して、処理機能の確保策に関して「ごみ処理マニュアル」を作成する等、災害時のごみ処理が適切に行われるよう備える。

第4 災害廃棄物処理

1 一次集積場所候補地の指定

町は、災害廃棄物の一次集積場所候補地をあらかじめ指定する。

また、所管区域内の廃棄物関連施設、運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進及び不足が

想定される要員及び資機材に対する備えを検証し、確保できる体制を整備する。

2 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき、災害廃棄物の処理方法について事前に定めた「災害廃棄物処理計画」を策定する。

第8節 町政のBCP策定等

担当：住民部地域課、企画部企画課

第1 BCPの推進

町は、「瑞穂町業務継続計画（BCP）【地震編】」について、定期的に見直しを図る。

また、各部マニュアルの整備を検討するとともに、都、他区市町村、事業者、団体等の関係機関と連携した実践的な訓練の実施及び他自治体、事業所等の被災経験等の情報の収集を通じて、策定内容の精査・検討を行い、迅速な復旧体制を構築する。

第2 BCP訓練の推進

町は、瑞穂町業務継続計画の検証、対策課題の明確化、業務マニュアルの整備等を目的とした訓練を定期的実施し、災害時の業務継続体制の向上を図る。

第6章 地域防災力の向上

災害時の被害を軽減するための予防対策については、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携並びに事業所及び住民の役割を明確にし、町、事業所及び住民が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化を図り、日常からコミュニティの充実に努める。

また、事業所は、自主防災体制を整備し、町及び地域との連携体制の確立に訓練等を通じて取り組む。

第1節 住民等の防災力の向上

担当：住民部地域課

住民等は、「自らの身の安全は自らが守る。」「自らが防災の担い手である。」という観点にたち、次の措置をとることが必要である。

なお、町は、広報、訓練等を通じて地域防災力の向上に努め、女性の参画を促すことに留意する。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐水性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器等防災用品の準備
- (4) 家具類の転倒等防止及び窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修等家の外部の安全対策
- (6) 水（1日一人3リットル目安）、食料、医薬品、衛生用品、携帯ラジオ等非常持出用品及び簡易トイレの準備
- (7) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難及び連絡方法の確認
- (8) 都及び町が行う防災訓練及び防災事業への積極的な参加
- (9) 町内会・自治会、自主防災組織等が行う地域の相互協力体制の構築への協力
- (10) 要配慮者がいる家庭における自主防災組織、消防署、交番等への事前の情報提供
- (11) 災害発生時に備え、避難所等、広域避難場所、避難経路等の確認及び点検
- (12) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第2節 自主防災組織の強化

担当：住民部地域課、福生消防署

第1 自主防災組織の役割等

自主防災組織の役割及び同組織がとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
- (3) 消火・救助・炊き出し資機材等の整備及び保守並びに非常食、簡易トイレ等の備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検及び把握並びに地域住民への周知
- (5) 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 地域内の企業及び事業所との連携・協力体制の整備
- (7) 町との連携及び協力体制の整備

第2 防災資機材の整備充実

町は、福生消防署と連携し、災害発生直後における初期消火、救出・救護活動上、必要な機材を精

査の上、引き続き自主防災組織への防災資機材の整備の充実を図るとともに、同組織においても整備を図るよう働き掛ける。

第3 自主防災組織の活性化による初動対応力の充実・強化

町は、福生消防署と連携し、「東京防災隣組」団体認定、「地域防災力向上モデル地区」指定・支援（いずれも都による事業）への取組、女性の参加の促進等、瑞穂町町内会連合会役員及び自主防災組織代表者で構成された瑞穂町自主防災組織連絡協議会（平成21年結成）の活動を支援し、その活性化を図る。

また、消防団、民生委員・児童委員、事業所、ボランティア等との連携及び避難訓練を含む防災訓練実施、地域の防災マップ作成、地域の実情に合った防災マニュアルの作成、要配慮者に配慮した地域づくり、自主防災組織と町との正確な情報伝達体制の確立等により、地域における初動対応力の充実・強化を図る。

第4 地区防災計画の策定支援

地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等の防災活動を定めた計画である。

町は、自主防災組織等に対し、当該計画の策定の支援を行うとともに、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合で、防災会議において必要と認めるときは、この計画に位置付ける。

第3節 事業所防災体制の強化

担当：都市整備部産業課、福生消防署

第1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく。

- (1) 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策への取組への参加等についても計画に明記）
- (2) 社屋内外の安全化、防災計画及び災害時対応マニュアル等の整備
- (3) 防災資機材及び水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安に）等、従業員や顧客の安全確保対策及び安否確認体制の整備
- (4) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステム、オフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前対策の推進
- (5) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
- (6) 東京都商工会連合会、東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- (7) 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守

第2 自衛消防隊の活動能力の充実及び強化

福生消防署は、震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、自衛消防活動中核要員の配置義務

のある事業所及び防火管理者の選任を要する事業所の各自衛消防隊の活動能力の充実及び強化を図る。

また、防火管理者の選任を要しない事業所については、東京都火災予防条例第 55 条の 4 の規定により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが定められており、地震発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効であることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

特に、発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、同条例第 55 条の 5 の規定により、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

第 3 事業所防災計画等の策定指導

1 事業所防災計画の策定指導

福生消防署は、防火管理者の選任を要する事業所に対しては、消防計画に震災に備えての事前計画、震災時の活動計画及び施設再開までの復旧計画を策定するよう指導する。

また、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、当該計画の策定を指導する。

2 事業所 BCP の策定支援

町は、事業者団体等と連携し、町内の中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

第 4 節 行政、事業所、住民等の連携

担当：住民部地域課、都市整備部産業課、福生消防署

町をはじめ関係防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

第 1 地域、事業所、ボランティア等の相互の連携・協力体制の推進

町は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するため、情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。

第 2 地域コミュニティの活性化

町は、福生消防署と連携し、瑞穂町自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、自主防災組織の体制強化及び災害対策基本法第 42 条及び第 42 条の 2 に規定する地区防災計画の策定の促進をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等、地域防災体制の強化を図る。

第 3 合同防災訓練の実施

町は、地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

第 4 地域における連携の重要性の啓発

町は、広報、行事等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等との連携の重要性について、広く啓発に努める。

第5 地域における災害教訓の伝承への支援及び啓発

町は、災害教訓の伝承の調査・研究、過去の災害の資料を所蔵する図書館と連携した対策を行うとともに、広報、行事等で地域における災害教訓の伝承への支援及び啓発に努める。

第7章 ボランティア等との連携及び協働

柔軟性・きめ細かさといった特性を持つボランティア、民間非営利団体（以下「NP0」という。）等の活動は、町とは異なる立場から被災者の救済及び災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、欠くことができない存在である。

大規模災害において、被災者に対する効果的な救援活動を実現するためには、当該活動との連携が必要であり、十分に機能するために平常時から活動の促進・支援をし、町との信頼関係並びに連携及び協働の仕組みを築く。

第1節 一般のボランティア・NP0

担当：福祉部福祉課、瑞穂町社会福祉協議会

第1 ボランティア意識の醸成

町及び瑞穂町社会福祉協議会は、様々な研修の場、広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等について、啓発を行う。

第2 ボランティアの受入体制

町及び瑞穂町社会福祉協議会は、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、平常時からボランティア、NP0等の住民活動の促進・支援をし、信頼関係及び連携の仕組みを構築しておくとともに、災害時における連携・協力及び災害時の広域的なボランティアの受入れ方法、活動拠点等について検討し、体制の整備を図る。

第2節 登録ボランティア

担当：住民部地域課

被災建築物の応急危険度判定、通訳業務等、一定の知識・経験又は特定の資格を要する、いわゆる専門的なボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類等をあらかじめ把握しておく必要がある。

このため、都は、「応急危険度判定員」「防災（語学）ボランティア」「被災宅地危険度判定士」等、防災ボランティアの登録育成を図っている。

また、消防署は「東京消防庁災害時支援ボランティア」を、警察署は「交通規制支援ボランティア」を、日赤東京都支部は「赤十字災害救護ボランティア」等の登録育成を図っている。

町は、都及び関係機関と連携して、これら専門的なボランティアの確保・充実を図るとともに、災害時に即時対応ができるよう、受入れ及び協力体制の確立に努める。

種類	内容
東京都防災ボランティア等	①応急危険度判定員（都市整備局） 余震等による建築物の倒壊等、二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ、短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物に対する当面の使用の可否を判定する。 ②防災（語学）ボランティア（生活文化局） 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。 ③東京都建設防災ボランティア（建設局） 都（建設局）所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等を行う。 ④被災宅地危険度判定士（都市整備局） 災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁災害時支援ボランティア（消防署（東京消防庁）） 震災時（震度6弱以上）、大規模自然災害発生時その他大規模災害発生時に消防機関と協働して被害の拡大防止を図るボランティアであり、ボランティア活動がチーム活動となることから、チームリーダー及び各消防署に登録したボランティアの調整役を担うコーディネーターを併せて育成している。
交通規制支援ボランティア	警視庁交通規制支援ボランティア（警察署（警視庁）） 大震災の発生時（震度6弱以上）に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う。平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災の発生時に、署長が指定する箇所にこれらを設置する。
赤十字ボランティア	①赤十字災害救護ボランティア（日赤東京都支部） 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識・技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者を登録する。登録したボランティアは、平常時は救護に関する勉強会、訓練等の活動を行い、災害時には赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。 ②赤十字奉仕団及び個人ボランティア（日赤東京都支部） (地域赤十字奉仕団) 地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者への支援をはじめ、他のボランティアに対する支援活動を行う。 (特別赤十字奉仕団) 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 (赤十字個人ボランティア) 日赤東京都支部、病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。 ※日赤東京都支部では、地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア、周辺住民等の協力を得て、災害発生直後から36時間以内に、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を主要道路に設置し、都心部から郊外へ徒歩で帰宅する人に対し、炊出食及び飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報及び通過情報の提供等を必要に応じ、組み合わせて行うこととしている。

第8章 住民等の防災行動力の向上

広域的かつ甚大な被害をもたらす震災及び起こりうるあらゆる災害に対して十分な体制を整えることは、経済的にも時間的にも困難が伴い、町及び防災機関の対応には自ら限界がある。住民、自主防災組織及び事業所が連携し、「自分達のまちは、自分達で守る。」という深い認識のもと、一体となって地域の防災に当たり、被害の軽減・防止に努めることが重要となる。

このため、町をはじめとする各防災機関は、防災に関する広報普及活動を積極的に行い、住民の防災意識の啓発に努めるとともに、住民がお互いに連携して災害に対応できるネットワークづくりを推進する。

第1節 防災意識の啓発

担当：住民部地域課、企画部総務課、教育部教育指導課、福生消防署

第1 防災広報の充実

町は、関係防災機関と一体となって、防災訓練、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等への情報提供、講演会の実施等あらゆる機会を通じて、防災知識の普及及び防災意識の啓発を図り、地域全体の総合的な防災行動力の向上のための諸施策を推進する。

	広報内容の基準
1	地震、台風及び集中豪雨に関する一般知識並びに地域における災害教訓
2	町及び各防災機関の震災・風水害対策
3	出火の防止及び初期消火の心得
4	室内、戸外等における防災対策、台風時の風に対する対策及び地震発生時の土砂災害に対する心得並びに地下空間における緊急的な浸水に対する心得
5	災害情報の入手方法
6	非常食料、身の回り品、飲料水、生活用水、衛生用品等（最低3日分）の準備の心得
7	道路交通規制及びドライバーの心得
8	救出・応急救護の方法
9	震災時・風水害時における避難方法及び避難時の心得
10	水道、電気、ガス、電話等の震災時・風水害時の心得
11	自主防災組織の充実強化、消防団、事業所等との連携強化による地域としての防災行動力の向上方法
12	残堀川浸水予想区域図及び土砂災害危険箇所の周知並びに避難指示等に関する取扱い（要配慮者向けの注意喚起のための情報を含む。）

第2 防災教育の充実

1 職員への防災教育

町は、次の方法で職員への防災教育を実施する。

- (1) 防災訓練の充実（特に初動に対応した訓練の実施）
- (2) 消火器及び防災行政無線の取扱訓練の実施
- (3) 応急救護知識及び技術の講習会の実施
- (4) 各種研修会への派遣

- (5) 「瑞穂町業務継続計画（BCP）【地震編】」、初動マニュアル、職務分担等の周知、説明会による啓発及び各部署におけるマニュアル等の作成指示

2 住民等への教育方法

町は、次の方法により、住民等への防災教育を実施する。

- (1) 広報みずほへの防災関連情報の掲載
- (2) 自主防災組織における訓練の充実
- (3) 防災セミナー、講習会等の実施
- (4) パンフレット等の配布

3 児童・生徒への教育方法

町は、都、警察署、消防署等関係機関及び各学校と連携し、防災テキストの作成・配布を行う等、「安全教育プログラム」を活用した災害・安全教育の充実を図るとともに、学校への緊急地震速報システムの設置及びこれを活用した避難訓練を推進する。

また、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について、普及啓発を推進する。

4 福生消防署による防災教育の支援

福生消防署は、次のとおり幼児期から教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。

- (1) 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施
- (2) 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- (3) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- (4) 消防団と連携した防災教育及び防災訓練の実施

第2節 防災訓練の充実

担当：住民部地域課、企画部企画課、消防団、東京電力パワーグリッド株式会社、株式会社NTT東日本

第1 総合防災訓練の充実

町と自主防災組織が協働で訓練の企画立案を行い、毎年9月に住民参加による総合防災訓練を実施している。

今後も各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点を置いた協働型の訓練を実施する。

また、震災・風水害対応等の訓練等、実践的な訓練を行うように創意工夫していく。

なお、要配慮者及びその家族の訓練参加に対し、必要な支援を行う。

第2 都総合防災訓練等への参加

町は、防災の日又は防災週間（8月30日～9月5日）等に参加される都の総合防災訓練への参加を積極的に行う。

また、九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、埼玉県さいたま市及び神奈川県相模原市）においては、相互の協力連携体制を充実し、広域防災体制の強化を図るため、毎年、防災の日に合同訓練を実施しているので、機会を得た場合は、努めて参加する。

第3 その他防災訓練の充実

1 水防訓練

町は、残堀川等町内河川の溢水による氾濫等、有事における水防工法の習得及び技術向上を目的として、消防署及び消防団と連携し、警察その他の防災機関の協力を得て、水防訓練を実施する。

また、東京消防庁第九方面本部等が行う水防演習及び訓練には、必要に応じ、消防団の幹部団員等を派遣し、水防工法等の知識の習得に努める。

2 職員のBCP訓練

町は、災害時に職員が迅速かつ適切に参集及び応急対策活動を行うため、職員を中心とした参集訓練、災害対策本部運営訓練等の分野別訓練を検討・企画し、適宜実施するよう努める。

あわせて、町各部における災害時の分担任務に関する独自訓練の実施を促進していく。

3 公共施設等の防災訓練

各施設管理者は、非常時における職員及び施設利用者の円滑な避難対応等のため、各施設の特性に応じた防災マニュアルの作成及び防災訓練の定期的な実施を推進する。

4 消防団の訓練

消防団は、年間教育訓練計画を策定し、団員の災害対応力の向上を図るための各種訓練を実施する。

また、要請により、地域住民、自主防災組織等が実施する防災訓練への参加・協力を行う。

5 要配慮者、家族、住民等が合同で実施する防災訓練への支援

町は、福生消防署の協力を得て、自主防災組織を中心に民生委員・児童委員、町内会・自治会会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施を支援する。

6 各避難所運営主体による避難所運営訓練への支援

町は、各避難所運営主体による避難所運営訓練への要配慮者と家族の参加に対し、必要な支援を行う。

7 自主防災組織等の訓練への支援

町は、自主防災組織等が行う訓練に対し、必要な支援を行う。

第4 指定公共機関等防災機関の訓練

株式会社NTT 東日本、東京電力パワーグリッド株式会社その他指定公共機関等防災機関は、各社の業務計画に基づき職場ごとに防災訓練を実施している。

第9章 調査研究

防災対策の推進には、現状の分析及び将来の予測が重要な役割を果たす。そのためには、地盤、危険箇所、市街地状況、消防力の現況等様々な角度から調査研究を行い、町の被害想定を行う必要がある。

しかし、こうした調査研究は、多大な支出を伴うものであり、町として実施するには困難な状況であるため、当面は、各機関の行った調査研究データから町の状況を分析し、防災対策に反映していく。

担当：住民部地域課、教育部図書館

第1 防災機関との情報交換

都、東京消防庁、警視庁等においては、様々な被害想定又は調査研究を実施しており、町は、これらのデータを利用し、町の状況を分析し、防災対策に反映していく。

その他国、道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と防災対策に関する計画・情報について、連絡を密にして情報交換に努める。

第2 図書、資料等の収集及び整理

町は、防災に関する学術刊行物をはじめ、地域における災害に関する伝承・郷土史、大規模災害被災他自治体の調査報告書その他防災に関する図書、資料等について、図書館等と連携し、収集・整理に努める。

第3 専門的な調査、研究等

町は、精度の高い調査が必要な場合は、町独自の調査実施についても検討を行う。

その他町の防災上問題となる事項については（例えば立川断層の状況、ゲリラ豪雨予測技術の進展状況等）、調査技術の進展に合わせて、随時、専門的な調査、研究等を実施するよう努める。

また、情報通信分野をはじめ、進歩する科学技術の防災行政への活用についても検討する。

第 2 編 地震災害対策計画

第1部 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

地震が発生した場合は、町域の震度や被害状況に応じて、適切な応急対策活動を行うために災害対策本部等を設置するとともに、必要な職員の配備を行う。

なお、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置される。全職員は、自主的に参集し、順次、参集した職員から緊急対策班を編成し、対策の実行に当たる。

担当：住民部地域課

第1節 瑞穂町災害対策本部の組織・運営

第1 町本部の設置及び廃止

1 設置基準

本部長（町長）は、次の場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

なお、地域課長は、町域に震度6弱以上の緊急地震速報が発表された場合は、本部長（町長）による町本部設置の指示に備えるものとする。

- ①町域に震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（自動設置）
- ③町域に災害救助法の適用を要する地震が発生した場合
- ④その他地震により多数の被害が発生したと予想される場合で、町長が必要と認めるとき。

2 町本部の設置の通知等

地域課長は、町本部を設置し、又は廃止した場合は、直ちに都に報告するとともに、警察署、消防署等関係機関及び住民に、次のとおり通知し、又は公表する。

通知又は公表先	連絡担当	通知又は公表方法
庁内各部・課等	地域課	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
消防団	〃	町防災行政無線、電話、口頭、メール配信
出先機関（施設）	各主管課	町防災行政無線、電話、ファクシミリ、口頭その他迅速な方法
知事	地域課	都防災行政無線、電話、ファクシミリ、文書その他迅速な方法
福生消防署	〃	町・都防災行政無線、消防専用電話、電話、ファクシミリ、文書その他迅速な方法
福生警察署	〃	電話、ファクシミリ、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市	〃	都防災行政無線、電話、ファクシミリ、文書その他迅速な方法

一般住民	〃	町防災行政無線、メール配信、広報車、その他迅速な方法
報道機関	秘書広報課	電話、ファクシミリ、文書、その他迅速な方法

3 町本部の廃止

- (1) 本部長（町長）は、町域で災害が発生するおそれが解消したと認める場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認める場合は、町本部を廃止する。
- (2) 町本部廃止の通知等は、町本部の設置に準じて処理する。

第2 町本部の組織等

町は、災害対策基本法第23条の2第2項の規定に基づき、瑞穂町災害対策本部条例（昭和39年条例第25号）を定め、町本部に関し必要な事項を定めている。

1 組織

- (1) 町本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- (2) 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部長は、災害応急対策のため被災地区付近に活動拠点を設置する必要があると認める場合は、現地災害対策本部を置く。

2 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で町本部の設置等必要な災害対策を行う。

なお、第5順位以下は、「瑞穂町長の職務を代理する職員の順序を定める規則（平成3年規則第17号）」を準用する。

- | | |
|----------------|----------------|
| 第1順位 副町長（副本部長） | 第3順位 住民部長（本部員） |
| 第2順位 教育長（副本部長） | 第4順位 企画部長（本部員） |

3 本部長室の役割等

(1) 設置場所

原則として役場とする。ただし、役場が被災し、使用不能となった場合は、スカイホールに設置する。

(2) 本部長室の構成

本部長室は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、各部長、参事、議会事務局長、会計課長、消防団長その他本部長（町長）が指名した者により構成する。

(3) 本部長室の所掌事務

災害対策に係る重要事項は、本部長室において審議することとし、主に次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ア 災害対策の総合的調整に関すること。
- イ 本部の非常配備態勢に関すること。
- ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 避難指示等に関すること。
- オ 災害救助法の適用に関すること。
- カ 都に対する応援要請に関すること。
- キ 他区市町村との相互応援に関すること。
- ク 自衛隊災害派遣要請の要求等に関すること。

ケ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

コ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(4) 本部長室の運営

ア 開設するために必要な措置及び庶務は、住民部地域課が行う。

イ 本部長室開設後は、住民部長が運営を統括する。

ウ 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要がある場合は、副本部長及び本部員を招集する。

エ 本部長は、特に必要があると認める場合は、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。

オ 各部長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項がある場合は、速やかに本部長室に付議する。

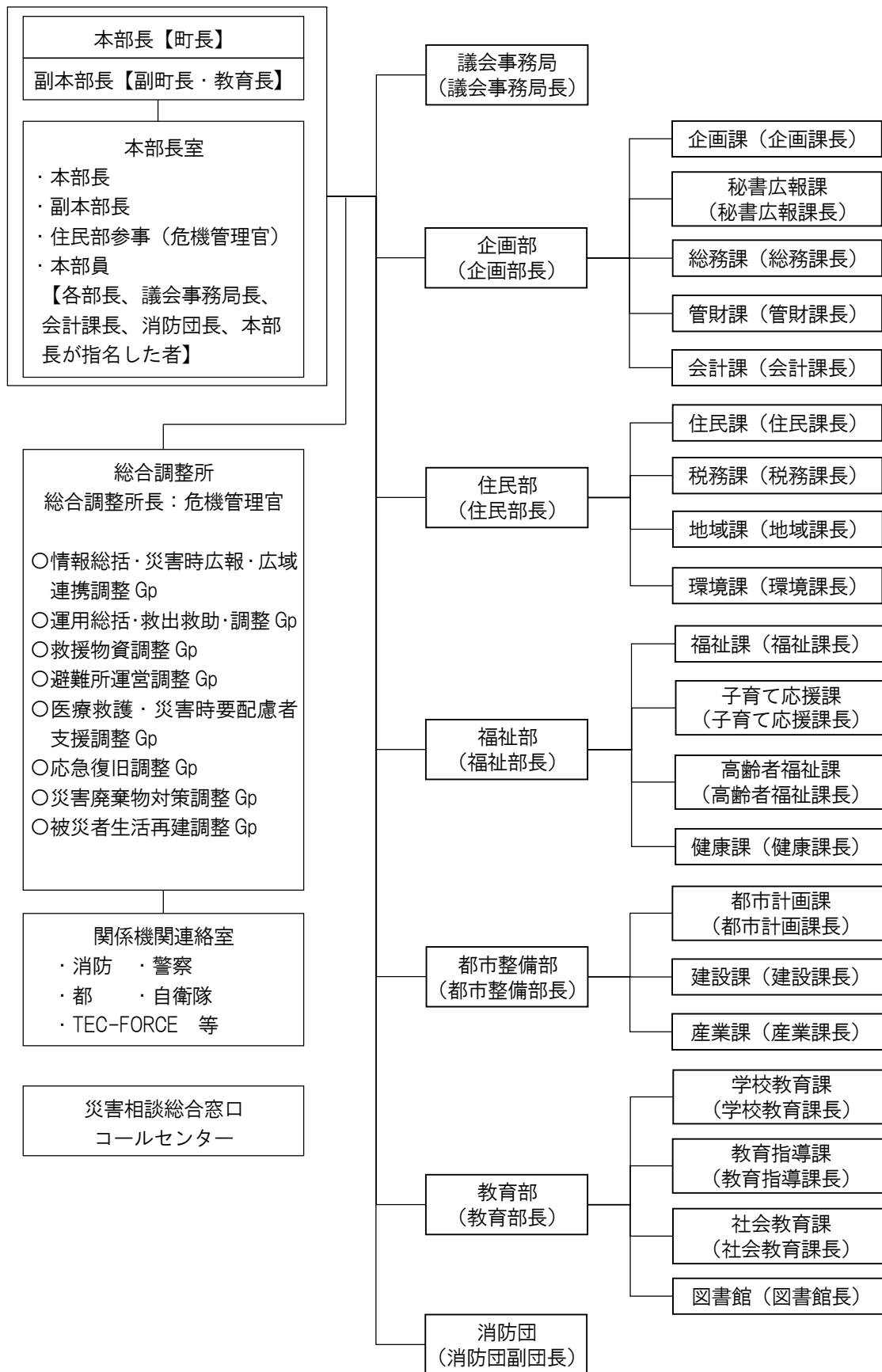
4 総合調整所の設置

本部長（町長）の指揮・命令、本部長室の運営を補佐するため災害対策本部内に総合調整所を設置する。総合調整所は、各対策の担当課から必要なメンバーから構成する。

5 関係機関連絡室の設置

町に派遣された防災機関と調整を行うため、災害対策本部内に防災機関連絡室を設置する。

〈災害対策本部組織〉



〈総合調整所組織〉

グループ	係
情報総括・災害時広報・広域連携調整 Gp	情報総括係 災害予算・調達等係 輸送調整・運行調整等係 相談窓口（代表電話）・職員管理係 災害時広報等調整係 広域受援調整係・応援係
運用総括・救出救助・調整 Gp	災害対策総合調整係（運用担当） 災害対策総合調整係（報告・要請） 消防・消防団調整係 警察調整係 自衛隊等調整係 斎場調整係 防犯・交通統制調整係
救援物資調整 Gp	救援物資調整係 生活必需品調達係（糧食・水含む。） 救援物資調整補佐係（備蓄品）
避難所運営調整 Gp	運営総括係 運営総括補佐係
医療救護・災害時要配慮者支援調整 Gp	医療・救護・感染予防係（総括） 障がい者担当兼総括係 高齢者担当係 乳幼児・妊婦等担当係
応急復旧調整 Gp	上下水道兼総括係 道路・河川・施設係 応急危険度判定・仮設住宅等建設調整係 農業・事業者係
災害廃棄物対策調整 Gp	廃棄物・環境衛生係
被災者生活再建調整 Gp	り災証明等統括係 仮設・みなし仮設入居調整係 減免制度・義援・弔慰金等相談

※災害の状況等に対応して、臨機に編成を行い、要員を招集する。

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第1章 応急活動体制

〈災害対策本部事務分掌〉

共通事務	1 避難所等の運営に関すること。 2 遺体収容所の運営に関すること。 3 所管施設の災害対策に関すること。 4 関係団体等との連絡調整に関すること。 5 本部長の特命に関すること。
------	--

部・局・団	課・館	事務分掌
議会事務局		1 議会との連絡調整に関すること。 2 議会施設の活用に関すること。
企画部	企画課	1 各部の災害情報の収集、記録、集計及び集約に関すること。 2 住民からの通報等の受信に関すること。 3 自主防災組織等との連絡に関すること。 4 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関すること。 5 外国人の支援に関すること。 6 災害復興計画に関すること。 7 災害対策関係予算に関すること。
	秘書広報課	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 本部長の秘書に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 災害視察の対応に関すること。
	総務課	1 職員の動員、服務及び災害補償に関すること。 2 応援要員の受入れに関すること。 3 災害対策要員の食料、飲料水等の補給に関すること。 4 災害相談総合窓口・コールセンターの運営等に関すること。
	管財課	1 庁舎等の被害調査及び点検並びに応急・復旧対策に関すること。 2 災害対策用物資及び資材の購入、工事、委託等に係る契約に関すること。 3 庁用車の運行調整及び燃料の確保に関すること（拠点施設等の燃料確保を含む。）。 4 民間運輸機関との連絡に関すること。 5 緊急通行車両の届出に関すること。 6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 7 公営・民間住宅の被災者へのあっせんに関すること。
	会計課	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること（災害救助法関係の台帳整備の総括を含む。）。 2 義援金の受付、管理及び配分に関すること。
住民部	住民課	1 救援物資の受付、管理及び配送に関すること。 2 遺体の収容、火葬等に関すること。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供に関すること。
	税務課	1 被害状況調査・報告に関すること。 2 被害家屋認定調査及び被災証明書に関すること。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関すること。
	地域課	1 本部長室の設置及び運営に関すること。 2 地震及び気象状況の監視、警報、本部指令等の伝達に関すること。 3 都への報告及び要請に関すること。 4 災害に関する通信の統制に関すること。 5 災害対策の総合調整に関すること。 6 自衛隊の災害派遣、自治体等との相互応援に関すること。 7 避難指示等の発令に関すること。 8 被災地の防犯・交通に関すること。

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第1章 応急活動体制

部・局・団	課・館	事務分掌
住民部	環境課	1 被災地に対するごみ及びし尿（簡易トイレを含む。）の収集及び処理に関する事 2 災害廃棄物の処理に関する事 3 仮設トイレ等の配置に関する事 4 防疫に関する事 5 ペット対策に関する事
福祉部	福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事 2 要配慮者の支援に関する事 3 社会福祉施設の情報収集及び応急・復旧対策に関する事 4 災害弔慰金の支給に関する事 5 福祉避難所の設置及び運営の協力に関する事 6 被災者生活再建支援金に関する事 7 災害ボランティアセンターの設置及び運営の協力に関する事
	子育て応援課	1 保育園児の避難及び応急保育に関する事 2 要配慮者の支援に関する事 3 福祉避難所の設置及び運営の協力に関する事
	高齢者福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事 2 要配慮者の支援に関する事 3 社会福祉施設の情報収集及び応急・復旧対策に関する事 4 福祉避難所の設置及び運営に関する事
	健康課	1 医療及び救護に関する事 2 保健衛生及び防疫に関する事 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力の協力に関する事
都市整備部	都市計画課	1 応急仮設住宅の建設に関する事 2 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関する事 3 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 4 上下水道対策に係る情報収集に関する事 5 下水道工事業者との連絡調整に関する事 6 水道施設の点検整備及び補修の連絡調整に関する事 7 応急給水に関する事 8 下水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事 9 下水道施設等への悪質汚水（水質事故）に関する情報収集、流域下水道本部等関係機 関への連絡及び下水道への排出防止のための応急措置の指導の要請に関する事
	建設課	1 公共土木施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事 2 道路の被害調査及び応急・復旧対策に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事 4 土砂災害危険箇所の警戒及び応急対策に関する事 5 水防活動に関する事
	産業課	1 食料、被服、寝具等生活必需物資の調達に関する事 2 救援物資の受付、管理及び配送に関する事 3 農業・商工業関係の被害調査及び応急・復旧対策に関する事 4 帰宅困難者に関する事
教育部	学校教育課 教育指導課	1 児童及び生徒の被災状況調査並びに学用品の調達及び供給に関する事 2 応急教育に関する事 3 避難所等の開設及び運営に関する事 4 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力の協力に関する事 5 学校施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第1章 応急活動体制

部・局・団	課・館	事務分掌
教育部	社会教育課 図書館	1 社会教育施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 避難所等の開設及び運営に関すること。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関すること。 4 ヘリコプター緊急離着陸場の開設及び管理に関すること。 5 物資一時集積所の開設及び運営に関すること。 6 郷土資料館収蔵資料、文化財等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。
消防団		1 救助に関すること。 2 避難行動要支援者名簿の作成の協力に関すること。 3 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること。 4 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。 5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関すること。 6 災害時の情報収集に関すること。 7 水防活動に関すること。

※災害対策本部の運営上、会計課を企画部に含めている。

第3 緊急初動体制

1 緊急対策班の編成

勤務時間外において、職員の参集率が低く、各部等で十分な人員を確保できない場合、又は地震の規模から確保できないと予想される場合は、各部等の事務分掌にかかわらず、順次、参集した職員から緊急対策班を編成する。

2 緊急対策班の業務

緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を行う。

- (1) 町本部の設置及び都、消防署、警察署等関係機関への連絡
- (2) 町防災行政無線、広報車等による住民への広報活動
- (3) 町の被害の全体像の把握及び住民避難の要否の把握
- (4) 被害状況不明又は甚大な地区への被害調査班の派遣
- (5) 避難所等の開設
- (6) 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣要請
- (7) 応急対策用資機材、物資、車両等の確保
- (8) 関係団体、事業者等への協力要請

3 緊急体制の解除

各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第2節 職員の活動体制

担当：住民部地域課

第1 職員動員体制

1 非常配備態勢

区分		態勢	発令基準（時期） ※災害等の状況により、本部長（町長）が必要と認めた場合のほか、下記の基準による。	配備職員（基準） ※避難所配備職員は、避難所等の開設を決した時に参集する。	待機職員
第1 非常配備態勢	甲	情報収集活動を主とする態勢	①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ②災害発生が予測される場合、その他の状況により、情報収集が必要と判断した場合	・危機管理官又は地域課長 ・必要な地域課職員及び企画課企画係長（情報総括担当）、状況により秘書広報課長、建設課長が指名する者	避難所配備要員（自主避難所の開設を準備する場合）
	乙	上記を強化し、災害の発生を防御するための措置を準備・実施する態勢	①災害発生が予測される場合、又は小規模な災害発生の情報がある場合 ②避難措置発令を検討する場合	・住民部長、企画部長、都市整備部長 ・必要な地域課職員 ・総務課長、秘書広報課長、企画課長、管財課長、都市計画課長、下水道担当主幹、下水道係長、建設課長、管理係長 ・その他各部課長等が指名する者 ・状況により避難所配備要員 ・指定する総合調整所要員	第2 非常配備職員
	丙	救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢	①町内で震度5弱の地震が発生した場合 ②災害対策本部を設置する場合	上記のほか 管理職及び各部課長等が指名する者 総合調整所要員	第2 非常配備職員
第2 非常配備態勢		第1 非常配備態勢を強化し、局地災害に対処できる態勢で、かつ、災害時要配慮者支援、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢	①町内で震度5強の地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合 ②局地的な災害が発生した場合 ③避難所等を開設した場合（自主避難所を除く。）	上記のほか ・地域課全職員 ・都市計画課全職員、建設課全職員 ・総合調整所要員 ・その他各部課長等が指名する者	全職員
第3 非常配備態勢		町内の広い範囲で、災害の発生が認められ、災害に直ちに対処できる態勢 本部の全組織をもって対処する態勢（災害対策本部自動設置）	①震度6弱以上の地震が発生した場合 ②災害が拡大し、第2 非常配備態勢では対処できない場合 ③全力をもっての対処が適切と判断した場合	全職員（各部長が認める者を除く。）	—

2 職員の参集場所

職員の参集場所は、次のとおりとする。

- (1) 町本部設置場所である役場
- (2) 役場が被災し、使用不能の場合は、スカイホール
- (3) 建物の被災により役場又はスカイホールともに使用不能の場合は、近隣の使用可能な施設を使用し、又はテント等を仮設して、町本部を設置する。
- (4) 上記(1)及び(2)にかかわらず、施設勤務職員は、勤務場所に参集し、当該施設の被害状況等を町本部に連絡する。
- (5) 外郭団体等への派遣職員については、原則として出向機関の所属長の指示により活動する。出向機関への参集、連絡等が不能の場合は、町本部設置場所に参集する。
- (6) 出張中の職員は、覚知した段階で町本部への連絡に努め、指示に従って行動する。

3 非常配備態勢の特例

本部長（町長）は、災害の状況その他の理由より必要があると認める場合は、特定の部、課等に対して非常配備態勢の指令を発する。

4 動員等の連絡系統

職員は、各発生震度に対応し、自主的に参集する。本部長（町長）の指示により職員を動員する場合等、伝達を行う必要がある場合は、次のとおり行う。

(1) 勤務時間内

地域課長は、非常配備態勢の決定がされた場合は、当該配備職員及び消防団長に対し、職員配備の伝達を行う。

(2) 勤務時間外

警備員は、地域課長に対して、町内計測震度計の震度、役場内の被害状況、気象予報・警報の発表、災害発生の状況等知り得た状況を報告する。

なお、地域課長からの連絡系統は、勤務時間内と同一とする。

第2 夜間、休日等における初動態勢の確保

配備職員は、地震が発生した場合は、第1に定める「非常配備態勢」の発令基準（時期）により、自主的に参集する。

特に、勤務時間外において、震度6弱以上の大規模な地震が発生した場合は、全職員は、自主的に参集する。

第3節 防災機関等の活動体制

第1 責務

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定地方行政機関等」という。）は、地震による災害が発生した場合は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び町が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2 活動体制

本部長（町長）は、町本部及び防災機関相互の連携を図るため必要と認める場合は、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を町本部（関係機関連絡室）に派遣するよう要請する。

なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

また、指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第1章 応急活動体制

応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

第2章 情報の収集及び伝達

町は、大地震発生時においても多様な手段をもって都及びその他の防災機関との情報連絡手段を確保し、被害状況の把握、住民に対する広報、広聴等を行う。

第1節 情報連絡体制

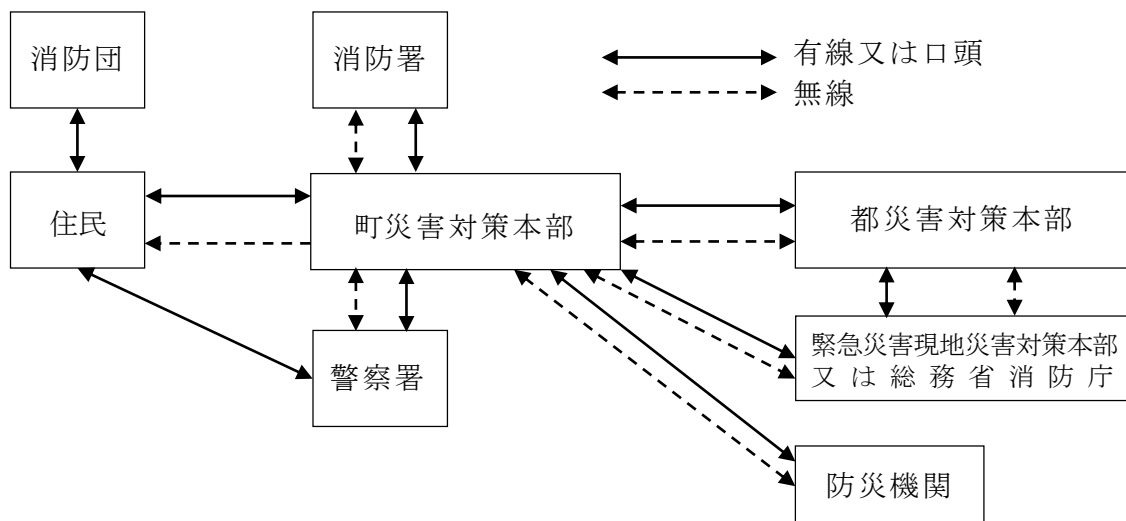
担当：住民部地域課、企画部管財課

第1 防災機関との情報連絡体制

1 通信連絡系統

町及び防災機関との通信連絡系統は、次のとおりとする。

- (1) 都本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき政府の緊急災害現地対策本部、総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- (3) 町は、町防災行政無線等を活用し、各防災機関等の管理者等との間で、通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。



〈通信連絡の系統〉

2 通信機能の確保

各部等は、災害発生後、所管する通信施設及び設備の機能確保に努める。

企画部管財課は、電話、ファクシミリ等の通信施設・設備の機能確認を行い、停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置を行う。

第2 通信連絡体制の確立

1 通信連絡責任者の選任

住民部地域課及び関係機関は、災害時の相互連絡窓口の統一を図るため災害情報通信用電話番号を指定するとともに、通信事連絡責任者を選任・配置し、通信連絡に従事させる。

なお、災害が発生し、町本部が設置されるまでの間、町の通信連絡については、通常の勤務時間は住民部地域課が担当し、夜間、休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでは警備員が対応する。

2 町で利用可能な通信手段

現在、町で利用可能な通信手段及び防災機関との連絡手段は、次のとおりである。

町 ⇄ 都	電話、都防災行政無線
町 ⇄ 福生消防署	電話、消防専用電話
町 ⇄ 福生警察署	電話、町防災行政無線、ファクシミリ
町 ⇄ 消防団	電話、町防災行政無線、メール配信
町 ⇄ 自主防災組織	電話
福生消防署 瑞穂出張所 ⇄ 消防団	町防災行政無線

第3 電気通信設備の優先利用等

住民部地域課は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある場合、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある場合は、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信として、他機関の無線設備を利用して通信の確保を図る。

利用する無線	①警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務、軌道事務、電気事業及び鉱業を行う機関又は自衛隊の保有する無線 ②放送局の保有する無線 ③非常通信協議会の構成員の保有する無線 ④その他無線局を有する機関の無線
--------	--

第2節 地震情報等の収集及び伝達

担当：住民部地域課

第1 地震情報の収集及び伝達

住民部地域課は、地震を覚知した場合は、地震計ネットワーク、都災害情報システム（DIS）、テレビ等を利用し、町内及び近隣地域の地震情報の収集を行うとともに、必要に応じて、本部長（町長）、副本部長（副町長）及び関係各部長に報告し、伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

第2 他地域の震度等の把握

住民部地域課は、震度5弱以上の強い地震を覚知した場合は、他地域の震度、被害状況等の把握を行う。

第3 異常現象の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、遅滞なく、その旨を本部長（町長）又は警察官に通報しなければならない。

この場合において、住民部地域課は、都災害情報システム（DIS）の入力等により都（総務局）及び気象庁に通報する。

第3節 被害状況等の収集・報告体制

担当：住民部地域課・税務課、企画部企画課、施設を所管する課

第1 町の被害状況等の収集及び報告

1 地震発生直後の収集

企画部企画課は、参集職員、住民からの通報、防災機関等からの情報を受け付け、時系列に取りまとめるとともに、関係する部課等に連絡する。

2 被害調査班及び各部等による被害調査

被害調査班及び各部等による被害調査については、次のとおり行う。

- (1) 参集職員からの情報では被害状況の収集が不能又は十分でないと認められる場合は、住民部税務課を中心とする職員により被害調査班を編成し、派遣する。
- (2) 施設を所管する課は、災害の危険性が解消した段階で、所管施設、所管事項等に関する被害調査を行い、調査結果を本部長（町長）が指示する期間内に、住民部地域課に報告する。
- (3) 被害調査班及び施設を所管する課による調査事項については、主に次のとおりである。

- ①人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ②家屋等建物の倒壊状況
- ③火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- ④避難の必要の有無及び避難の状況
- ⑤住民の動向
- ⑥道路及び交通機関の被害状況
- ⑦電気、ガス、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況
- ⑧所管施設及び所管事項に関する被害状況及び対策実施能力の現況に関する事項
- ⑨その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

- (4) 報告については、口頭、メモ書、写真等により住民部地域課に行う。

第2 被害情報等の取りまとめ

企画部企画課は、各部からの被害情報及び応急対策の活動状況を整理して取りまとめ、本部長（町長）に報告する。当該取りまとめについては、次の点に留意する。

活動期	取りまとめの留意点	
初動期	①災害の全体像の把握	④情報に関する確認・未確認の把握
	②情報が集まらない地区の把握	⑤応急対策実施上利用可能な施設、設備、人員、
	③現在の被害の状況	資機材等の把握
応急期	①町全体の被害の状況	②各事項の詳細な内容の整理

第3 都及び国に対する被害状況の報告

1 都への被害状況の報告

住民部地域課は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等を都災害情報システム（DIS）の入力により、都に報告する。当該システムによる報告ができない場合は、ファクシミリ等を利用し、「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）の定める様式で報告する。

また、災害の状況により都に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に対し連絡を行う。

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第2章 情報の収集及び伝達

なお、報告すべき事項及び報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりである。

①災害の原因
②災害が発生した日時
③災害が発生した場所又は地域
④被害状況（被害の程度は、認定基準に基づく。）
⑤災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
・災害対策本部の設置状況
・主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
・その他必要事項
⑥災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
⑦その他必要な事項

報告の種類		入力時期	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括
			被害情報、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4 月 20 日	災害総括

2 国への被害状況の報告

住民部地域課は、国の火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、町域で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、第一報として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

なお、直接即報は、被害の有無を問わず行う。

第4節 広報、広聴活動、安否情報の提供等

担当：企画部企画課・秘書広報課・総務課、住民部住民課、福生消防署、福生警察署、都、ライフライン機関、交通機関

第1 広報活動

1 広報内容

企画部秘書広報課は、次の内容について広報活動を実施する。

時期	広報内容
地震発生直後	①地震の規模 ②電気、ガス、石油ストーブ等出火防止及び初期消火の呼び掛け ③混乱、パニック防止及びデマ情報への注意呼び掛け ④避難指示等 ⑤避難行動要支援者への支援及び人命救助の呼び掛け ⑥被害状況及び危険箇所に関する情報

	⑦応急対策活動の実施状況等
応急対策活動時	①地震、余震等の情報 ②建物倒壊、危険物流出等二次災害に対する避難指示等 ③避難所等及び一時滞在施設開設状況 ④道路状況及び交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 ⑤医療機関の診療状況及び医療救護所の設置状況 ⑥防疫・保健衛生措置状況 ⑦食料、飲料水、生活物資等の供給状況等の生活関連情報 ⑧電気、ガス、水道、下水道等ライフラインの被害及び復旧状況 ⑨その他学校の休校、再開等の措置状況 ⑩その他都及び町の措置状況

2 広報手段

企画部秘書広報課は、次の方法により広報活動を実施する。

手段	実施方法
防災行政無線	屋外拡声子局を通じて町内全域又は地区別に放送する。
広報車	町車両及び調達車両で巡回し、広報を行う。
職員による 口頭伝達	防災行政無線及び広報車による広報活動では不十分と判断される地域に対し、無線機等を携帯した職員が口頭で伝達する。
ホームページ	災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
広報紙の発行	大規模な災害が発生した場合は、速やかに広報紙（臨時災害）を定期的に発行するよう努める。印刷した広報紙の配送、ファクシミリ送信等により役場、コミュニティセンター、避難所等に配布し、被災者に対し掲示又は配布を行う。

3 防災機関等の広報活動

各防災機関等は、災害の状況に応じて相互に連携し、次のとおり広報活動を行う。

関係機関名	主な広報内容
福生消防署	出火防止、救出救護、要配慮者への支援及び呼び掛け、避難等
福生警察署	災害情報、被害状況、交通規制、道路等の被害状況、今後の見通し、警備状況、犯罪の防止等
都（水道局）	施設の被害状況、飲料水の確保状況、応急対策の基本方針、協力要請等
都（下水道局）	流域下水道施設の被害状況、復旧の見通し、被害状況に応じた下水道の使用自粛等
東京電力パワーグリッド株式会社	施設の被害状況、復旧の見通し、感電事故防止、避難時の漏電等による出火防止措置等
株式会社NTT 東日本、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	利用制限、仮設電話の設置、災害用伝言ダイヤル等の開設、復旧の見通し等
武陽ガス株式会社、入間	被害地区における使用上の注意事項、供給状況、復旧の見通し等

ガス株式会社	
東日本旅客鉄道株式会社	災害情報、施設の被害状況、列車の運行状況及び不通区間、運転再開の見通し等
都営バス、立川バス株式会社、西武バス株式会社	災害情報、車両の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等

第2 広聴活動

1 災害相談総合窓口等の開設

(1) 災害相談総合窓口

企画部総務課は、役場に災害相談総合窓口を設け、被災者等からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課・関係機関に連絡・調整を図り、早期解決に努力する。災害相談総合窓口の規模及び構成員等は、災害の規模に応じて決める。

(2) コールセンター

企画部総務課は、住民等からの問合せに対応するため、電話の指定、要員の配置等を行い、コールセンターを設置する。

2 その他広報広聴活動

企画部総務課は、必要に応じて被災地及び避難所等に相談窓口を設置し、広報広聴活動に当たる。

第3 安否情報の提供

住民部住民課は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があった場合は、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者及び第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

当該照会への回答に当たっては、必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者名簿等）を内部利用し、必要に応じて警察署等に対して被災者の安否に関する情報提供を求める。

第4 報道機関への発表

1 窓口の統一

町本部の災害に関する情報の報道機関への発表は、企画部秘書広報課を窓口として一本化し、各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図る。

企画部秘書広報課は、役場内に記者詰所及び記者会見場を設置し、報道発表の準備を行う。

2 記者会見の実施等

企画部秘書広報課は、事項の軽重、緊急性等を検討した上で適宜、共同記者会見方式により報道機関に発表し、住民部長が発表者となる。

夜間、勤務時間外等に突発災害が発生した場合は、住民部長が関係対策部の部長と協議の上、発表する。

第5節 災害時の放送要請

担当：企画部秘書広報課

第1 放送機関への緊急放送の要請

企画部秘書広報課は、NHK 等在京放送各社への緊急放送を知事に要請する。

ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後、速やかに都に報告する。

第2 瑞穂ケーブルテレビ等への緊急放送の要請

企画部秘書広報課は、瑞穂ケーブルテレビ等への緊急放送を要請する。

第3章 災害救助法の適用

災害に際して、飲料水、食料、医療等の応急的・一時的救助は、被災者の生活の保護及び社会秩序の保全を図ることを目的として災害救助法に基づき、国の責任において行われる。

また、知事が法定受託事務として、その実施を担当し、本部長（町長）がこれを補助する。本章においては、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続等について必要な事項を明示する。

第1節 災害救助法の適用

担当：住民部地域課

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによる。町においては、次のいずれかに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当規定
①町内の住家が滅失した世帯の数	町60世帯以上	第1号
②都内の住家が滅失した世帯の数のうち、町内の住家が滅失した世帯の数	都内2,500世帯以上 かつ町30世帯以上	第2号
③都内の住家が滅失した世帯の数のうち、町内の住家が滅失した世帯の数	都内12,000世帯以上 かつ町多数※	第3号
④災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数※	第3号
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第4号

注1）※印の場合は、知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2）住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

第2 災害救助法の適用手続

1 救助適用要請

- (1) 本部長（町長）は、災害に際して、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告し、同法の適用を知事に要請する。
- (2) 本部長（町長）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手し、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

2 要請手続

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、住民部地域課が都（総務局総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ①災害発生の日時及び場所 | ⑤適用を必要とする期間 |
| ②災害の原因及び被害状況 | ⑥既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 |
| ③適用を要請する理由 | ⑦その他必要な事項 |
| ④必要な救助の種類 | |

3 実施報告

各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を調整し、救助事務の実施の都度又は完了後、速やかに本部長（町長）に提出する。

第3 救助の種類等

1 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- | | |
|------------------------|---------------|
| ①避難所及び応急仮設住宅の供与 | ⑦生業資金等の給与又は貸与 |
| ②炊き出し等による食品の給与及び飲料水の供給 | ⑧学用品の給与 |
| ③生活必需品の給与又は貸与 | ⑨埋葬 |
| ④医療及び助産 | ⑩遺体の捜索及び処理 |
| ⑤被災者の救出 | ⑪住居障害物の除去 |
| ⑥被災住宅の応急修理 | |

2 支給の方法

救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認める場合は、救助を必要とする者に対し、金銭の支給をもってこれに代えることができる。

3 救助の程度等

救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、町及び関係機関に通知することとなっている。災害救助の程度、方法及び期間について特別な事情がある場合は、その基準の変更を申請できる。当該申請は、知事に対して行うが、期間の延長は定められた救助期間内に行う必要がある。

第2節 災害救助法による救助の実施

担当：住民部地域課、企画部企画課

第1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告・中間報告・決定報告の3段階があり、その都度、住民部地域課が知事に報告する。

第2 救助実施状況の報告

各部は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算業務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理をし、本部長（町長）に報告する。

企画部企画課は、関係各部からの報告に基づき所定の帳票調製を行う。

第3 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、災害救助法事務取扱要領（内閣府政策統括官（防災担当））のお

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第3章 災害救助法の適用

りとする。基準額については、都規則により適宜改定を行う。

第4 救助の実施

災害救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、この計画の各章に定めるところによる。

第3節 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には従事命令（一定の業種のことを救助に関する業務に従事させる権限。例えば、医師、看護師、土木技術者、大工等）等の権限が付与されている。これらの権限は、公示により市町村長に委任することができることになっており、その場合は、本部長（町長）は、適切に行使する。

第4章 相互応援協力・派遣要請

大規模な震災が発生し、町だけでは対応が困難な場合は、自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、防災機関・都、他区市町村及び民間・公共的団体の協力が不可欠であり、そのため、速やかに応援要請及び受入れを行う。

また、ボランティア、NPO等が行政とは異なる立場から、その特性を活かした活動を効果的に行えるよう、活動支援を行う。

第1節 防災機関相互応援協力

担当：住民部地域課

第1 都、他区市町村及び防災機関への応援協力要請

1 応援協力要請

本部長（町長）は、災害が発生し、応急災害対策を実施するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、知事に対して応援又は応援のあつせんを求める。その場合は、次に掲げる事項について、まず口頭、電話等をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合は、その理由）
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所及び期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認める場合は、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣及びあつせんを求める。

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん	災害対策基本法第30条
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣	災害対策基本法第30条

3 区市町村への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の区市町村長に対し、応援を求める。

第2 相互応援協定に基づく協力要請

本部長（町長）は、自治体との相互応援協定に基づき協力要請を行う。

第3 経費負担

- 応援要請の経費負担は、次のとおりである。
- (1) 国、都及び他区市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第18条の規定による。
 - (2) 防災機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度又は事前に協議して定める。

第4 米軍への要請

本部長（町長）は、道路渋滞等により通行が困難な場合は、横田基地内の通行を米軍に要請する。

第2節 民間、公共的団体等との協力

担当：住民部地域課

町は、民間、公共的団体等との応援協定に基づき協力要請を行う。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

担当：住民部地域課、自衛隊

本部長（町長）は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 災害派遣要請の要求

本部長（町長）は、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する場合は、必要な事項を明らかにし、電話等をもって早急に連絡し、事後、速やかに文書を提出する。

ただし、通信の途絶等により知事に連絡できない場合は、直接、関係部隊に通報し、速やかに知事に通知する。

また、緊急避難又は人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求することができない場合は、直接、関係部隊等に通報するものとし、事後、所定の手続を速やかに行う。

要求先	都総務局総合防災部防災対策課		
要求に必要な事項	①災害の状況		④派遣を希望する区域及び活動内容
	②派遣を要請する事由		⑤その他参考となる事項
直接の通知先	③派遣を希望する期間		
	部隊名等	時間内連絡先	時間外連絡先
	陸上自衛隊第1師団 司令部第1施設大隊 (東京都練馬区)	第3部長又は防衛班 03(3933)1161 内線 230、239	司令部当直長 03(3933)1161 内線 702、703
	航空自衛隊 防空指揮群本部 (東京都福生市)	企画科長又は運用係長 042(553)6611 内線 2259、2604	防空指揮群当直幹部 042(553)6611 内線 2348

第2 自衛隊の活動内容

自衛隊の活動範囲は、次のとおりである。

①被害状況の把握	⑦応急医療、救護及び防疫
②避難の援助	⑧人員及び物資の緊急輸送
③遭難者等の捜索救助	⑨炊飯及び給水の支援
④水防活動	⑩物資の無償貸付及び譲与
⑤消防活動	⑪危険物の保安及び除去
⑥道路及び水路の啓開	⑫その他自衛隊の能力で対処可能な臨機の措置

第3 自衛隊の自主派遣

防衛大臣又はその指定する者及び自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合は、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施することができる。

第4 派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、次のとおりである。

受入に当たっては、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

連絡場所の設置	速やかに連絡場所を設け、自衛隊及び都本部に通知する。
窓口の統一	住民部地域課に連絡責任者を定め、自衛隊と連絡窓口を統一する。
協議体制の確立	作業の実施について現地指揮官と協議を行い、必要に応じ地図等を準備し、作業地区ごと連絡員を定める。
作業計画及び資機材の準備	派遣部隊の行う作業の作業計画を立て、必要な資機材を準備し、作業に関連ある管理者等にも連絡しておく。
ヘリポートの通知	都本部と協議・調整の上、部隊に通知する。
知事への報告	本部長（町長）は、自衛隊の活動状況等について、随時、知事に報告する。

第5 撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣部隊の撤収を要請する場合は、知事及び派遣部隊長と協議の上、行う。

第6 経費負担

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町が負担する。

第4節 受援体制

担当：住民部地域課、企画部総務課

1 町の受援体制

企画部総務課は、応援を要請した場合は、応援要員の職種、人数、必要資機材等について、要請先と調整を行う。

また、住民部地域課は、災害対策本部に防災機関連絡室を設け、必要に応じ連絡員の派遣を要請し、活動の調整を行う。

2 応援要員の受入れ

企画部総務課は、応援要員の車両等が駐車可能な受入場所（石畑防災広場、町営少年サッカー場等）の指定、燃料の確保等の必要な支援を行う。

なお、応援要員の食料、資機材、宿泊等は、原則として応援側に確保を要請する。

第5節 ボランティア等の活動支援

担当：福祉部福祉課、瑞穂町社会福祉協議会

第1 災害ボランティアセンターの設置

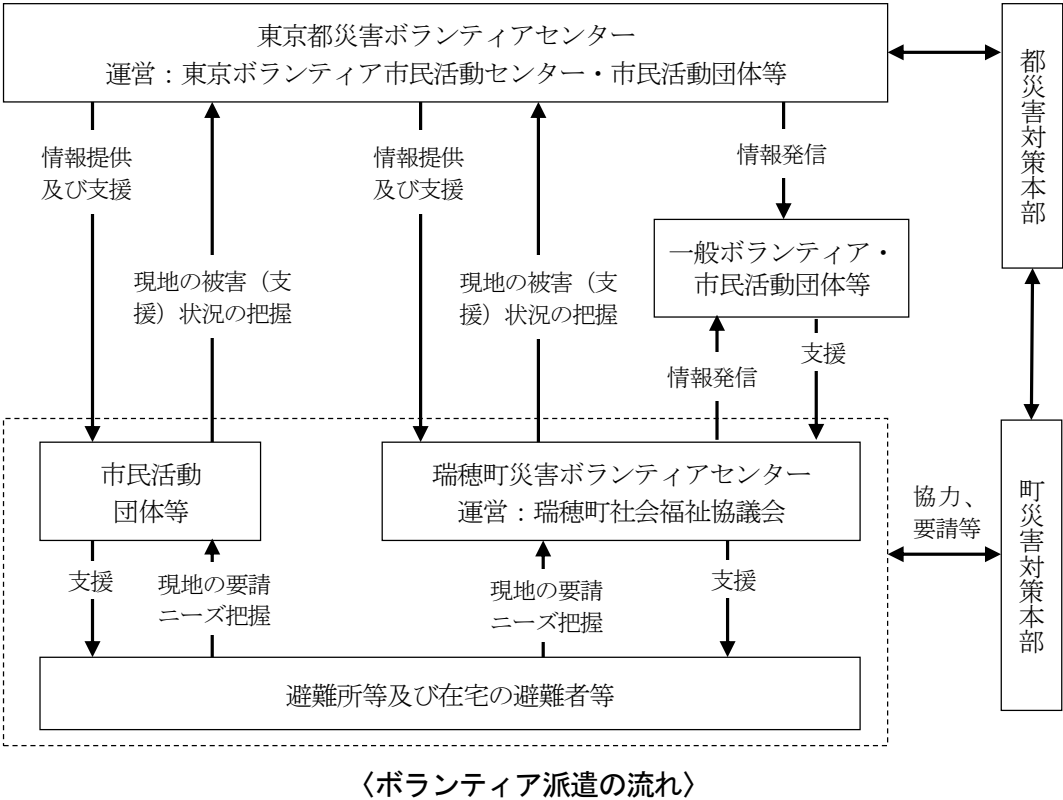
瑞穂町社会福祉協議会は、町が指定する場所に災害ボランティアセンターを設置する。町が当該センターの設置を要請した場合は、福祉部福祉課と当該設置について協議する。その他運営に当たっては、協定に基づき相互に連携する。

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

①ボランティアの受付	⑤ボランティア保険加入手続
②ボランティアニーズの把握	⑥ボランティア連絡会議の開催
③ボランティア活動のコーディネート	⑦町との連絡調整
④ボランティア活動用のスペース及び 資機材の確保	⑧その他災害ボランティアセンターとして必要 な活動

第2 ボランティアの受入れ及び活動

瑞穂町社会福祉協議会は、東京都災害ボランティアセンター等と連携して、災害ボランティアの受入れ、ボランティアニーズの把握及び活動のコーディネートを行う。



第3 東京都防災ボランティアの活動

町（各部等）は、必要に応じて、都に東京都防災ボランティアの支援要請を行う。

〈東京都防災ボランティア〉

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳、被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応及び区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ、短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都（都市整備局）からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には、都（建設局）からの出動要請を受け、また、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、同局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における同所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報、交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施

第4 市民活動団体（NPO等）との連携

福祉部福祉課及び瑞穂町社会福祉協議会は、被災地入りしている NPO、NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握して連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第5章 消防、危険物対策等

消防機関は、大規模地震発生時には、あらゆる手段をもって住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼び掛けるとともに、全力を挙げて避難の安全確保及び延焼の拡大防止に努め、住民の生命及び財産を守る。

また、各機関は、危険物、毒劇物取扱施設等において、地震動、火災等により危険物の漏えい、爆発、危険動物の逸走等の事態の発生が考えられ、その被害を最小限に止めるための応急対策を実施する。

第1節 震災消防活動

担当：消防団、福生消防署

第1 東京消防庁の活動

1 活動態勢

東京消防庁は、発災時において、常設の警防本部、方面隊本部及び署隊本部の各機能をより一層強力に発揮するべく、次のように震災消防活動態勢を確立する。

震災配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は地震により火災及び救助・救急事象が発生し、必要と認める場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災及び救助・救急事象が発生し、必要と認める場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令した場合は所要の人員が、震災非常配備態勢を発令した場合は全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

2 震災消防活動

震災消防活動は、次のとおりである。

(1) 活動の基本

- ①延焼火災が多発した場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ②震災消防活動体制を確立した場合は、消火活動と並行して救助・救急活動等の活動を行う。
- ③延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 部隊の運用

- ①地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- ②地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システム等を活用し、効率的な部隊運用を図る。
- ③応援部隊の来援等に際して、町は、石畑防災広場、町営少年サッカー場等のオープンスペースを活用する。

(3) 消火活動

- ①防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

②延焼火災が拡大し、又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動及び避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源があるときは、遠距離送水装備を運用する。

③道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(4) 救助・救急活動

①ポンプ隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。

②救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

③救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。

④救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して医療機関へ迅速に搬送する。

⑤警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

(5) 情報収集

①署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職（団）員情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。

②震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を行う。

③防災機関に職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

第2 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、福生消防署と連携しつつ、分団担当地区内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用し、消防活動に当たる。

消防団は、次のとおり活動する。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して出火防止及び初期消火の呼び掛けを行う。

(2) 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報及び被災状況の情報収集・伝達を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内の建物等の消火活動又は避難道路確保は、消防団独自又は消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

福生消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりなが

ら、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第3 消防相互応援協力

地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。

第2節 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

担当：住民部地域課、教育部学校教育課・教育指導課、都、東京消防庁、福生警察署、福生消防署、西多摩保健所、その他監督官庁

第1 石油类等危険物保管施設の応急措置

1 東京消防庁等の応急措置

東京消防庁等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次の措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検及び出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置及び初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置及び応急対策
- (3) 危険物による災害発生時の自衛消防隊による活動
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2 町の応急措置

本部長（町長）は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 住民に対する避難指示等 | (4) 避難住民の保護 |
| (2) 住民の避難誘導 | (5) 情報提供 |
| (3) 避難所等の開設 | (6) 関係機関との連携 |

第2 火薬類取扱施設の応急措置

火薬類取扱施設の実態を把握し、安全管理を重視した消防対策を講じる。

なお、消防活動については、前節に準じる。

第3 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保管施設の応急措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ②住民の避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難住民の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（総務局）	都県市境周辺で漏えい事故が発生した場合は、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都（環境局）	①事故時における措置 ・当該事業所は、高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。

	・都（環境局）は、災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。 ②事故時の緊急出動体制 ・高圧ガス事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所が対応する体制を整えている。 ・防災事業所は、高圧ガスの移動及び事業所における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とする。
警視庁 （福生警察署）	①ガス漏れ等の事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行う。 ②本部長（町長）が避難の指示をすることができないと認める場合、又は本部長（町長）から要求があった場合は、避難の指示を行う。 ③避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 （福生消防署）	①ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、避難指示を行う。 ②事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 なお、応急対策は、前節の「震災消防活動」により対処する。
関東東北産業 保安監督部	①正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

毒物・劇物取扱施設の応急措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ④避難住民の保護 ②住民の避難誘導 ⑤情報提供 ③避難所等の開設 ⑥関係機関との連絡
町教育委員会 （教育部学校教育課・教育指導課）	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 ①発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ②出火防止及び初期消火活動 ③危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ④実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ⑤児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ⑥被害状況の把握、情報収集、伝達等 ⑦避難場所及び避難方法
都（福祉保健局 （西多摩保健所・健康安全研究センター））	①毒物劇物監視員等による緊急パトロールを実施する。毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ②毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ③関係機関と密に連絡し、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 （福生消防署）	①有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、避難指示を行う。 ②事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前節の「震災消防活動」により対処する。

第5 放射線等使用施設の応急措置

放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和33年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。

文部科学大臣は、必要があると認める場合は、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射線等使用施設の応急措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ②住民の避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難住民の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
東京消防庁 （福生消防署）	放射性物質の露出及び流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、前節の「震災消防活動」により災害応急活動を行う。 ①施設の破壊による放射線源の露出及び流出の防止を図るための緊急措置 ②放射線源の露出及び流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都（福祉保健局 （西多摩保健所））	RI 使用医療施設での被害が発生した場合は、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止及び住民の不安の除去に努める。周辺住民等の不安を除去するための広報活動の実施については、警察官等と協議し、これらの機関に要請する。

第6 危険物等輸送車両等の応急対策

1 高圧ガス輸送車両等の応急措置

高圧ガス輸送車両等の応急措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ②住民の避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難住民の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（環境局）	①正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ②必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
都（福祉保健局 （西多摩保健所・健康安全研究センター））	毒物劇物の移動を禁止する等の応急措置を指示する。
警視庁 （福生警察署）	①危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
東京消防庁 （福生消防署）	①交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②災害応急対策は、前節の「震災消防活動」により対処する。
関東東北産業	①正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。

保安監督部	②高圧ガス輸送者に対して必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③災害が拡大するおそれのある場合は、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ①災害発生時の緊急連絡設備の整備 ②災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質輸送車両の応急対策は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ②住民の避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難住民の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
国の各省庁 （文部科学省） （経済産業省） （国土交通省） （警察庁） （総務省消防庁）	①放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、陸上輸送にあつては文部科学省において、海上又は航空輸送にあつては国土交通省において行うものとする。 ・事故情報の収集、整理及び分析 ・関係省庁の講ずべき措置 ・係官及び専門家の現地派遣 ・対外発表 ・その他必要な事項 ②派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官及び消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁 （福生警察署）	事故の状況把握及び被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じて、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 （福生消防署）	事故の通報を受けた東京消防庁は、直にその旨を都（総務局）に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都（総務局）	事故の通報を受けた都（総務局）は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請、住民の避難等必要な措置を講ずる。
その他 （事業者等）	事業者等（輸送事業者、事業者及び現場責任者）は、事故発生後、直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

第7 危険動物の逸走時対策

都は、危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

危険動物の逸走時対策は、次のとおりである。

第2編 地震災害対策計画 第1部 災害応急対策計画
第5章 消防、危険物対策等

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ②住民の避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難住民の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（総務局）	情報の収集、国、他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
都（福祉保健局）	情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。
都（産業労働局）	産業動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指示を行う。
警視庁 （福生警察署）	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法（昭和29年法律第136号））を行う。
東京消防庁 （福生消防署）	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

第6章 避難対策等

本部長（町長）は、大規模な地震時に、延焼火災及びその他の危険から住民を守るため、時機を失せず、避難指示等の発令、警戒区域設定等を行う。また、家屋被害、ライフライン被害等により避難した住民等を受け入れ、保護するために指定緊急避難場所・指定避難所を開設する。

さらに、避難者自身による自主運営の形態による避難所等の運営を推進する。避難所等の運営に男女双方の視点を確保するため、女性の参画も推進する他、要配慮者等に対しても避難の誘導も含めた配慮をする。

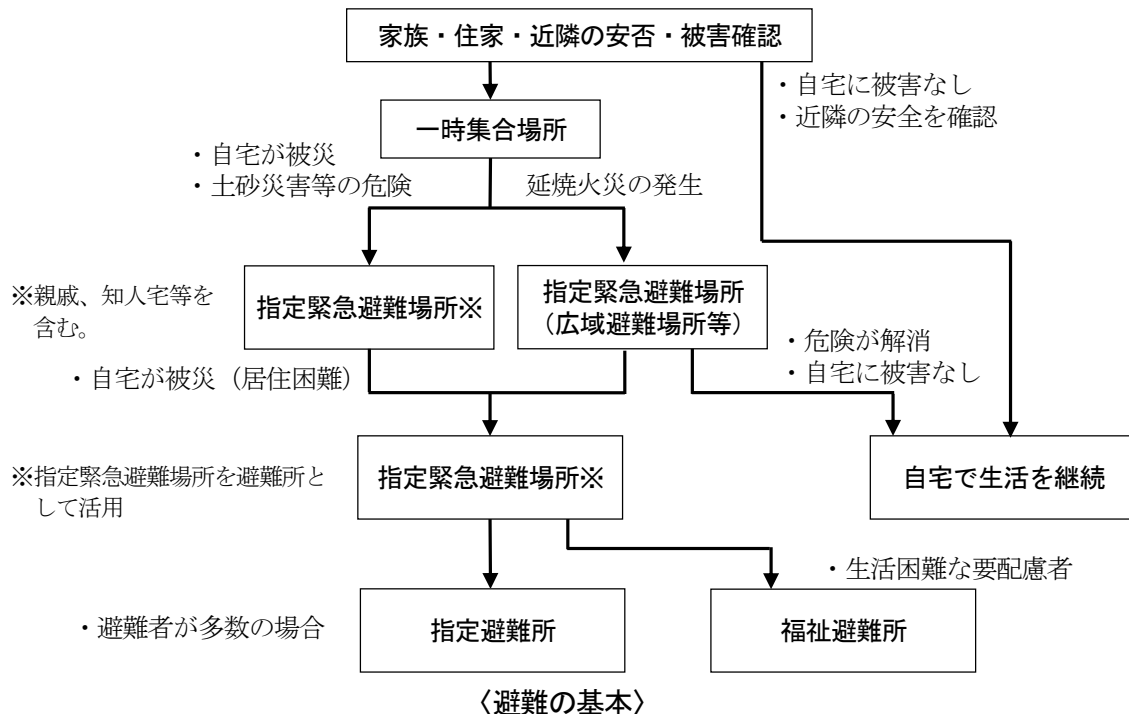
第1節 避難体制

担当：住民部地域課、企画部秘書広報課

第1 避難の基本

震災における避難の基本は、次のとおりとする。

- ①地震発生直後に家族、住家及び近隣の安否・被害を確認する。
- ②住家の被災、延焼火災の発生、土砂災害警戒区域等での異常発見等の場合は、地域の一時集合場所に集合し、指定緊急避難場所（延焼火災の場合は、広域避難場所等）に避難する。
- ③土砂災害の危険性及び延焼火災の危険性が解消した場合は、できるだけ自宅で生活を継続する。
- ④住家が被災し、居住できない場合は、当該指定緊急避難場所で生活する。避難者が多数で、当該指定緊急避難場所で受入れが困難な場合は、新たに指定避難所を開設する。



第2 避難指示等

1 避難指示等の発令

本部長（町長）は、状況に応じて、次の段階で避難指示等を発令する。

(1) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者及び滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(2) 高齢者等避難

避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又は切迫している場合に、自宅、近隣の建物等で緊急的に安全を確保することを促すため発令する。

〈避難指示等の発令権者と要件〉

発令権者	要件	根拠法令
本部長（町長）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により本部長（町長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	災害対策基本法第60条第5項
警察官 海上保安官	・本部長（町長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認められる場合 ・本部長（町長）から要求があった場合	災害対策基本法第61条第1項
警察官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいない場合	自衛隊法第94条第1項
知事又は知事の命を受けた都職員	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条

2 避難指示等の基準

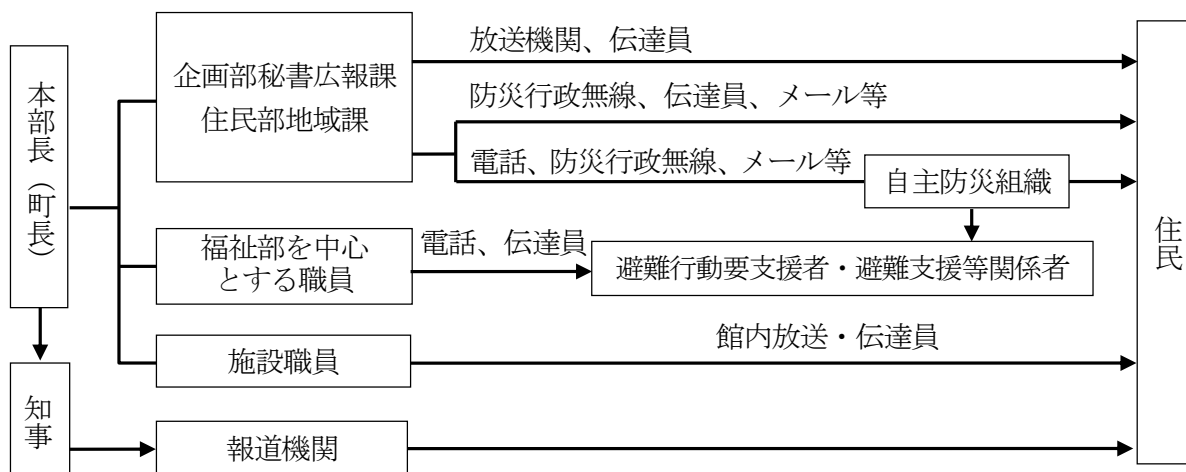
避難指示等の発令基準は、地域の状況により異なるが、おおむね次のとおりである。

①余震、地震後の降雨等により、崖崩れ等の発生が予想され、避難を要すると判断される場合
②建物、擁壁等の倒壊又は余震により、人的被害が発生するおそれがある場合
③火災が同時多発し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがある場合
④炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きい場合
⑤危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が予想される場合
⑥燃焼ガス、有毒ガス等が広範囲に流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想される場合

3 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線、メール、Twitter、広報車、Lアラート、テレビ等、あらゆる手段を用いて伝達する。伝達事項は、次のとおりである。

- | |
|---------------------------------------|
| ①避難対象地域（地区、施設名等） |
| ②避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等） |
| ③避難先（安全な方向、避難所等の名称等） |
| ④その他避難行動時の注意事項（携行品、避難行動要支援者への支援呼び掛け等） |



4 都への報告

住民部地域課は、避難の措置及び解除の状況を速やかに都に報告する。当該報告事項は次のとおりとし、原則として都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

報告事項	①発令者	③避難の対象地域	⑤その他必要な事項
	②発令の理由及び日時	④避難地	

第3 避難誘導及び要請

地震発生直後の一時集合場所から指定緊急避難場所までの避難誘導は、自主防災組織等によるものとする。

住民部地域課は、延焼火災、土砂災害のおそれのある場合は、消防団、消防署及び警察署に誘導を要請する。

第4 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

なお、警戒区域の設定に関する事務及び広報伝達は、「避難指示等」に準じて行う。

第2節 指定緊急避難場所等の開設・運営

担当：住民部地域課、福祉部健康課、教育部学校教育課・教育指導課・社会教育課・図書館

第1 指定緊急避難場所の開設

町は、大規模地震が発生した場合、又は避難指示等を発令した場合は、指定緊急避難場所を開設する。

危険な状況が解消された場合は、帰宅の措置を促すとともに指定緊急避難場所を閉鎖する。住家が被災した避難者は、引き続き当該指定緊急避難場所を避難所として活用する。

第2 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

町は、住家に居住することが困難な被災者を受け入れるために、指定緊急避難場所を指定避難所として活用する。避難生活者が多数のため、当該施設に収容が困難な場合は、新たに指定避難所を開設する。

指定避難所の開設は、指定避難所の中から本部長（町長）が状況に応じて決定することを基本とし、教育部学校教育課、教育指導課等の各施設所管職員が実施し、運営のための避難所担当職員を配置する。

2 指定避難所内の事務室の確保

避難所担当職員は、指定避難所となる施設内に事務室を確保し、表示を掲げて運営拠点とする。

3 指定避難所の開設の報告

住民部地域課は、指定避難所を開設した場合は、都（福祉保健局）及び福生警察署・福生消防署等関係機関に報告する。

都（福祉保健局）への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。

開設の報告事項	①開設の日時及び場所	③開設予定期間
	②箇所数及び収容人数	④その他必要な事項

4 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設の管理者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。

当該受入れに当たっては、できるだけ地区ごとの区割り設定を行うとともに、要配慮者に配慮する。

また、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保及び生活環境を良好に保つよう努める。

第3 指定避難所の管理運営

1 運営担当

指定避難所の運営は、災害初動期では避難所担当職員が自主防災組織、避難者及び教職員並びに施設管理者等の協力を得て担当する。

ただし、避難生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした避難者自身による自主運営の形態で避難所の運営を行うことを原則とする。当該運営に当たっては、女性の参画を推進し、男女双方の視点の確保に配慮する。

2 各指定避難所（指定緊急避難場所）の運営支援組織

各指定避難所（指定緊急避難場所）の運営支援を担当する組織（近傍自主防災組織・町内からの支援者によるグループ）について、瑞穂町自主防災組織連絡協議会と協議・検討し、運営態勢の円滑化を図る。

この際、初期の混乱期においては、避難者自らの自主運営は困難なため、配備職員及び支援組織を中心として運営態勢を整え、逐次、自主運営に移行できるよう支援する。

3 居住区域の割振り等

受入れ及び居住区域の割振りは、可能な限り町内会・自治会単位となるよう自主防災組織（運営支援組織）と連携して班を編成する。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し次の事項への協力を要請する。

①避難者カードの配布及び回収	④居住区域の避難者の要望等の取りまとめ
②町からの避難者への指示及び伝達事項の周知	⑤防疫活動等への協力
③飲料水、食料及び生活物資の配布等の補助	⑥施設の保全管理等

4 避難者名簿の作成

避難所担当職員は、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、その写しを教育部学校教育課又は教育指導課に送付する。

5 飲料水、食料及び生活物資の配分等

避難所担当職員は、飲料水、食料、生活物資等の必要量を、教育部学校教育課又は教育指導課を通じて各所管に連絡する。当該物資等を受け取った場合は、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

6 情報提供体制の確保

教育部学校教育課、教育指導課、社会教育課及び図書館は、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、臨時広報紙の配布、各指定避難所へのテレビ、ラジオ、ファクシミリ等の整備を行う。

なお、避難所担当職員は、派遣された指定避難所において、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないように広報活動を行う。

また、避難者の各種要望及び相談に対応する。

7 運営記録の作成及び報告

避難所担当職員は、指定避難所の運営記録を作成し、1日1回、教育部学校教育課又は教育指導課に報告する。傷病者の発生等、特別の事情のある場合は、必要に応じて報告する。

8 女性及び子供への配慮

指定避難所の運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性及び子育て家庭のニーズへの配慮として、次の対策を行う。

①女性及び子供のための相談窓口	④防犯対策
②女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置	⑤交流（遊び）スペースの確保
③女性専用の物資配布	⑥子供用の生活用品の導入

9 要配慮者への配慮等

(1) 指定避難所運営における配慮

避難所担当職員は、福祉部福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課、健康課、ボランティア等と連携し、要配慮者及び食物アレルギーのある避難者に十分配慮した運営に努める。

特に配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ①要配慮者への負担を軽減するため、和室、トイレに近い場所等を要配慮者専用室として確保すること。
- ②福祉関係者と連携して相談、介護等の生活支援を行うこと。
- ③情報提供について、音声及び文字での伝達、手話通訳者の配置等の配慮を行うこと。
- ④指定避難所での生活が困難と認められる場合は、速やかに福祉避難所への移動を措置すること。
- ⑤食物アレルギーのある避難者の有無を確認し、食物アレルギー者（児）用の食材等の供給が行われるよう措置すること。

(2) 多様な避難所の確保

住民部地域課は、要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等の利用を呼び掛ける。

また、商業施設等への受入れについて、当該事業者との調整を図る。

10 避難所等の安全対策

避難所担当職員は、自主防災組織等の協力を得て、避難者自身による防犯組織を立ち上げ、避難所等及び近隣区域の治安維持活動を実施する。

また、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

11 避難所等の衛生状態の確保

教育部学校教育課、教育指導課、社会教育課及び図書館並びに避難所担当職員は、避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。

また、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況等、避難所等の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

第4 新型インフルエンザ等感染症への対応

町は、新型インフルエンザ等感染症対策として、次の事項に留意して指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営を行う。

①緊急避難場所・指定避難所の開設場所

密集状態を防ぐため、指定避難所以外の施設の確保等により、多くの緊急避難場所・避難所の開設を図る。

また、親戚、知人宅、ホテル等での避難の検討を周知する。

②自宅療養者の避難

自宅療養等となっている軽症者等は、保健所と連携して専用の避難所又は専用施設へ搬送する。

③専用スペースの確保等

一般の避難者スペースとは別に、自宅療養者、感染の疑いのある者、家族等の濃厚接触者等に区分し、それぞれの専用スペース・専用トイレを確保し、ゾーン及び動線を区分する。

④健康状態の確認

避難者の受付の際には、検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者等を判別し、保健所と連携してPCR検査等を行う。

避難生活時に体調が変化した場合は、隔離及びPCR検査等の措置をとる。

⑤衛生環境の確保

避難者及び避難所運営スタッフは、手洗い、マスクの着用等に留意する。
また、緊急避難場所・避難所内での生活空間は、十分な間隔をとるとともに、換気及び定期的な消毒に努める。

第5 指定避難所以外の避難者支援

教育部学校教育課、教育指導課、社会教育課及び図書館は、在宅の被災者及び車中、テント等で生活している被災者の所在を、町内会・自治会、自主防災組織等を通じ、又は被災者自らが所在を町に知らせるよう広報して把握する。

また、これらの被災者に対し、広報紙の配布、メール、Twitter 等での情報提供、保健師等による巡回等に努める。

第6 被災者の他地区への移送

住民部地域課は、町内の避難所等の収容能力が不足する場合は、他地区（近隣の非被災地区又は小被災地及び近隣県）への移送について、都に要請する。

また、他区市町村からの避難者受入れを行う。

1 被災者を他地区へ移送する場合

被災者の他地区への移送は、次のとおりである。

- (1) 本部長（町長）は、被災者の他地区への移送について、知事に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先区市町村及び他の区市町村に受入れを協議した場合は、その旨を知事に報告する。

- (2) 移送に当たっては、都を通じてバス協会等に車両を要請する。

- (3) 他区市町村に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該区市町村へ派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

2 他区市町村から被災者を受け入れる場合

本部長（町長）は、知事から他区市町村の被災者を受け入れるため避難所等の開設の指示を受けた場合は、各避難所等の状況を考慮し、直ちに避難所等を選定し、受入体制を整備するとともに、運営に協力する。

第3節 要配慮者の安全対策

担当：福祉部福祉課・子育て応援課・高齢者福祉課・健康課

第1 避難支援

避難支援者（避難行動要支援者の避難活動を手助けする人）は、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を行う。

福祉部福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課及び健康課は、避難支援者等から安否情報を収集し、安否不明な要配慮者の確認作業を自主防災組織等と協力して行う。

第2 避難所等での支援

福祉部健康課は、保健師等を中心に避難所等を巡回し、要配慮者の健康状態の確認及び避難環境の調査を行う。

また、必要に応じて高齢者支援センター（地域包括支援センター）職員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員等と連携し、情報収集に努める。

当該調査に基づき、要配慮者専用スペースの確保、介護者・手話通訳等の派遣、食料への配慮、バ

リアフリー対応トイレの設置等、関係課で必要な支援を行う。

第3 福祉避難所等への受入れ

福祉部福祉課、子育て応援課及び高齢者福祉課は、自宅、避難所等で生活困難な要配慮者を二次避難所（福祉避難所）に受け入れ、移送の調整を協定締結事業者等と行う。

二次避難所（福祉避難所）を開設した場合は、速やかに、所定の様式により都（福祉保健局）、警察署、消防署等関係機関に連絡する。

開設する二次避難所（福祉避難所）は、次のとおりである。

名称	所在地	電話番号
瑞穂町高齢者福祉センター寿楽	殿ヶ谷 1106	556-1120
瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみ	石畑 2193	556-6655

なお、指定の二次避難所（福祉避難所）での受入れが困難な場合は、介護保険施設等との協定及び西多摩衛生組合との協定に基づき、当該管理施設への受入れの調整を行う。

第4 在宅要配慮者への支援

福祉部福祉課、子育て応援課及び高齢者福祉課は、在宅及び仮設住宅の要配慮者が通常の福祉サービスが受けられるよう、福祉事業者等に要請する。

第4節 帰宅困難者対策

担当：都市整備部産業課、都、東日本旅客鉄道株式会社、日本郵便株式会社、日赤東京都支部

第1 JR箱根ヶ崎駅周辺及び郊外型大型店舗等における混乱防止対策

1 JR箱根ヶ崎駅周辺での混乱防止対策

JR箱根ヶ崎駅の責任者は、利用者等を施設内の安全な場所に待機させ、被災状況、復旧の見通し等の情報提供を行う。施設内で待機させることが困難な場合は、一時滞在施設等へ誘導する。

都市整備部産業課は、JR箱根ヶ崎駅等と連携して、近傍の地区会館、開設した避難所に誘導する。また、状況によって観光バスを借り上げ、帰宅困難者の一時滞在所として提供する。

2 大型店舗等周辺での混乱防止対策

大型店舗等の責任者等は、利用者等を施設内安全な場所に待機させ、被災状況、復旧の見通し等の情報提供を行う。

第2 事業所等における対策

事業所、学校等の責任者は、事業所防災計画及び業務継続計画に基づき従業員及び生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行い、周辺の安全を確認した上で施設内又は他の安全な場所に待機させる。交通情報等を収集して被害状況を把握し、従業員等が一斉に帰宅して駅、幹線道路等が混乱・渋滞しないよう留意する。

また、事業所の顧客及びその他の者に対しても、一時待機所、飲料水、トイレ等の提供に努める。

第3 帰宅困難者の代替輸送等

都は、帰宅支援の実施状況、災害関連情報、公共交通機関の運行情報等について、報道機関、ホームページ等を通じて広報する。

都市整備部産業課は、都、鉄道事業者等からの情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、利用可能な交通機関の情報を提供する。

第4 徒歩帰宅者への支援

1 町の支援

町施設及び避難所では、立ち寄る徒歩帰宅者に対し、飲料水、トイレ、把握している情報等を提供する。

2 関係機関の支援

都は、指定している帰宅支援対象道路16路線及び災害時帰宅支援ステーションを中心に、通行可能区間等の安全情報、沿道の火災・建物倒壊等の危険情報を収集し、都が整備する帰宅困難者対策ポータルサイト、防災Twitter等を活用し、提供する。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食及び飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

日本郵便株式会社は、集配郵便局において、情報提供及び休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。

第5節 外国人支援対策

担当：企画部企画課

企画部企画課は、関係部課等と協力して、外国人の安否及び所在の確認を行うとともに、都（生活文化局）が開設する「外国人災害時情報センター」及び外国人支援団体等と連携して、通訳ボランティアの確保、相談窓口の開設等を行い、必要な支援に努める。

また、避難所でのやさしい日本語、多言語表示シート等の活用の検討を行い、外国人被災者への対策を講じる。

第7章 警備及び交通規制

警察は、大地震が発生した場合は、直ちに各種犯罪の予防、取締りその他公共の安全と秩序の維持等を行うとともに、交通の確保を行うための規制活動を実施する。

町は、被災地における治安の維持と緊急交通路等確保のため、福生警察署と連携した対策の実施に努める。

第1節 警備活動

担当：消防団、福生警察署

第1 大地震発生時における警察任務

1 活動内容

福生警察署は、建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ①被害の実態の把握及び各種情報の収集 | ④行方不明者の搜索及び調査 |
| ②交通規制 | ⑤死体の調査等及び検視 |
| ③被災者の救出及び避難誘導 | ⑥公共の安全と秩序の維持 |

2 警備体制の確立

福生警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護及び避難誘導の措置をとる。

第2 防犯活動等の協力

消防団は、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

また、関係各部は、その所管する施設及び業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

第2節 交通規制

担当：福生警察署

1 交通規制

大規模地震発生直後は、道路における危険を防止するとともに、次のとおり人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を災害対策基本法に基づいて確保（第二次交通規制）する。

(1) 第一次交通規制

ア 環状7号線から都心方向に流入する車両の通行を禁止する。

イ 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

ウ 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

国道4号(日光街道他)	国道17号(中山道・白山通り他)
国道20号(甲州街道他)	国道246号(青山通り・玉川通り他)
都道8号他(目白通り・新目白通り)	都道405号他(外堀通り他)
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

(2) 第二次交通規制

前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

国道1号(永代通り・第二京浜他)	国道6号(水戸街道他)	国道14号(京葉道路)	国道15号(第一京浜他)
国道17号(新大宮バイパス)	国道122号(北本通り他)	国道254号(川越街道他)	国道357号(湾岸道路)
都道2号(中原街道)	都道4号他(青梅街道他)	都道7号他(井の頭通り他・陸橋通り)	都道312号(目黒通り)
都道315号(蔵前橋通り他)	国道16号(東京環状他・大和バイパス他)	国道20号(日野バイパス他)	国道139号(旧青梅街道)
国道246号(大和厚木バイパス)	都道9号(稲城大橋通り他)	都道14号(東八道路)	都道15号他(小金井街道)
都道17号他(府中街道他)	都道18号(鎌倉街道他)	都道20号他(川崎街道)	都道29号他(新奥多摩街道他)
都道43号他(芋窪街道他)	都道47号他(町田街道)	都道51号(町田厚木線)	都道59号(八王子武蔵村山線)
都道121号(三鷹通り)	都道153号他(中央南北線他)	都道158号(多摩ニュータウン通り)	都道169号他(新滝山街道他)
都道173号(北野街道)	都道238号他(新小金井街道)	都道256号(甲州街道)	

2 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は制服警察官を中心に編成するが、福生警察署長は規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

3 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

4 緊急通行車両等の確認・認定事務

福生警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点及び交通要点、都県境直近の交差点に設ける交通検問所等において緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

5 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者及び一般家庭に向けた避難時の車利用抑制、交通規制への協力呼び掛け等の広報の要請を行う。

(2) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第8章 緊急輸送対策

震災時の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹である。

町は、都又は警視庁で選定した路線と接続し、町の防災拠点を結ぶ町道等の優先的啓開を図る等、災害時の交通を確保するため効果的な対応を行う。

また、輸送路だけでなく、輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となるため、町有車両の一元的管理を行うとともに、速やかに民間車両の借上げを行う。

第1節 緊急輸送ネットワーク

担当：都

都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点を定め、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワーク整備を行っており、次のとおり第一次から第三次まで震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて区分している。

町内においては、役場が第一次、保健センターが第二次、瑞穂斎場が第三次の各輸送ネットワークを構成する指定拠点として、指定されている。

分類	目的	説明
①第一次緊急輸送ネットワーク	都と区市町村本部間及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
②第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊、警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター緊急離着陸場候補地等を連絡する輸送路
③第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナル、駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

第2節 緊急道路障害物除去等（緊急道路啓開等）

担当：都市整備部建設課、西多摩建設事務所、相武国道事務所

第1 計画の方針

都は、緊急交通路、緊急輸送路等を確保するための「緊急道路障害物除去路線」を選定し、震災時には、この路線について路上障害物の除去及び陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行う。

町は、都で定めた「緊急道路障害物除去路線」に接続し、各防災拠点を結ぶ町道等を優先的に啓開する等、輸送及び消防活動が効果的に行えるよう対処する。

第2 緊急道路障害物除去路線の選定

震災時において緊急道路障害物除去を実施する路線の選定は、次の基準により行う。

- ①緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ②緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）

- ③避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ④上記①～③は、原則として、幅員15m以上の道路の路線
- 注) 緊急輸送道路とは高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

第3 緊急道路障害物除去路線

町内の緊急道路障害物除去路線は、次のとおりである。

路線名	区間
国道16号	町内全区間
都道166号瑞穂あきる野八王子線	国道16号から国道16号まで
主要地方道5号新宿青梅線（青梅街道・新青梅街道）	町内全区間
主要地方道44号瑞穂富岡線	町内全区間
都道163号羽村瑞穂線	町内全区間
町道3号線	主要地方道5号から瑞穂町役場まで
町道7号線	国道16号から都道166号まで

第4 緊急道路啓開の実施

1 緊急道路啓開の実施

町内の緊急道路障害物除去路線の道路啓開について、国道16号は相武国道事務所が行い、都道は西多摩建設事務所が建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき、道路上の障害物除去等を実施する。

都市整備部建設課は、瑞穂建設業協会に町道上の障害物の除去等を要請する。

〈町における道路啓開への対処〉

- ①地震発生後は、都市整備部を中心として道路・橋りょうの損傷状況を確認するためのパトロールを実施する。
- ②「緊急交通路」「緊急道路障害物除去路線」等の破損又は障害物の状況を福生警察署及び西多摩建設事務所に連絡する。
- ③各地区の被害状況及び避難所開設状況、交通可能状況等を勘案し、物資の一時集積場所（瑞穂ビューパーク内「スカイホール」）を拠点とする輸送道路を決定し、「緊急道路障害物除去路線」以外に輸送道路とする町道については、西多摩建設業協同組合に要請し、優先して障害物の除去等啓開作業を行う。
- ④啓開作業は、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路が確保できるよう、落下物、倒壊物によって生じた路上障害物を道路端等に寄せて除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急措置を行う。

2 車両の移動等

道路管理者等は、放置車両、立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。道路管理者等は、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

第3節 輸送車両等の確保

担当：企画部管財課

第1 町本部の車両等の確保対策

企画部管財課は、各部等が所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両を集中管理し、その運用計画を定めて配車する。配車する車両は、第1次的に庁用車とするが、車両数に不足が生じる場合は、次のとおり調達を行う。

なお、庁用車及び調達車両でもなお不足する場合は、都（財務局）に調達あっせんを要請する。

乗用車	東京ハイヤー・タクシー協会、都個人タクシー協会を通じ、事業者から借り上げる。
バス	バス会社から調達する。
貨物自動車	都トラック協会を通じ貨物運送業者から調達する。

第2 配車及び車両燃料の確保

企画部管財課は、災害時において各部の所管事務が円滑に実施できるよう、庁用車及び調達車両の配分、併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用並びに車両燃料の確保を行う。

第3 緊急通行車両等の確認申請

1 緊急通行車両

震災時に災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が通行の規制又は制限を行った場合は、次のとおり緊急通行車両の確認（標章及び確認証明書の交付）を受ける必要がある。

緊急通行車両の種類	①災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 ②道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両 ③医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両 ④医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両 ⑤患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ⑥建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 ⑦災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車 ⑧災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車 ⑨緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両 ⑩歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両 ⑪報道機関の緊急取材のため使用中の車両 ⑫災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両 ⑬交通対策本部長又は警察署長が必要と認める車両
-----------	--

2 緊急通行車両の確認申請

企画部管財課は、災害対策に使用する車両について公安委員会（警察署）に対し緊急通行車両の確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、事前届出を申請している車両は、公安委員会（警察署）に当該届出済証を提示し、確認審

査を省略して、速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

交付された標章は車両の助手席側ウインドガラスの上部の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第4節 ヘリコプター緊急離着陸場の開設

担当：教育部社会教育課・図書館

教育部社会教育課・図書館は、自衛隊等と連携し、ヘリコプター緊急離着陸場を開設する。

第5節 緊急輸送の実施

担当：企画部管財課

緊急輸送は、原則として、関係各部が配車を受けて分担された輸送活動を行う。

企画部管財課は、車両が不足する場合は、都トラック協会多摩支部、協定締結事業者等の協力を得て、必要な車両を確保する。

企画部管財課は、道路被害等により車両輸送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、関係機関への要請を行う。

①自衛隊、都等のヘリコプターによる輸送 ②鉄道による輸送

第9章 救助・救急対策

大規模な地震が発生した場合は、倒壊した建物ががれきとなって道路を塞ぎ、消防活動や救助・救急活動に多大な障害をもたらす。救助・救急活動は一刻を争うため、傷病者へのトリアージの実施並びにその地域における消防団、自主防災組織等による初期救出活動が重要である。

町及び関係防災機関は、災害発生後に知事が設置する消防応援活動調整本部による各機関救助部隊、DMAT（災害医療派遣チーム）相互の連携体制強化、各機関ごとの初動の迅速な立上げ等に努め、救助・救急活動に万全を期する。

第1節 救助・救急活動態勢等

担当：消防団、福生消防署、福生警察署

第1 福生消防署の活動

福生消防署は、次の活動を行う。

- (1) 消防隊及び救急隊の連携等により、関連資機材を活用して、組織的な活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度・重症度に応じて適切な処置・搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することを行う。）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

第2 福生警察署の活動

福生警察署は、次の活動を行う。

- (1) 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- (2) 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。
- (3) 救出救助活動に当たって、重機類等の装備資器材等を有効に活用する。
- (4) 消防署、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

第3 消防団の活動対策

消防団は、震災時には町本部の指示により活動するが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに所轄地域内の救助・救急活動を行い、自主防災組織等による救助の推進役を果たす。

なお、救出・救急活動においては、福生消防署及び福生警察署と緊密に連携し、実施する。

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、要救助箇所の把握を行うとともに、地区内の事業所にも資機材及び要員の応援を要請し、救助活動にあたる。この際、火災の発生に留意し、傷病者のうち軽傷者については自主防災組織において処置を行い、医療救護所又は医療機関での処置が必要な者については、直ちに搬送を行

う。特に、避難行動要支援者に対しては、近隣の者が安否確認を行う。

第2節 救出救助活動拠点の確保

担当：都

都は、発災直後の救出・救助等の初動体制を確立するため、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを関係機関と協議の上、あらかじめ確保していくこととし、都内に15か所の候補地を定めている。

町に最も近い大規模救出救助活動拠点候補地は、東京都立川地域防災センターである。

消防団は、大規模地震発生後、直ちに都が確保する大規模救出救助活動拠点の開設状況等を把握する。

第10章 医療救護等対策

震災時には、家屋及びブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により多数の負傷者が発生することが予測される。そのため、負傷者の重症度に応じて選別を行うトリアージの実施、交通が混乱した中での患者搬送体制の確保等限られた医療資源の有効活用及び時期に応じた医療救護活動の実施が重要となる。

また、町は、急性期以降に関しても避難所における対応を中心として、被災者の健康管理、メンタルヘルスケア、防疫対策、飲料水及び食品の安全確保等、保健所等関係機関と連携して時期に応じて適切に行う必要がある。

なお、避難所活動の実施には、被災者のニーズや発災の時期を考慮するとともに、避難所を運営する自主防災組織との協力体制を構築する等、関係機関との連携を図っていく。

多数の負傷者の発生が想定される事態に際して、限られた医療資源を有効に活用できるよう、おおむね医療救護活動のフェーズ区分及び主な活動内容の目安を次のとおり設定する。

〈医療救護活動におけるフェーズ区分〉

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6 時間)	建物の倒壊、火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72 時間～1 週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1 週間～1 か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4 慢性期 (1 か月～3 か月)	避難生活が長期化しているが、ライフライン機能、交通機関等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開されている状況
5 中長期 (3 か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

区分	主な活動内容
0 発災直後	- 被害情報の集約・収集 - 東京 DMAT の出場 - 緊急医療救護所の運営 - 傷病者等の被災地域外への搬送
1 超急性期	- 都医療救護班等の被災地域への派遣 - 他県 DMAT による病院支援 - 医療救護所の運営 - 医薬品の供給
2 急性期	- 他県医療救護班の受入れ - 避難者の定点・巡回診療
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

〈フェーズ区分と主な活動内容〉

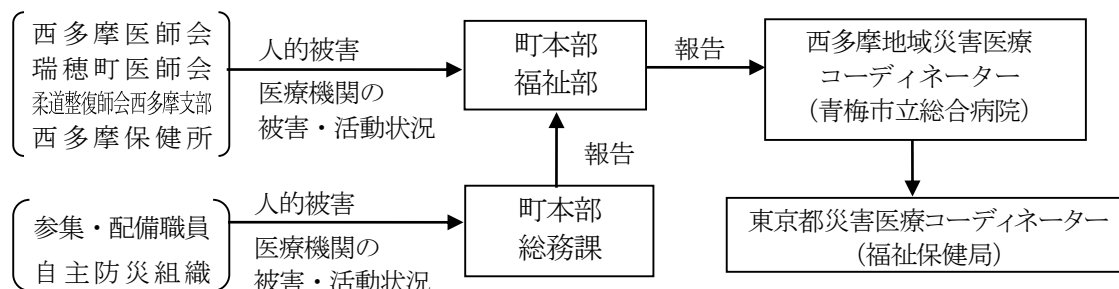
第1節 医療情報の収集伝達

担当：福祉部健康課

第1 被害情報の収集

1 医師会等関係機関からの収集

福祉部健康課は、西多摩医師会、瑞穂町医師会、柔道整復師会西多摩支部及び西多摩保健所の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況や活動状況等を把握し、青梅市立総合病院（地域災害拠点中核病院）の地域災害医療コーディネーターに報告する。



2 災害拠点病院等に関する情報収集

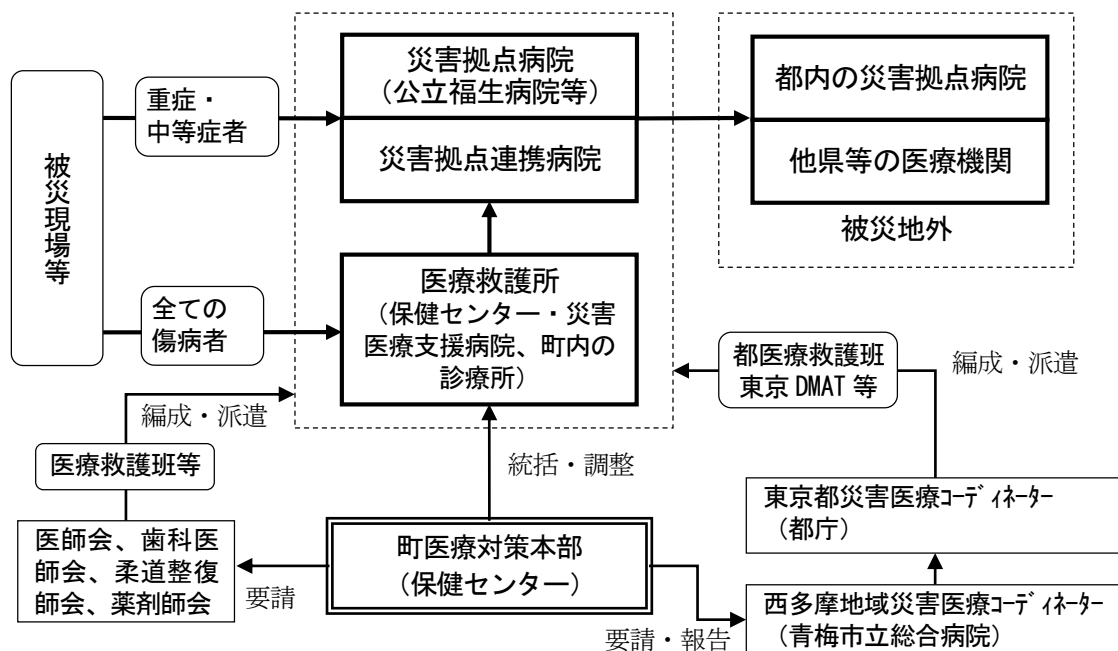
福祉部健康課は、西多摩二次保健医療圏内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の稼働状況について、西多摩地域災害医療コーディネーター又は福生消防署から情報を収集する。

なお、西多摩二次保健医療圏内の災害拠点病院等は、次のとおりである。

種別	施設名	所在地	電話番号
災害拠点病院	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111
災害拠点連携病院	高木病院	青梅市今寺 5-18-9	0428-31-5255
	目白第二病院	福生市福生 1980	042-553-3511
	大聖病院	福生市福生 871	042-551-1311

第2 住民への情報提供

福祉部健康課は、収集した医療機関の被害状況及び医療救護所の設置場所、医療救護班の活動状況等について、第2章第4節「広報、広聴活動、安否情報の提供等」に定める方法により、住民に周知する。



〈災害時医療救護の流れ〉

第1 計画の方針

1 医療体制の確立

また、保健センターに医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当等を行う。医師等が不足する場合は、都に医療救護班等の派遣を要請する。

2 災害による傷病者への対応

重症者・中等症者に対しては、救出現場又は保健センターの医療救護所においてトリアージを行い、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に搬送する。搬送手段は、救急車、協定締結事業者等のバス等とする。

軽症者に対しては、災害医療支援病院、診療を継続している町内の診療所又は保健センターの医療救護所で応急手当を行う。

3 通常の傷病者への対応

通常の傷病者に対しては、診療を継続している町内の診療所又は保健センターの医療救護所で対応する。

妊婦への対応も同様とし、緊急の場合は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に搬送する。

4 在宅の難病患者等への対応

人工透析等の在宅の難病患者等に対しては、都等から対応可能な医療機関の情報を入手し、周知する。受診等が困難な場合は、都に支援を要請する。避難所に通院先の透析医療機関と連絡がとれ

ない透析患者がいる場合は、町から災害透析医療ネットワークに連絡し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。

5 避難者の健康管理への対応

避難所に医療救護所を設け、医療救護班及び保健活動班が巡回する。

第2 医療救護班の編成

福祉部健康課は、災害により緊急を要する傷病者又は災害のため医療の途を失った者に対する医療救護活動を円滑に推進するため、次のとおり町医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。

1 西多摩医師会・町医師会

西多摩医師会・瑞穂町医師会は、災害時に町から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、直ちに医療救護班を編成し、医療救護所等に派遣する。

- (1) 医療救護班は、医師、看護要員及び事務員をもって編成する。
- (2) 医療救護活動に出動する班の数は、災害の状況により本部長（町長）と瑞穂町医師会長とが協議して決定する。
- (3) 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準及び医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時医療救護活動ガイドライン」（平成30年3月）を準用する。

2 町歯科医師会

瑞穂町歯科医師会は、災害時に町から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、医療救護所等に派遣する。

- (1) 歯科医療救護班は、歯科医師、歯科衛生士及びその他で編成する。
- (2) 医療救護所等において、医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (3) 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準及び歯科医療救護班が実施する医療救護活動は、都が策定した「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」（平成29年12月）を準用する。

3 西多摩薬剤師会

西多摩薬剤師会は、災害時に町から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、医療救護所等に派遣する。

- (1) 薬剤師班は、薬剤師及びその他で編成する。
- (2) 医療救護所等において、医師会との密接な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (3) 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準及び薬剤師活動及び医薬品等供給に関する標準的な活動は、都が策定した「災害時薬剤師班活動ガイドライン」（平成31年3月）を準用する。

4 東京都柔道整復師会西多摩支部

東京都柔道整復師会西多摩支部は、災害時に町から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、直ちに医療救護班を編成し、医療救護所等に派遣する。

第3 医療救護所の設置等

1 医療救護所の設置

福祉部健康課は、被害状況を収集し、必要により医療救護所を設置する。

本部長（町長）は、医療救護所を設置した場合はその状況について西多摩地域災害医療コーディネーター（青梅市立総合病院）に報告し、医療救護体制が不足する場合は応援を求めるほか、都（福祉保健局長）に応援を要請する。

2 医療救護所の設置場所

医療救護所の設置は、次のとおりとする。

なお、歯科医療で設備が必要な場合は、近隣に歯科診療所を指定する。

区分	設置場所	対応内容
72 時間以内	保健センター	・災害による傷病者へのトリアージ、応急手当 ・医療機関を受診できない傷病者への応急手当 ・妊婦への対応
72 時間以降	長岡コミュニティセンター、その他状況に応じて避難所に設置	・被災者の健康管理

3 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動内容は、次のとおりである。

区分	活動内容
医療救護班	○傷病者に対するトリアージ ○傷病者に対する応急処置及び医療 ○傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○助産救護 ○その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○避難所等内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療及び衛生指導 ○検視及び検案に際しての法医学上の協力
薬剤師班	○医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導 ○医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○一般用医薬品を活用した被災者の健康管理の支援 ○避難所等の衛生管理及び防疫対策への協力

第4 医薬品及び医療資器材の確保

福祉部健康課は、保健センターに災害薬事センターを設置する。災害薬事センター長は、西多摩薬剤師会から選出・配置する。

なお、町では、保健センター及び長岡コミュニティセンターに災害医療資材を備蓄しており、災害時は当該資材を優先的に使用する。当該資材だけでは対応できない場合は、西多摩薬剤師会医薬品管理センター、薬局等に提供を要請するとともに、必要により都本部（福祉保健局）に協力要請を行う。

また、血液製剤が必要な場合は、同様に都本部（福祉保健局）に供給の要請を行う。

なお、卸売販売業者からの調達については、災害薬事センターが発注を取りまとめて行う。

災害薬事センターの活動内容	①町が備蓄する医薬品及び医療用資器材の仕分け、管理等 ②医療救護所及び各避難所等で使用する医薬品及び医療用資器材が不足する場合は、それぞれの調達必要品目を取りまとめて卸売販売業者に発注する。 ③卸売販売業者から納品された医薬品等を仕分けた上で、各避難所等に配送する。 ④都が必要に応じて、国等に支援を要請し、都集積センターで受け入れた医薬品等の受入れ、仕分け、管理等を行うとともに、医療救護所及び各避難所に供給する。
---------------	--

第3節 負傷者等の搬送体制

担当：福祉部健康課

第1 負傷者等の搬送

1 都及び町の役割分担

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは町が対応し、医療救護所から災害拠点病院等までは都及び町が対応する。

2 災害拠点病院等への搬送

福祉部健康課は、都と協力し、負傷者等の災害拠点病院等への搬送を行う。

- (1) 福生消防署に搬送を要請する。
- (2) 協定に基づき確保した車両で搬送する。
- (3) ヘリコプター等による搬送を行う（都に要請）。

第2 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として町が派遣する医療救護班等については町が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

第3 医薬品等の搬送

町の備蓄品並びに町が設置する医療救護所等で用いる医薬品及び医療資器材は、町が搬送する。
都の備蓄品並びに都が供給する医薬品及び医療資器材は、都が搬送する。

第4節 保健衛生及び動物愛護

担当：住民部環境課、福祉部福祉課・健康課

第1 保健活動

福祉部健康課は、巡回健康相談等を行うため、保健師その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣し、避難所等における健康相談、地域における巡回健康相談その他必要な保健活動を行う。

第2 こころのケア

福祉部健康課は、避難所等で精神疾患の対応等を行うため、都に DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、町の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健活動班及び DPAT 等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。

また、必要に応じて電話相談窓口及び外来相談窓口を設置する。

第3 透析患者への対応

都は、三多摩腎臓疾患治療医会災害時情報ネットワーク等と連携体制を構築しており、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問合せに対し、情報を提供する。

また、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

福祉部健康課は、避難所に通院先の透析医療機関と連絡がとれない透析患者がいる場合は、災害透析医療ネットワークに連絡し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。

第4 在宅難病患者への対応

福祉部健康課は、福祉部福祉課と連携して、災害時個別支援計画に基づき、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、情報提供及び療養支援を行う。

また、専門的緊急対応を必要とする難病患者等の支援のため、在宅難病患者の搬送及び救護について都（西多摩保健所）、福祉部福祉課、医療機関等と連携し、適切に対応する。

第5 食品の安全確保

福祉部健康課は、食品の安全確保を図るため、次の活動を行う。この場合は、必要に応じて西多摩保健所の食品衛生指導班の指導・助言を受ける。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 炊飯所、弁当、給食調理場等の衛生確保 | (4) その他食品に起因する危害発生の防止 |
| (2) 食品集積所の衛生確保 | (5) 食中毒発生時の対応 |
| (3) 避難所の食品衛生指導 | |

第6 避難所等の衛生管理

福祉部健康課は、避難所担当職員と協力し、避難所等の衛生管理に努める。

また、必要に応じて、次節第1に定める環境衛生指導班から助言・指導を受ける。

避難所の衛生管理	①避難所の過密状況の把握	⑥シャワー施設及びトイレの衛生管理
	②土足禁止区域及び下足場の設定	⑦洗濯場、物干し場の設置等
	③喫煙（分煙）区域の設定	⑧ごみ保管場所の管理及びごみの適正な排出の指導
	④日常衛生用品の確保	
	⑤室内環境の衛生保持	

第7 動物援護

1 動物救護の活動

住民部環境課は、人への危害防止と動物援護の観点から、都に準じて必要な体制を確保し、都をはじめ獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷又は放し飼い状態の動物の保護を行う。

機関名	活動内容
都（福祉保健局）	①動物愛護相談センターは、「動物保護班」「動物医療班」を編成して、被災住民への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。 ②区市町村、都獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。
都獣医師会、動物	動物救援本部を設置して、被災動物の保護・援護を行う。

関係団体等

2 避難所等における動物の適正な飼養

住民部環境課は、避難所責任者と協議し、各避難所等に応じた動物の飼養場所を設ける。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

住民部環境課は、都と連携して、避難所等での動物飼養状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣、保護施設への受け渡し等の調整等を行う。

第8 入浴施設の確保

福祉部健康課は、西多摩保健所と連携して入浴施設の状況を把握し、被災住民に情報を提供する。また、旅館、ホテル、自衛隊等の協力による公衆浴場等の確保に努める。

第5節 防疫

担当：住民部環境課、福祉部健康課、都（西多摩保健所）

第1 防疫活動

住民部環境課及び福祉部健康課は、必要に応じて、職員、他自治体の応援職員等の中から、防疫班及び消毒班を編成する。都は、食品衛生指導班及び環境衛生指導班を編成する。

各班の役割は、次のとおりである。

班名	機関	役割
防疫班	町	- 健康調査及び健康相談 - 避難所等の防疫指導及び感染症発生状況の把握 - 感染症予防のための広報及び健康指導 - 避難所等におけるトイレ及びごみ保管場所の適正管理
消毒班	町	- 患者発生時の消毒（指導） - 避難所等の消毒の実施及び指導
保健活動班	町	- 健康調査及び健康相談の実施 - 広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	[食品の安全確保] - 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 - 食品集積所の衛生確保 - 避難所等の食品衛生指導 - その他食品に起因する危害発生の防止 - 食中毒発生時の対応 [食品の衛生的な取扱指導等] - 避難所等における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 - 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 - 手洗いの励行 - 調理器具の洗浄殺菌及び使い分けの徹底 - 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 - 情報提供 - 殺菌及び消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	- 飲料水の塩素による消毒の確認 - 都民への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布 - 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 - 避難所等の過密状況及び衛生状態の調査及び確認

		・避難所等における室内環境の保持及び寝具類の衛生確保のための助言及び指導 ・避難所等におけるハエ及び蚊の防除方法についての助言及び指導
--	--	---

第2 健康調査、健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

第3 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

- (1) 消毒班は、患者発生時の消毒（指導）、下水及びその他要消毒場所（トイレ、ごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。
- (2) 環境衛生指導班は、飲用に供しようとする水が塩素で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

第4 感染症対策

福祉部健康課は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

また、一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合、勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合等は、保健所が行う受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保に協力する。

第11章 飲料水、食料、生活必需品等の供給

避難所等に集まる多数の被災者向けの、飲料水、食料、生活必需品等については、発災直後は備蓄品の提供及び協定締結事業者等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて町外からの調達・救援物資を効率的に被災者へ供給する。その後は、時間の経過とともに、炊き出し、業者委託等により安定的な供給に努める。

第1節 飲料水の供給

担当：都市整備部都市計画課、都

第1 給水方法

1 給水基準

震災時には、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人当たり3リットルを基準に応急給水を行う。

その後は、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含め給水量の拡大に努める。

2 応急給水の方法

応急給水の方法は、次のとおりである。

- (1) 石畑給水所を給水拠点として、都（水道局）が応急給水に必要な資機材等を設置し、都市整備部都市計画課が住民等への応急給水を行う。
- (2) 給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難所等においては、仮設水槽等まで都（水道局）が飲料水を輸送・補給し、都市整備部都市計画課が住民等への応急給水を行う。
- (3) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都（水道局）が仮設給水栓を設置する。
- (4) 避難所に応急給水栓等を設置し、応急給水を行う。

3 医療機関等への優先給水その他留意する事項

都市整備部都市計画課は、病院及び福祉施設について、当該施設から緊急要請があった場合は、都（福祉保健局）を通じて都（水道局）へ飲料水の輸送を依頼する。都（水道局）では、給水タンク・角型容器等の応急給水用資機材を活用し、保有車両及び雇上げ車両等によって輸送する。

第2 町の役割

都市整備部都市計画課は、住民への飲料水供給を次のとおり行う。

1 その他飲料水の確保

交通途絶等により都（水道局）による輸送が困難な場合は、給水が可能となるまでの間、備蓄飲料水を優先的に避難場所へ振り分ける。

また、ペットボトルの確保、自衛隊及び自治体の給水車の応援を要請する。

2 給水場所の住民への広報

給水を行う場合は、防災行政無線、ホームページ等により住民に広報を行うとともに、広報車を巡回させる。

第2節 食料の供給

担当：住民部住民課、都市整備部産業課、教育部社会教育課・図書館

第1 食料の備蓄、調達及び配布

1 食料の調達

都市整備部産業課は、次のとおり食料を調達する。

(1) 食料の調達

原則として、発災当日は町で備蓄している食料を供給し、2日目は都で備蓄している食料の供給を受ける。ただし、食料が不足する場合は、協定締結事業者等から調達する。

4日目以降は、都を通じた食料の要請を行うほか、引き続き協定締結事業者等からの調達及び全国からの救援物資を活用する。

なお、食物アレルギーに配慮した食物の調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

(2) 炊き出し

地震後おおそ4日目以降、自衛隊の炊き出しを要請する。

また、都（福祉保健局）に米穀の調達を要請し、精米の提供を受ける。

(3) 調整粉乳等の調達

被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、災害発生後3日目までは町備蓄分に対応し、不足分がある場合は、直ちに業者から調達する。

また、4日目以降は、不足分の供給を都に要請する。

2 食料の配布

(1) 備蓄品の配布

飲料水、食品等を分散備蓄しているため、都市整備部産業課は、各避難所等に適正配分し、配布する。

(2) 調達食品の配布

住民部住民課は、救援物資を必要に応じて避難所等に配送する。

調達した食品については、輸送拠点（物資一時集積場所）に集積し、適正配分の上、各避難所等に配布する。

なお、都市整備部産業課は、各避難所等の配分数を把握できる場合は、調達先業者に対し、直接配布するよう指示し、輸送拠点における業務の軽減・効率化を図る。

(3) 被災者への配布基準

被災者に対する食品等の配布基準は、原則として、都の災害救助法施行細則に定めるところによる。

(4) 被災者への配布上留意すべき事項

教育部社会教育課及び図書館は、被災者への配布に当たって、被災者等の協力を得るとともに、可能な限り居住区画ごとの班を定め、班を単位として行う。

避難所等に運営組織が立ち上がってからは、原則として運営組織に委ねる。

第2 炊き出しの実施等

避難所等にける炊き出し（自衛隊への要請を除く。）は、被災者の自主的な活動とする。

都市整備部産業課は、避難所運営組織等から炊き出しの申出があった場合は、可能な限り炊き出し用の調理器具及び食材の確保に努める。

第3節 生活必需品等の供給

担当：住民部住民課、都市整備部産業課、教育部社会教育課・図書館

第1 生活必需品等の配布

1 備蓄物資の配布

備蓄物資については、都市整備部産業課が各避難所等に適正配分し、配布する。

2 調達物資の配布

前節に定めるとおりとする。

3 調達物資及び配布基準

被災世帯への生活必需品の配布基準は、原則として、都の災害救助法施行細則に定めるところによる。

また、調達すべき物資の目安は、次のとおりとする。

- ①寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ②外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③肌着（シャツ、パンツ等の下着の類）
- ④身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）
- ⑤炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
- ⑥食器（茶わん、皿、はし等の類）
- ⑦日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、上敷ゴザ等の類）
- ⑧光熱材料（マッチ、プロパンガス等の類）

第2 被災者への配布上留意すべき事項

前節に定めるとおりとする。

第3 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供等避難者の特性によって必要となる物資が異なる。

町は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保並びに配布に努めるとともに、生理用品及び女性用下着の配布は女性が行う等、物資の配布方法についても配慮する。

第4節 救援物資の受入れ

担当：住民部住民課、教育部社会教育課・図書館

第1 救援物資の受入れ

1 情報の発信

住民部住民課は、災害対策で必要な物資等を受け入れるため、ホームページ、報道機関等を通じて救援物資の要請を行う。

2 救援物資の受入れ方法

住民部住民課は、一度に大量の物資が集まることを抑制するため、次の対応を行う。

- (1) 個人等からの小口の物資は、受入れの対象外とする。
- (2) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申出があった時点で登録し、町が必

要となった場合は、品目、数量等を連絡し、供給を受ける。

(3) 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。

第2 物資受入れ体制の構築

1 一時集積場所の開設

教育部社会教育課及び図書館は、物資が少ない場合は、救援物資の受入れのため、必要に応じて瑞穂ビューパーク内「スカイホール」に物資一時集積場所を開設する。

物資一時集積場所では、自治体等からの応援職員の協力を得て、物資の受入れ、仕分け、保管等を行う。

2 事業者への委託

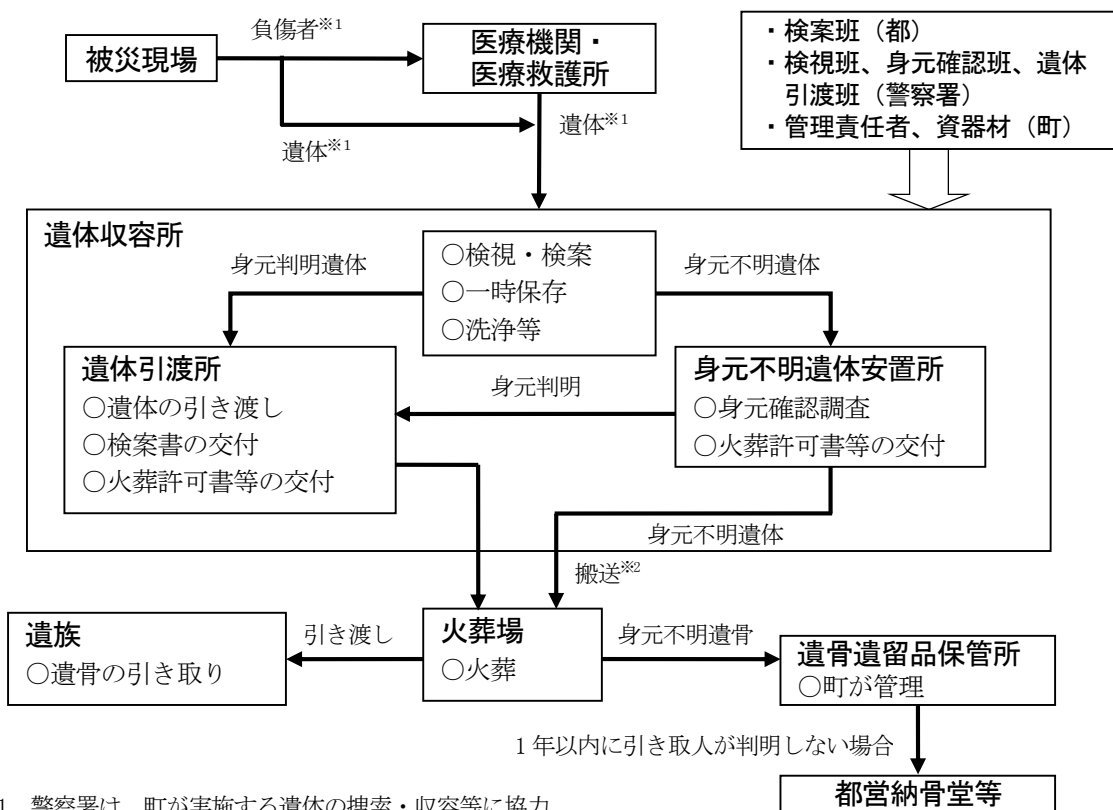
住民部住民課は、大量の物資を受け入れる必要がある場合は、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入れ、仕分作業、払い出し作業、避難所等への配送等を委託する。

第12章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者及び死亡者が発生した場合は、その搜索、収容、検視、検案、火葬等の各段階において、都（総務局）、町及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。本章では、行方不明者及び遺体の取扱い等について、必要な事項を定める。

第1節 遺体の搜索、収容、検視、検案、身元確認等

担当：住民部住民課、消防団、福生警察署



※1 警察署は、町が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助活動を行い、遺体を関係機関に引き継ぐ。

※2 町の要請に基づき、都が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

〈遺体の取扱いの流れ〉

第1 搜索、収容等

1 遺体の搜索

消防団は、福生警察署及び自衛隊等と連携して、遺体を搜索する。

2 遺体の搬送

遺体収容現場から遺体収容所までの搬送は、警察等に要請する。

3 遺体収容所の設置

住民部住民課は、災害発生後、公共施設に遺体収容所を開設し、開設状況について都及び福生警察署に報告する。

第2 検視、検案、身元確認等

1 検視・検案

(1) 検視

福生警察署は、検視班等を編成し、遺体の検視及び必要な措置を講じる。

(2) 検案

都(福祉保健局)は、監察医務院長に対し監察医等による検案班を編成させ、検案を行わせる。
この場合、必要により医療救護班が協力する。

(3) 検視・検案活動の場所

検視・検案活動の場所は、町が設置する遺体収容所とする。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合は、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(4) 遺体の安置

住民部住民課は、遺体の収容に必要な棺、ビニールシート等を葬祭業者から確保する。
また、納棺等の遺体の取扱いについても、葬祭業者の協力を得る。

2 遺体の身元確認及び遺族への引渡し

(1) 遺体の身元確認

警視庁の編成による身元確認班は、身元確認作業を行う。この場合、必要により歯科医療救護班が協力し、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁遺体引渡班に引き継ぐ。

なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を本部長(町長)に引き継ぐ。

(2) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引き渡し業務は、福生警察署及び住民部住民課が協力して行う。

また、職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合は、検視・検案に関する留意事項等を警視庁遺体引渡班の指示に従って行う。

(3) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

住民部住民課は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等で死亡届を受理し、その後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第2節 火葬等

担当：住民部住民課

第1 火葬の実施

住民部住民課は、遺族等が遺体の搬送及び火葬を行うことが困難な場合は、都トラック協会多摩支部、葬儀業者等の協力を得て、瑞穂斎場に遺体を搬送して火葬を行い、遺骨を引き渡す。

また、身元不明者の火葬については、本部長(町長)が実施する。

遺骨は遺留品とともに保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

第2 広域火葬

住民部住民課は、瑞穂斎場で火葬が困難な場合は、必要に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請する。

第13章 トイレの確保、し尿・災害廃棄物・ごみ処理

被災地では道路障害等により、一時的に通常のごみ処理及びし尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興作業を円滑に進めるためにも不可欠である。

本章では、ごみ処理、トイレの確保、し尿処理及び災害廃棄物の処理について、必要な事項を定める。

第1節 トイレの確保及びし尿処理

担当：住民部環境課

第1 仮設トイレ等の設置

1 仮設トイレの設置

住民部環境課は、断水地域の被災者数等から、必要な仮設トイレ数等を推計し、協定等により仮設トイレを確保し、避難所等に設置する。

また、備蓄されている災害対策用簡易トイレ、公共施設に整備されているマンホールトイレを活用する。

なお、設置に当たっては、要配慮者、女性等に適したトイレの確保及び配置に配慮する。

2 簡易トイレの配布

住民部環境課は、簡易型トイレを確保し、住民に配布する。

第2 し尿収集・処理計画

住民部環境課は、し尿の収集運搬を事業者に要請する。青梅市のし尿処理場で処理できない場合は、都流域下水道本部との覚書に基づく多摩川上流水再生センターでの処理及び民間事業者への委託により処理する。

第2節 災害廃棄物処理

担当：住民部環境課

被災地の応急対策及び復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する災害廃棄物の適正処理を図る。

第1 建物の解体

被災建物の解体は所有者が行うものであるが、国が公費解体を認めた場合、住民部環境課は事業者には作業を委託する。

第2 災害廃棄物の処理

1 実施計画の策定

住民部環境課は、「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害の状況に応じてがれきの発生量を推計し、みずほりサイクルプラザの被災状況と合わせて処理実施計画を策定する。

なお、処理の方針は、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月 環境省環境再生・資

源循環局災害廃棄物対策室) によるものとする。

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。12種類に区分される。

2 仮置場の設置

住民部環境課は、仮置場を設置し、種類に応じた分別の指導、周囲の環境に十分配慮した火災対策、散水によるほこり対策等を講ずる。

なお、仮置場は、原則として廃棄物の種類ごとに分別する。

3 災害廃棄物の収集

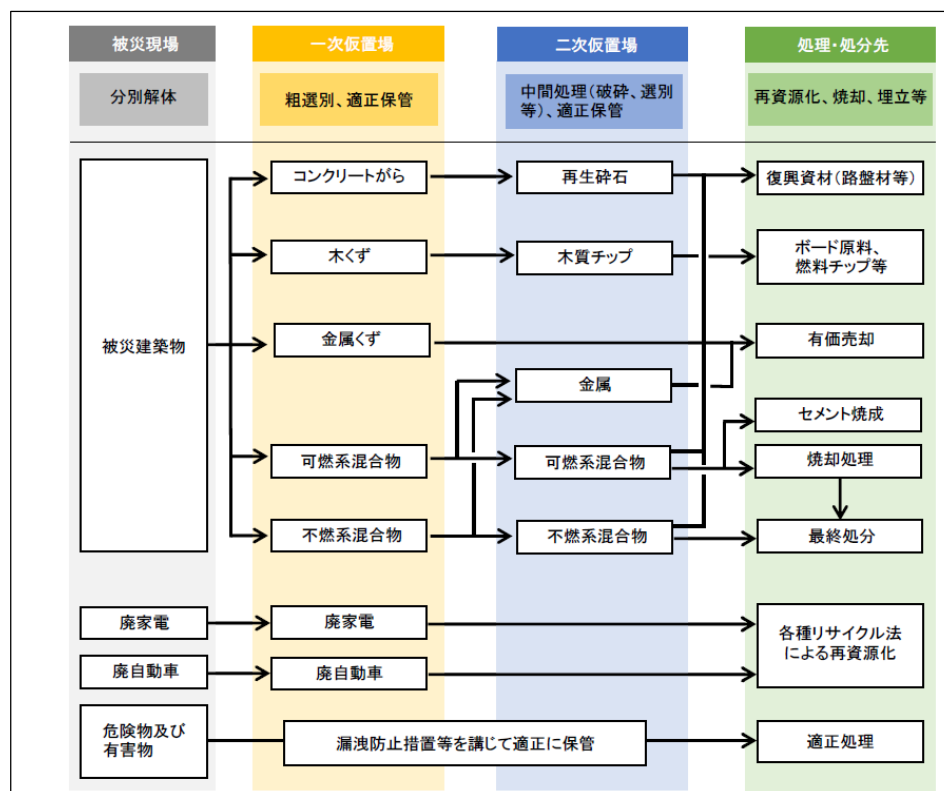
災害廃棄物の仮置場への搬入は、被災者が行うものとする。

被災者による搬入が困難な場合、又は災害廃棄物が路肩及び空地に集積されている場合は、住民部環境課が廃棄物収集運搬事業者等に収集作業を要請する。

4 災害廃棄物の処理

仮置場で分別された災害廃棄物は、処理施設に運搬する。

住民部環境課は、災害廃棄物の発生量が処理可能量を越える等、町での処理が困難な場合は、他自治体及び都に支援を要請する。



〈災害廃棄物処理の流れ（都災害廃棄物処理計画による。）〉

5 環境大臣による廃棄物処理の代行

町が環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定された場合は、住民部環境課は、災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

第3節 生活ごみ・避難所ごみの収集及び運搬

担当：住民部環境課

住民部環境課は、生活ごみについて、収集ルートに避難所のごみの収集を加え、可能な限り平常時と同様の分別及び収集体制で作業を行う。

平常時の収集が実施できない場合は、分別方法、収集開始時期、集積場所等について、周知を行う。

第4節 土石、竹木等の除去

担当：都市整備部建設課

都市整備部建設課は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合は、災害救助法に基づき障害物の除去を行う。除去作業については、瑞穂町建設業協会に依頼する。

なお、災害救助法の適用がなされない場合は、緊急性、公共性等を本部長（町長）が判断して除去を実施する。

対象者は、次のとおりである。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 住家の被害程度が半壊又は床上浸水をした者
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

第14章 応急住宅対策

応急住宅対策は、震災における最重要課題の一つである。本章では、災害発生後、速やかに行うべき手順として、建築物・宅地の応急危険度の判定、家屋・住家の被害状況調査、被災住宅の応急修理、一時提供住宅の供給、応急仮設住宅の供給等を図るために必要な事項について定める。

第1節 被災建築物の応急危険度判定

担当：都市整備部都市計画課

第1 応急危険度判定実施本部の設置

都市整備部都市計画課は、余震等による建物倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定が必要と認める場合は、応急危険度判定実施本部を設置し、都に支援要請を行う等の措置を講ずる。

都は、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録した応急危険度判定士の出動要請を行う等、必要な支援を行う。

危険度判定実施本部の業務	①危険度判定実施本部の運営	④危険度判定の実施
	②都等への支援要請	⑤危険度判定結果の集計、報告等
	③被災建築物応急危険度判定士の受入れ	
判定対象	①民間住宅	②町営住宅

第2 作業体制の確保

都市整備部都市計画課は、次のとおり作業体制を確保する。

①判定士等の名簿作成	⑤判定統一のための協議実施
②担当区域の配分	⑥判定ステッカー等の準備
③資機材等の準備	⑦活動環境の準備（移動手段、食事及び宿泊場所の確保等）
④判定基準の資料準備	

第3 判定作業及び結果の表示

判定結果は、次のとおりに3区分し、判定ステッカーを該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき、目視点検により行う。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	①この建築物に立ち入ることは危険です。 ②立ち入る場合は、専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。
要注意	黄色	①この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。 ②応急的に補強する場合は、専門家にご相談ください。
調査済	緑色	①この建築物の被災程度は、小さいと考えられます。 ②建築物は、使用可能です。

第2節 被災宅地の危険度判定

担当：都市整備部都市計画課

第1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

都市整備部都市計画課は、被災宅地の危険度判定が必要と認める場合は、危険度判定実施本部を設置し、都に支援要請を行う等の措置を講ずる。

都は、危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等必要な支援を行う。

危険度判定実施本部の業務	①危険度判定実施本部の運営 ②都等への支援要請 ③被災宅地危険度判定士の受入れ	④危険度判定の実施 ⑤危険度判定結果の集計、報告等
判定対象	①宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地 ②実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地 ③上記①及び②に被害を及ぼすおそれのある土地	

注) 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地とは、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地である。

第2 作業体制の確保

都市整備部都市計画課は、次のとおり作業体制を確保する。

作業体制の確保	①被災宅地判定士等の名簿作成 ②担当区域の配分 ③資機材等の準備 ④判定基準の資料準備	⑤判定統一のための協議実施 ⑥判定ステッカー等の準備 ⑦活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）
---------	--	---

第3 判定結果の表示

判定結果は、次のとおり区分し、判定ステッカーを該当する宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者及び居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

判定結果の区分	判定結果の意味
危険宅地	①この宅地に立ち入ることは危険です。 ②立ち入る場合は、専門家に相談してください。
要注意宅地	①この宅地に入る場合は、十分注意してください。 ②応急的に補強する場合は、専門家にご相談ください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は、小さいと考えられます。

第3節 被災住宅の応急修理

担当：都市整備部都市計画課

災害により住家が半壊し、又は半焼した場合は、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

第1 対象者の選定

住宅の対象者は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

都市整備都市計画課は、町による被災者の資力その他生活条件の調査及び本部長（町長）が発行する災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された町が募集・選定事務を行う。

第2 応急修理の方法

都が社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成する。町は、当該リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を発注する。

第4節 応急仮設住宅の供給

担当：企画部管財課、都市整備部都市計画課

第1 建設型応急仮設住宅

1 建設用地の確保

都市整備部都市計画課は、用地を所管している部等の協力を得て、応急仮設住宅の建設用地を確保し、都に報告する。確保に当たっては、次の点を考慮する。

- (1) 接道及び用地の整備状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 広域避難場所等の利用の有無

都は、確保された建設用地の中から選定するとともに、町の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて近隣市町村相互間で調整を行う。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、都が建設業者に発注し、工事の監督を行う。ただし、都が町に委任した場合は、町が行う。

応急仮設住宅の構造、規模等は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①平屋建て又は2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。②必要に応じ高齢者・障がい者世帯に配慮した設備及び構造の住宅とする。③1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。④1戸当たりの設置費用は、国の定めによる。 |
|--|

3 入居者の募集及び選定

都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画及び選定基準を策定し、それに基づき企画部管財課が入居者の選定を行う。対象者は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>次の条件の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。</p> <p>なお、使用申込は、1世帯1か所限りとする。</p> <ul style="list-style-type: none">①住家が全焼し、全壊し、又は流失した者②居住する住家がない者③自らの資力では住家を確保できない者 |
|--|

4 応急仮設住宅の管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は原則として都が行い、入居者管理等は町が行う。

また、入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第2 賃貸型応急住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。入居者の募集・選定は、建設型応急仮設住宅と同様に行う。

第3 一時提供型住宅

都は、都営住宅等の空き家（部屋）を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社、町等に空き家（部屋）の提供を求め、被災者に供給する。

第5節 町営住宅等の応急修理

担当：企画部管財課

企画部管財課は、応急危険度判定後、危険防止のため応急的な修理が必要な町営住宅について、応急修理を行う。

また、都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理にあたる。

第15章 教育及び労務

本章では、大規模な地震発生時における幼児・児童・生徒の生命及び安全の確保、教育・応急保育の実施等の対応について定める。

また、災害復旧工事等を迅速かつ円滑に実施するための、労働力確保について定める。

なお、「応急教育」とは、災害等により通常の学校教育活動に支障がある場合に行う応急的な学校教育活動をいう。

第1節 応急教育

担当：教育部学校教育課・教育指導課

第1 応急教育の実施

1 災害時の対応

校長は、災害時には、次の措置をとる。

- (1) 児童・生徒が在校中、休日等の部活動等で、学校の管理下にある時に災害が発生した場合は、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護し、安全確認ができたとき、又は確実に保護者等への引渡しができるときは、児童・生徒を帰宅させる。

また、保護者に対し、避難計画に基づく児童・生徒の安全な引渡しを図る。

- (2) 災害の規模並びに児童・生徒及び教職員の被災状況、安否確認の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育部学校教育課又は教育指導課に報告する。
- (3) 状況に応じ、教育部学校教育課又は教育指導課と協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分とを指定し、避難者の協力を得よう努める。

- (5) 応急教育計画を作成した場合は、教育部学校教育課又は教育指導課に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童・生徒等に周知徹底を図る。

2 災害復旧時の対応

災害復旧時には、次の措置をとる。

(1) 校長の措置

- ①児童・生徒及び教職員の安否及び被災状況を確認し、教育委員会に報告する。
- ②学校内で児童・生徒を保護する。その際の指導及び重点事項は、次のとおりとする。

・健康 ・安全教育 ・生活指導 ・心のケア

- ③教育の再開に当たり、次の事項を確認し、教育委員会に報告する。

・児童・生徒及び教職員の安否確認 ・避難所開放スペースの解消見込
・通学路及び通学経路の安全確認

- ④地域ごとに疎開児童・生徒の教職員の担当を定め、実情を把握し、町内の疎開先を訪問する等、上記②に準じた措置をとる。

- ⑤校長は、学校が避難所となった場合は、児童・生徒の安全確保及び応急教育を優先しつつ、必要に応じて避難所の開設及び運営に協力する。

(2) 教育委員会の措置

- ①校長からの校舎等の被害報告に基づく復旧計画を作成する。

②学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達を行う。

③教育活動の再開のため、学校応援体制について調整を行う部署を設け、関係機関に周知する。

(3) 共通措置

①相互に連絡網を確立する。

②長期に避難所として使用され、学校が使用不能の場合は、他の公共施設を確保の上、教育の再開を図る。

③可能な限り早く平常授業に戻すよう努め、戻す時期を保護者に連絡する。

第2 学用品の調達及び給与（支給）

教育部学校教育課及び教育指導課は、住宅に被害を受け、学用品を喪失し、又は棄損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

なお、学用品の調達は原則として都が一括して行い、児童・生徒への給与（支給）は町が行う。

第3 授業料等の免除

町における被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免については、都に準じて行う。

第2節 応急保育

担当：福祉部子育て応援課

第1 災害時の対応

1 緊急避難の措置

各保育園責任者は、保育園の管理下において地震が発生した場合は、園児の安全確保を第一として、状況に応じ緊急避難の措置をとる。

安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合は園児を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは施設の安全を確認し、園児を園内に保護する。

2 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育園児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、福祉部長に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立する。

3 臨時編成の調整

各保育園責任者は、応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、速やかに被害状況と合致するよう調整する。

4 災害対策協力

町では保育園を避難所には指定していないが、災害救助施設に使用された場合は、職員は状況により避難所等の開設等災害対策に協力する。

5 緊急対策の指示

福祉部子育て応援課は、速やかに本部の指示及び情報を各保育園に連絡するとともに、適切な緊急対策を指示する。

第2 災害復旧の対応

1 福祉部長の責務

福祉部長の責務は、次のとおりである。

- (1) 職員を掌握するとともに、保育園児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし、復旧体制に努める。
- (2) 保育園に対する情報及び指令の伝達について万全の措置を期する。
- (3) 保育園が避難所等になったため長期間使用不可能の場合は、早急に保育できるよう対策を講じる。
- (4) 災害の推移を把握し平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

2 各保育園責任者の責務

各保育園責任者の責務は、次のとおりである。

- (1) 福祉部長からの指示事項の徹底を図る。
- (2) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育園児は、保育園において保育する。その際、登降園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。
- (3) 災害により降園できない保育園児は、地域ごとに実情を把握し、必要な措置を講ずる。

第3 私立保育園及び幼稚園の応急対策

各私立保育園及び幼稚園が計画を作成するよう指導・助言をする。

第3節 労働力の確保

担当：企画部企画課

第1 労務供給手続

1 労務供給の要請

町は、東京労働局及び（公財）城北労働・福祉センターに対して、所要人員を一括して労務供給の要請を行う。

2 労働者の輸送

公共職業安定所において労働者が確保され、輸送される。

作業終了後、労働者を公共職業安定所又は交通機関まで輸送する際は、町も協力する。

3 賃金の支払い

町で要請した労働者の賃金については、あらかじめ予算措置を講じておき、就労現場において作業終了後、直ちに支払うものとする。

第2 民間団体の協力要請

本部長（町長）は、原則として第4章第2節に定める団体に協力を要請する。

第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等ライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑化・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策及び危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

本章では、ライフライン施設の応急対策等について、必要な事項を定める。

第1節 水道施設

担当：都（水道局）

都（水道局）は、地震が発生した場合は、水道施設の被災状況を把握するとともに、配水調整により断水区域の減少に努める。

また、機能が停止した場合は、速やかに応急復旧対策を行う。

都市整備部都市計画課は、町の連絡担当として、必要な協力の取りまとめを行う。

第1 応急対策

都（水道局）は、職員の動員確保、情報連絡体制及び応援体制を確立し、配水施設、管路、工事現場等の点検及び被害調査を行うとともに、必要な応急措置を行う。

第2 復旧対策

都（水道局）は、住民に対し、町と連携して破損箇所、注意事項及び復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じ民間工事業者、他水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

- ①浄、給、配水所等の施設の復旧
- ②管路の復旧及び配水の調整（断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら優先施設から順次復旧）
- ③資機材等の調達
- ④給水装置の復旧（医療施設、福祉施設、避難所等を優先）

第2節 下水道施設

担当：都市整備部都市計画課

都市整備部都市計画課は、地震が発生した場合は、「瑞穂町公共下水道業務継続計画」に基づき、都（下水道局（流域下水道本部））等と連携して下水道施設の被災状況を把握する。

また、下水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を行う。

第1 処理施設等の被害状況の確認

都市整備部都市計画課は、できる限り速やかに、次の措置を行う。

- (1) 町下水道施設（主要な管渠・ポンプ場）及び流域下水道処理施設（水再生センター・幹線）の被害状況の確認（現地踏査等）を行うとともに、処理能力、復旧見通し等を確認する。
- (2) 避難所等、医療機関、社会福祉施設等の被害調査を直ちに行う。
- (3) 被害状況を踏まえ、下水道使用の自粛（節水の呼び掛け及び水洗トイレの使用自粛）等必要事項を広報する。

第2 応急対策

都市整備部都市計画課は、次の応急対策を行う。

- (1) 工事施工中の箇所においては、施工業者と連携し、被害を最小限に止めるとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
- (2) 避難所等においては、管渠施設の状況等を確認する。
- (3) 車両が必要な場合は、企画部管財課に必要な車両を示して確保の要請を行う。

第3 復旧対策

都市整備部都市計画課は、次の復旧対策を行う。

- (1) 管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れ等被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されるため、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。
- (2) 下水道管渠の破損に対しては、損傷状況及び防災上重要な施設を考慮して迅速に応急措置を講ずる。
- (3) 復旧に対して支援が必要な場合は、都流域下水道本部に支援要請を行い、都流域下水道本部が広域的な相互支援の調整を行う。

第3節 電気

担当：東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力は、次の対策を実施する。

- (1) 送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
- (2) 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況及び復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

第4節 ガス施設

担当：武陽ガス株式会社、入間ガス株式会社、瑞穂町燃料商組合

第1 都市ガス施設の対策

武陽ガス株式会社及び入間ガス株式会社は、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理等を行う。

被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

第2 LPガス施設の対策

瑞穂町燃料商組合は、施設の点検、機能及び安全性を確認するとともに、速やかに復旧することに努める。

なお、町内のLPガス取扱業者では、ガス漏れ等に対し地区別緊急出動態勢をとっている。

第5節 通信施設

担当：各通信事業者

株式会社NTT 東日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社の各通信事業者は、地震が発生した場合は、次のとおり活動態勢を確保し、応急対策及び復旧対策を行う。

第1 震災時の活動態勢

地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。

また、都本部、国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

第2 応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示の下、災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保、通信の途絶防止等の応急対策を行う。

第3 復旧対策

各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として、応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通等都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火、救急救助その他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災したときは、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。本章においては、公共施設等の応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1節 公共土木施設等

担当：都市整備部建設課、都（西多摩建設事務所）、相武国道事務所

第1 道路及び橋りょう

各道路管理者等は、災害が発生した場合は、所管の道路及び橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定等、通行者の安全策を講ずる。

また、パトロール車、広報車等による広報を行うとともに、被災道路及び橋りょうの応急措置を行う。

災害時、各防災機関がとるべき応急措置は、次のとおりである。

機関名	応急措置等	
町	①道路の被害状況を速やかに把握の上、本部長（町長）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。具体的な道路啓開措置は、第8章第2節「緊急道路障害物除去等」に定めるとおりとする。 ②上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合は、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。	
関東地方整備局 相武国道事務所	①地震発生後、速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。 ②直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。 ③緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。 ④道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要なに応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送道路の確保に努める。	
西多摩建設事務所	応急措置	都道及び緊急障害物除去路線に指定された町道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。ただし、町道については、町が実施できない場合に行うものとする。 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧	応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。 その後、逐次道路の被災箇所を、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。 また、平素から応急作業に必要な資機材の把握を行う。

第2 河川管理施設

各施設の管理者は、地震等により被害が発生した場合は、速やかに被害状況を調査し、応急・復旧を行い、必要に応じて排水を行う。

町において、被害箇所を発見した場合は、直ちに都に報告するとともに、立入禁止のロープ張り等必要な措置を実施する。

また、地震発生後の水防活動と平行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所については、重点的に巡視する。

第2節 鉄道施設

担当：東日本旅客鉄道株式会社

第1 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社は、地震が発生した場合は、全機関をあげて旅客及び施設の安全確保並びに緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置し、規程に従い、徐行等の運転規制を実施する。

第2 乗客の避難誘導

乗客の避難誘導は、次のとおりである。

駅における避難誘導	列車における避難誘導
あらかじめ定めた一時避難場所に誘導する。 状況に応じて広域避難場所に他の防災機関の支援を得て、誘導する。	乗務員は、自列車の被害状況等を把握し、輸送指令に報告するとともに、指示を受け、放送等により旅客の混乱防止に努め、安全な場所に誘導する。

第3 事故発生時の救護活動

事故発生時の救護活動は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①放送により状況を案内する。 | ④営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。 |
| ②負傷者、高齢者、幼児等を優先救護する。 | ⑤被害の状況により救護所を開設する。 |
| ③出火防止に努める。 | |

第3節 社会公共施設等

担当：企画部管財課、福祉部、教育部

第1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生した場合は、応急対策実施上重要な役割を果たす社会公共施設等は、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、次のとおり早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機関名	応急対策
都立及び町立の公共建築物	①都（各局）及び町は、その所管する公共建築物が被災した場合は、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ②都（各局）及び町は、その所管する公共建築物の判定が困難な場合は、都本部に判定実施の支援を要請する。 ③都本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。 ④都（財務局）は、判定部会の決定に基づき、都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。 ⑤知事は、応急危険度判定技術者が不足する場合は、他団体への協力を要請する。
上記以外の社会公共施設	①社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合は、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ②社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合は、都又は町に判定実施の支援を要請する。

	③都本部及び町は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。
--	------------------------------------

第2 社会公共施設等の応急・復旧対策

社会公共施設等の応急・復旧対策は、次のとおりである。

機関名	応急対策
各医療機関	①施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。 ②通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じ臨機に措置し、万全を期する。
社会福祉施設等	①社会福祉施設等の責任者は、被災後、速やかに施設内外を点検し、落下、倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。 ②利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、町本部（福祉部）に通報するとともに、必要に応じ施設の応急計画を策定する。 ③施設独自での復旧が困難な場合は、町本部（福祉部）に援助を要請する。 ④地震の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。
学校施設	①応急対策 ・各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を策定しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒等の安全確保に万全を期する。 ・責任者は、自衛防災組織を編成し、分担に基づいて行動する。 ・緊急時には、関係機関に通報して臨機の措置を講ずる。 ・避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。 ・学校の応急修理は、迅速に実施する。 ②応急復旧対策 町教育委員会は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。 また、児童・生徒の不安を解消するため、教育活動の中断がないように努める。
社会教育施設	①避難誘導 社会教育施設の管理者は、施設利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。 ②復旧計画 社会教育施設については、地震発生後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。 なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。
文化財	(郷土資料館収蔵資料) 収蔵資料に被害が発生した場合は、直ちに資料の被害状況を把握し、速やかに対策を講じ、被害の拡大防止に努める。なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば、資料の修復計画を立てて本格的な資料修復を行う。 (文化財) ①指定文化財及び登録文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに町教育委員会及び消防署に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。 ②所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を指定及び登録区分により、町教育委員会、都教育委員会を経由して文化庁長官に報告する。 ③町教育委員会は、指定及び登録外の文化財に被害が発生した場合は、重要なものから被害状況の把握に努め、所有者に被害の拡大防止、応急処置、修復の助言等に努める。 ④町教育委員会は、地割れ、断層等で埋蔵文化財に被害が発生した場合は、重要なものから被害状況の把握に努め、災害復旧と調整しながら可能な範囲で必要な緊急記録保存を図る。 ⑤関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

	⑥町教育委員会は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況、文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、町教育委員会、文化財管理者等において、修復等の協議を行う。
--	---

第18章 放射性物質対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、町は、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、住民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、平成23年3月東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から200km以上離れている東京においても、浄水場の上水（水道水）から基準値を超える放射性ヨウ素が検出されたのをはじめ様々な影響を受けた。町でも、平成23年10月下旬から11月中旬にかけて、町内の公共施設等の68施設を対象に放射線量を測定した。この結果、14か所の施設で基準値である0.23マイクロシーベルト／毎時（地表5cm）以上の放射線量が記録されたため、14施設の128か所で除染を実施した。また、電力不足のため平成23年3月中旬から下旬にかけて1日3回の計画停電が実施された。さらに、町で栽培されている茶の買い控えが発生し、いわゆる風評被害も受けた。

本章では、今回の経験も踏まえて、放射性物質対策について、町の初動態勢並びに住民の不安の払拭及び安全の確保、風評被害の未然防止のため他県にある原子力発電所の事故発生時における迅速・的確な情報収集・連絡、緊急モニタリングの実施、保健医療活動及び風評被害への対応について定める。そして、町内に3か所ある放射線障害防止法の対象事業所（平成31年3月31日現在）及びRI使用医療施設の事故発生時又は核燃料物質等運搬中の事故発生時の対応について定める。

第1節 情報連絡

担当：住民部地域課

第1 情報収集

住民部地域課は、町又は国内に大規模な地震が発生した場合は、直ちに国内の原子力施設に関する稼働状況について確認し、本部長（町長）に報告する。

原子力緊急事態発生その他異常があった場合は、都における放射能対策チーム又は放射能対策連絡調整会議の設置の有無、都（各局）の実施する対策内容、都が把握する当該原子力施設の事故情報及び対策の実施状況について、直ちに本部長（町長）に報告する。

第2 情報連絡体制

住民部地域課は、都が災害対策本部の下に放射能対策チームを設置した場合、又は都災害対策本部が設置されず、放射能対策連絡調整会議を設置した場合は、放射性物質による影響が生じた際に、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制を構築し、次のとおり都及びその他の関係機関との情報連絡等の対応を行う。

- (1) 住民部地域課は、都（総合防災部）との情報連絡を実施する。
- (2) 住民部環境課は、都（環境局）との情報連絡を実施する。
- (3) 企画部秘書広報課は、住民からの問合せ等への対応窓口の一本化を図るとともに、町としての統一された情報に基づき問合せ対応を行う。

第3 放射線量の測定

住民部地域課は、本部長（町長）が必要があると認める場合は、町内の空間放射線量の測定及び給食食材等放射性物質の測定・検査を行い、その内容と結果の取りまとめを行い、直ちに本部長（町長）に報告する。

第4 住民等への情報提供

住民部地域課は、次のとおり住民等への情報提供を行う。

- (1) 国及び都からの放射性物質に関する情報並びに町関連施設及び町の主要箇所において実施した空間放射線量、給食食材等放射性物質の測定・検査の内容・結果をホームページ等で公表する。
- (2) 都が町において実施したデータについても公表する。
- (3) 放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民の心理的動揺又は混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、住民に対する情報提供に当たっては、安易な安全の保証及びデータの曖昧化を避け、的確な情報提供・広報を迅速に行う。
- (4) 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用い、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

第2節 放射線等使用施設の応急措置

担当：住民部地域課、福生消防署、福生警察署

第1 町の措置

住民部地域課は、事故時には事故対策専任チームを編成するとともに、関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、次の措置を実施する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ①住民に対する避難指示等 | ④避難住民の保護 |
| ②住民の避難誘導 | ⑤情報提供 |
| ③避難所等の開設 | ⑥関係機関との連絡 |

第2 使用者及び関係機関の措置

第4編 第7章 第5節「放射線使用施設等の応急対策」による。

第3節 核燃料物質等輸送中の事故への措置

担当：住民部地域課、福生消防署、福生警察署

核燃料物資の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる「放射性物質輸送事故対策会議」が開催され対策が検討される。

福生警察署は、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

福生消防署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第1 町の措置

住民部地域課は、事故時には事故対策専任チームを編成するとともに、関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、次の措置を実施する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ①住民に対する避難指示等 | ④避難住民の保護 |
| ②住民の避難誘導 | ⑤情報提供 |
| ③避難所等の開設 | ⑥関係機関との連絡 |

第2 事業者及び関係機関の措置

第4編 第7章 第6節 第2「核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策」による。

第4節 保健医療活動

担当：福祉部健康課

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における住民の健康に関する不安を解消するため必要と認められる場合、福祉部健康課は、都と連携して、次の保健医療活動を行う。

- ①関係機関と連携して、健康相談に関する窓口の設置
- ②住民の求めに応じ、保健所、都立病院等で行われる外部被ばく線量等の測定等に関する情報提供
- ③その他都の保健医療活動に協力するとともに、必要に応じてスクリーニングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用等を実施

第5節 放射性物質への対応

担当：住民部環境課

住民部環境課は、放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針、町内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第6節 風評被害への対応

担当：都市整備部産業課

風評等により農作物、工業製品等が購入されず、経済的な被害が生じる。都市整備部産業課は、このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し、発信する。

また、瑞穂町産の農作物等の放射性物質検査を定期的の実施するとともに、ホームページ等に結果を掲載する等情報提供を行う。

第19章 応急生活対策

災害時には、家財、住居等を喪失する等数多くの人が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。町及び都をはじめ防災機関等は、連携・協力して住民の生活の安定及び社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずる。

本章では、被災者の生活確保、中小企業への融資及び義援金の配分について、必要な施策を定める。あわせて、各種支援施策を受けるための基礎となるり災証明書の発行について定める。

第1節 り災証明書の発行及び被災者台帳の作成

担当：住民部地域課・住民課・税務課、福生消防署

第1 住家の被害認定調査

町は、り災証明書の発行等のため、住家の被害の程度を認定する。

1 調査の準備

住民部税務課は、被害状況の速報を基に、被害認定調査の準備を次のとおり行う。

(1) 調査要員の確保

税務関係職員を中心とした調査員を確保する。調査員が不足する場合は、都に要員確保の協力を要請する。

(2) 資機材等の準備

調査担当地区及び担当調査員の編成、調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備を行う。

また、被災者生活再建支援システムに最新の住民情報及び家屋情報を登録する等、システム稼働に向けた準備及び資機材の確保を行う。

(3) 福生消防署との調整

福生消防署と火災による被害状況調査の実施及びり災証明書の発行について調整する。

2 調査の実施

被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行い、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。

第1次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外部から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。

3 り災台帳の作成

住民部税務課は、調査票を基にり災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

第2 り災証明書の発行

1 り災証明書の発行

り災証明書は、住民部税務課が発行の事務を行う。

なお、発行場所については、町と福生消防署が協議した場所とし、相互に連携してり災者の利便性の向上に配慮する。

証明する区分は、次のとおりである。

区分	証明事項
町	・全壊 ・大規模半壊 ・半壊 ・準半壊 ・準半壊に至らない（一部損壊） ・床上浸水 ・床下浸水
福生消防署	・全焼 ・半焼 ・部分焼 ・ぼや

2 リ災証明書に関する広報

住民部税務課は、リ災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、リ災証明に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね次のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

- | | |
|----------|------------------------------|
| ①調査の進捗状況 | ③第1次調査に不服のある時の申請方法 |
| ②リ災証明の内容 | ④家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等 |

第3 被災者台帳の作成

住民部住民課は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。作成は、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月内閣府（防災担当））によるものとする。

第4 被災証明書の発行

住民部地域課は、住家以外の被害について、被災者の届出に基づいて届出があったことを証明する被災証明書を発行する。

第2節 被災者の生活確保

担当：総務部総務課、住民部税務課、福祉部福祉課、都、東京労働局、日本郵便株式会社、株式会社NTT東日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

第1 生活相談

1 災害相談総合窓口の設置

総務部総務課は、被災した住民からの問合せ及び生活相談に対応するため、役場等に災害相談総合窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。災害相談総合窓口では、相談、要望、苦情等を聴取し、早期解決に努めるよう留意する。

2 避難所等における対応

避難所等では、避難所担当職員が被災者の各種要望及び相談を受け付けて対応することになるが、避難所等から相談所開設の要望があった場合は、必要性・優先順位を判断し、可能な限り相談所を開設する。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

福祉部福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、町条例の規定に従って、自然災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

福祉部福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、町条例の規定に従って

て、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた住民に災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

都は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により被災者した住民に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

福祉部福祉課は、当該申請を受け付け、都に報告する。

4 日赤東京都支部による災害救援品の配布

日赤東京都支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援品の配布を行う。

第3 災害援護資金等の貸付

福祉部福祉課は、災害により家財等に被害があった場合は、生活の立て直し及び自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

東京都社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時に生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

福祉部福祉課は、被災者に対し、必要な情報の紹介を行う。

第4 租税等の徴収猶予、減免等

町及び都等の租税等の徴収猶予、減免等の措置は、次のとおりである。

機関名	租税等の徴収猶予、減免等の取扱い
町	被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を作成する。
都（主税局）	被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は東京都都税条例（昭和25年条例第56号）により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
東京労働局	災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合は、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

第5 郵便・電話料金の免除等その他の生活確保措置

郵便・電話料金の免除等その他の生活確保措置は、次のとおりである。

機関名	料金免除等の取扱い
日本郵便株式会社 瑞穂郵便局	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本放送協会	①日本放送協会放送受信料免除基準に基づき、被災者の受信料を免除する。 ②状況により避難所へ受信機を貸与する。
株式会社NTT 東日本 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・トコモ	①NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ②災害救助法適応地域のお客様の電話料金の支払期限の延長 ③料金等の減免を行った場合は、ホームページ等に掲示するほか、報道発表等で関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第3節 中小企業への融資

担当：都市整備部産業課

都及び政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

都市整備部産業課は、被災事業者に対し、必要な情報の紹介を行う。

第4節 農業関係者への融資

担当：都市整備部産業課

都市整備部産業課は、被災農業者に対し、必要な情報の紹介を行う。

第1 日本政策金融公庫による融資

農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

第2 経営資金等の融通

都は、農産物の被害が一定規模以上である場合は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置を行う。

第3 農業団体に対する指導

都（産業労働局）は、災害時において、被災農業者が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し、適切な指導を行う。

第5節 応急金融対策

担当：企画部会計課

第1 町内金融機関の情報収集

会計課は、大規模な地震が発生した場合は、町内金融機関（指定金融機関及び収納代理金融機関）の被害状況及び被災者に対する臨時措置（定期預金の中途解約、通帳紛失に対する対応等）の実施状況を調査するとともに、極力平常どおり営業を行うよう要請する。

なお、収集した営業に関する情報については、住民に広報する。

第2 災害時における町公金事務の円滑化

大規模な地震が発生した場合は、町の財務会計システムが停止し、回復に時間がかかる事態も想定される。この場合において、町と指定金融機関は、瑞穂町公金の取扱いについて、事務取扱いに支障を及ぼさないよう処理する。

第3 日本銀行等の応急金融措置

日本銀行及び関東財務局は、大規模な地震が発生した場合は、関係行政機関と協議の上、金融機能維持のために必要な措置をとる。

これを受け、各金融機関（郵便局を含む。）は、被災者の便宜を図るために必要な措置をとる。

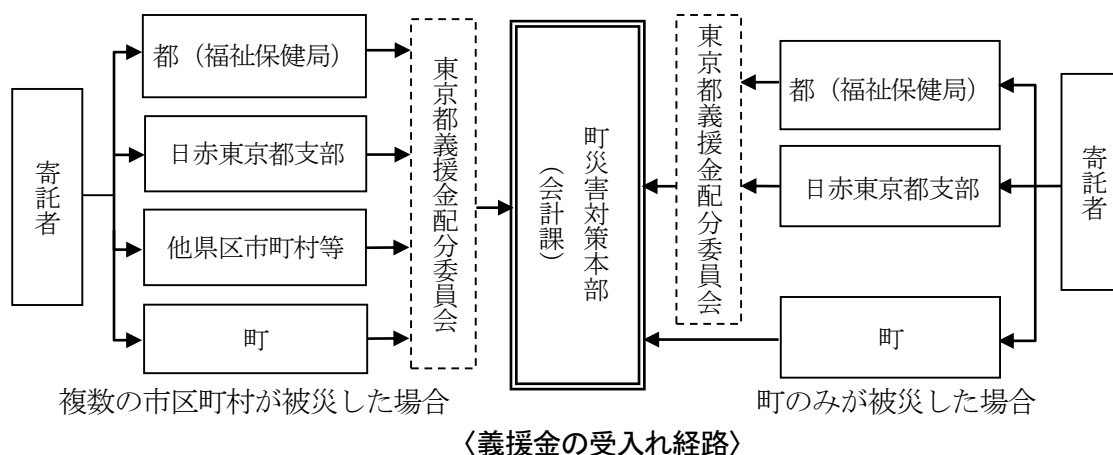
第6節 義援金の配分

担当：企画部会計課

第1 義援金の受付

義援金は、次に示す経路により、町に寄託される。

会計課は、町に直接寄託された場合の受付に際して、受付記録を作成し、次に定める保管手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。



第2 義援金の保管

会計課は、義援金を被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座をつくり、町指定金融機関に保管する。管理に際しては、受払簿を作成する。

なお、都に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置され、都の義援金募集に協力した場合は、都委員会に逐次受付状況を報告するとともに、送金する。

都委員会の構成	都、区市町村、日赤東京都支部、その他関係機関の代表者
審議事項	①被災市区町村への義援金の配分計画の策定 ②義援金の受付及び配分に係る広報活動 ③その他義援金の受付、配分等に関して必要な事項

第3 義援金の配分

町は、都委員会の配分計画に基づき、被災者への適正な配分方法を決定し、速やかに被災者に対し義援金を配分する。

また、町は、被災者に対する義援金の配分結果を都委員会に報告する。

なお、都委員会が設置されない場合は、これに準じて町に委員会を設置する。

第20章 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

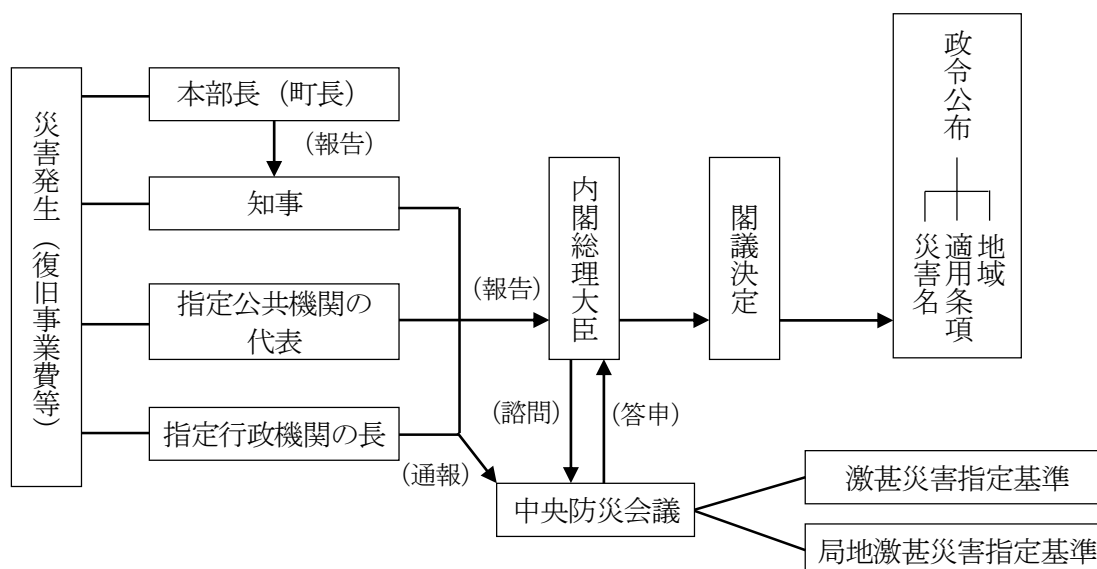
本章では、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合又は受けた場合の手続等について定める。

担当：企画部企画課

第1節 激甚災害指定手続

内閣総理大臣は、大規模な災害が発生した場合は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。手続は、次のとおりである。



第2節 激甚災害に関する調査報告

本部長（町長）は、町内に大規模な災害が発生した場合は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。

知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせる。

被害状況等を検討の上、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、町関係部に必要な調査を行わせる。

町は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

第4節 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に関わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

なお、近年局地的に激甚な災害が発生することに鑑み、平成19年から災害発生時に激甚災害（本激）の要件を満たさないものの局地的激甚災害（局激）の要件を満たすことが明らかな場合については、年度末を待たずに速やかに指定を行えるよう指定基準が改正された（早期局激指定）。

第5節 特別財政援助等の申請手続

本部長（町長）は、激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調書等を作成し、都（各局）に提出し、特別財政援助等の申請手続を行う。

第21章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

担当：企画部企画課

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する（災害対策基本法）。

内閣総理大臣により町の地域に関して災害緊急事態の布告があった場合は、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの規定の特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、特定大規模災害の指定及びこれらの特例措置が自動的に適用される。特例措置のあらましは、次のとおりである。

①避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止及び公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

②臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

③埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

④廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第2部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

大地震時には、建築物、土木構造物等の倒壊、火災の発生等により、都市は大きな被害を受ける可能性がある。また、住宅の倒壊や事業の操業停止等により住民の暮らしも深刻な影響を受ける。

このため、都では平成9年5月に「東京都都市復興マニュアル」、平成10年1月に「東京都生活復興マニュアル」を作成した。平成15年3月には、阪神・淡路大震災の検証、当該マニュアルの策定後の状況変化を踏まえ、当該マニュアルを統合し、行政向けの「復興施策編」と都民向けの「復興プロセス編」の2部構成からなる「東京都震災復興マニュアル」を作成した。

そこで、当該マニュアルを参考に、町の復興に関する基本的考え方を次のとおり整理した。

項目	基本的考え方
生活復興	①生活復興の目標 ・第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ・心身に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合は、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ②生活復興の推進 ・個人及び企業は、自らの責任において、又は共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資、助成、情報提供、指導、相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ・自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	人々が暮らすやすく、住み続けることができる活力に満ちた町をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 ①特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上及び良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 ②復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適な暮らし及び都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。 ③町、住民、企業、都・国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。

第2章 復興体制

担当：企画部企画課

第1 災害復興本部の設置

町は、震災後、早期に住民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、町長を本部長とする災害復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置し、都と連携・協力して震災復興基本方針及び震災復興計画を策定し、これに基づき復興事業を推進する。

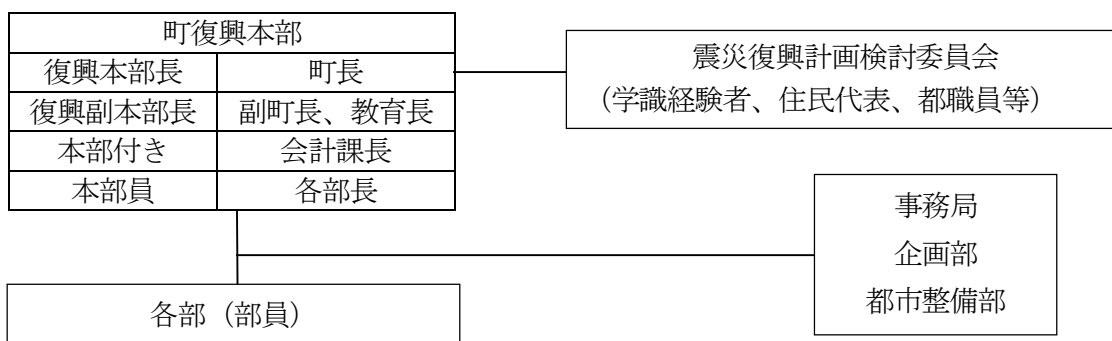
なお、都においては、地震により被害を受けた地域が都内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合は、東京都震災復興本部（以下「都復興本部」という。）を設置する。

第2 町復興本部の編成及び事務分掌

町復興本部は、町本部（災害対策基本法により災害応急対策を実施するための組織として規定されている。）とは別の本部として設置されるため、被災後1週間程度の早い時期に企画部及び都市整備部を中心として町復興本部事務局を構成し、復興事業に取り組む。事務局長は、企画部長とする。

また、町復興本部の編成及び事務分掌は、町本部及び都復興本部を準用する。

なお、復興本部長（町長）は、職員のほか、学識経験者、住民代表、都職員等により構成される震災復興計画検討委員会を設置し、震災復興基本方針等を諮るものとする。



〈町復興本部の組織〉

第3章 震災復興計画の策定

担当：企画部企画課

第1 震災復興方針の策定

復興本部長（町長）は、復興後の住民生活や市街地形成のあり方及びその実現に至る基本的戦略を明らかにした「震災復興基本方針」を策定し、公表する。当該方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- ①暮らしのいち早い再建及び安定
- ②安全で快適な生活環境づくり
- ③雇用の確保、事業の再開及び新しい時代に対応した産業の創造

第2 震災復興計画の策定

復興本部長（町長）は、震災復興基本方針に基づき、災害後の町の復興に係る町政の最上位の計画として、震災復興計画を策定する。震災復興計画では、復興の基本目標と町が実施する復興事業の体系を明らかにする。なお、策定に当たっては、広く住民の意向を聴き、反映する。

第3 特定分野計画の策定

町復興本部は、都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、特定分野計画を策定する。

第4 震災復興計画及び特定分野計画の策定スケジュール

震災復興計画及び特定分野計画は、震災復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に策定し、公表する。

〈震災復興計画策定のスケジュール〉

2週間以内	震災復興基本方針の決定、震災復興計画検討委員会開催
1か月以内	震災復興計画の基本理念等決定
3か月以内	財政計画の調製
4か月以内	震災復興計画の原案策定、住民への提示及び意見集約
5か月以内	特定分野計画との調整
6か月以内	東京都震災復興計画との調整
6か月後	震災復興計画、特定分野計画策定公表

第5 復興の全体像

復興のプロセスは、その担い手により、「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」「地域力を生かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

災害による被害が大規模であればある程、復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。

また、合意形成を図るには、避難生活期から地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくりが必要になる。

復興本部長（町長）は、町の震災復興に当たって、瑞穂町自主防災組織連絡協議会を中心として「地域力を活かした地域協働復興」を実現するよう努める。

第4章 都市復興

担当：企画部企画課、都市整備部都市計画課

第1 計画の方針

都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針、復興都市計画等を策定する。

第2 都市復興のプロセス

都及び町は、次の5つの段階を踏んで都市の復興を推進する。

第1段階：復興初動期体制の確立（発災～1週間） 都及び町は、震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。
第2段階：都市復興基本方針等の策定（1週間～1か月） 都は、都市復興の基本目標を明らかにするため、基本方針を策定する。また、町では被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、4段階の復興対象地区を設定する。 町は、復興方針、復興地区区分、建築誘導の方針等を盛り込んだ復興整備条例を施行する。
第3段階：復興都市計画等の策定（1か月～6か月） 都は都全体、町は被災市街地ごとの復興の基本的な計画及びその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
第4段階：復興事業計画等の確定（6か月～1年） 都及び町は、住民との合意形成を図りながら復興事業計画を確定する。
第5段階：復興事業の推進（1年以降） 都及び町は、復興事業計画に基づいて復興事業を推進する。ただし、都市復興基本方針との整合がとれている規定の都市計画事業等については、住民の同意の下に、被災後できるだけ早期に実施する。

第3 都市復興基本方針等の策定

1 都市復興基本方針

都市復興基本方針は、次のとおりである。

- | |
|--|
| ①住民の暮らしの再建を早期に実現する。 |
| ②災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。 |
| ③高齢化時代に対応したまちづくり、都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。 |

2 復興対象地区の設定

町復興本部は、都があらかじめ定める復興地区区分の判定基準に基づき、次のとおり4段階の復興対象地区を設定する。

〈4段階の地区区分〉

①重点復興地区	被災が集中的に発生し、かつ、都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう（抜本改造型）。
②復興促進地区	①及び③の中間に位置付けられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう（部分改造・自力再建型）。
③復興誘導地区	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう（自力再建型）。

④一般地区	被災がほとんど見られない地区をいう。
-------	--------------------

また、計画的に都市復興を推進するため、大規模に被災した地区のうち、都市計画事業を予定する区域では建築制限を的確かつ迅速に実施するとともに、「重点復興地区」に位置付ける。

第4 復興都市計画の策定

町復興本部は、必要に応じて次のとおり都市復興基本計画（骨子案）を作成し、これを踏まえて地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。原案を基に地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組む。

〈町の都市復興基本計画（骨子案）〉

①都市復興の理念・目標

②土地利用の方針

長期総合計画、都市計画マスタープラン等の規定の計画を踏まえた土地利用の基本的な方針

③都市施設の整備方針

町が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的な考え方

④市街地の整備方針

復興地区区分の明示及びそれぞれの地区の復興の基本方針等

第5章 地域力を生かした生活復興

担当：企画部企画課

復興本部長（町長）は、震災復興基本方針に基づき、住宅復興、くらしの復興、産業の復興の3つの分野別に関する対策を実施し、地域力を生かした生活復興を進める。

第1 住宅復興

町復興本部は、都及び関係機関と協力し、町本部が実施する住宅関連の対策と連携を図りながら、応急的な住宅の確保、自力再建支援及び公的住宅の供給等の復興対策を実施する。

1 住宅復興計画の策定

住宅の被害状況を的確に把握し、自力再建を基本とした各種支援策を検討し、建設主体・タイプの住宅供給目標及び実現のための施策を早期に策定する。

2 応急的な住宅の確保

地域での居住継続確保、がれきの大量発生抑制、住宅の自力再建が困難な被災者数その他復旧・復興事業を勘案して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅及び一時的に提供する住宅の供給を推進する。

3 自力再建への支援

災害の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、次のような住宅再建支援メニューを検討し、自力再建を促進する。

① マンション等の再建支援

マンションの建て替え（合意形成）、補修に係る支援

② 宅資産活用等による住宅再建支援

定住促進、持ち家再建、住宅資産活用による民間賃貸住宅供給への支援

③ 民間住宅の供給促進

民間住宅の供給への支援

④ 民間賃貸住宅入居支援

民間賃貸住宅入居者への支援

⑤ 住まい・まちづくりの推進

住まい・まちづくり活動、まちづくりとの連携、地域復興協議会への支援

⑥ 情報提供及び相談

情報提供・相談対応による支援

4 公的住宅等の供給

都、独立行政法人都市再生機構等と協力し、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得可能性等の諸事情を総合的に勘案して、広域的・長期的な視点に立ち、自力再建が困難な被災者に対する公営住宅等の供給を推進する。

第2 暮らしの復興

町復興本部は、都及び関係機関と協力し、実施する生活関連の対策と連携しながら、住民の暮らしを災害前の状態に戻す。

また、元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対しては、新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療、福祉、保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等の復興対策を実施する。

第3 産業復興

町復興本部は、都及び関係機関と協力し、早期の事業再開等が円滑に進むよう、都が主体となって実施する次の施策を推進する。

①産業復興方針の策定

復興段階に応じた産業復興の方向性及び総合的な施策の推進

②中小企業対策

中小企業の事業再開支援、産業活性化策等

③観光産業の復旧促進

観光復興イベントの開催等

④農林業

農林水産業者の速やかな生活再建及び生鮮食料品の安定供給の促進を図るための農林漁業施設の再建支援、物流の安定化対策等

⑤雇用・就業

雇用維持対策、失業者発生の未然防止、離職者の再就職促進等

⑥相談・指導

従業者、離職者、事業主等への情報提供、相談窓口の設置等

第4 被災者総合相談窓口の設置

町復興本部事務局は、被災者からの問合せ及び各種相談に対応し、各分野における災害復興事業を円滑に進めるため、役場等に被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。

第3部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 基本方針

第1節 基本方針

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とするものである。

しかし、町で想定される震度は、震度5弱程度であり、立川断層帯地震と比べると影響は小さいものとなっており、推進地域に指定されていない。

これらのことから、南海トラフ地震に関する防災対策は、第1部及び第2部で対応することを基本方針とする。

第2節 南海トラフで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合の対応

国は、南海トラフで大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定地方公共機関、企業等が取るべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りまとめるために参考となる事項が記載された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（平成31年3月29日）を発表した。

このガイドラインに基づく対応は、今後の都における検討に応じて定めるものとする。

しかし、気象庁は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、その情報に対する防災対応の流れを定めており、地震発生が高まった場合は、土砂災害警戒区域からの避難や住民への注意喚起を行う必要があるため、その基本対応を定める。

第2章 南海トラフ地震への対応

第1節 南海トラフ地震に関連する情報の発表

第1 情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

種類	発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード及び各キーワードを付記する条件

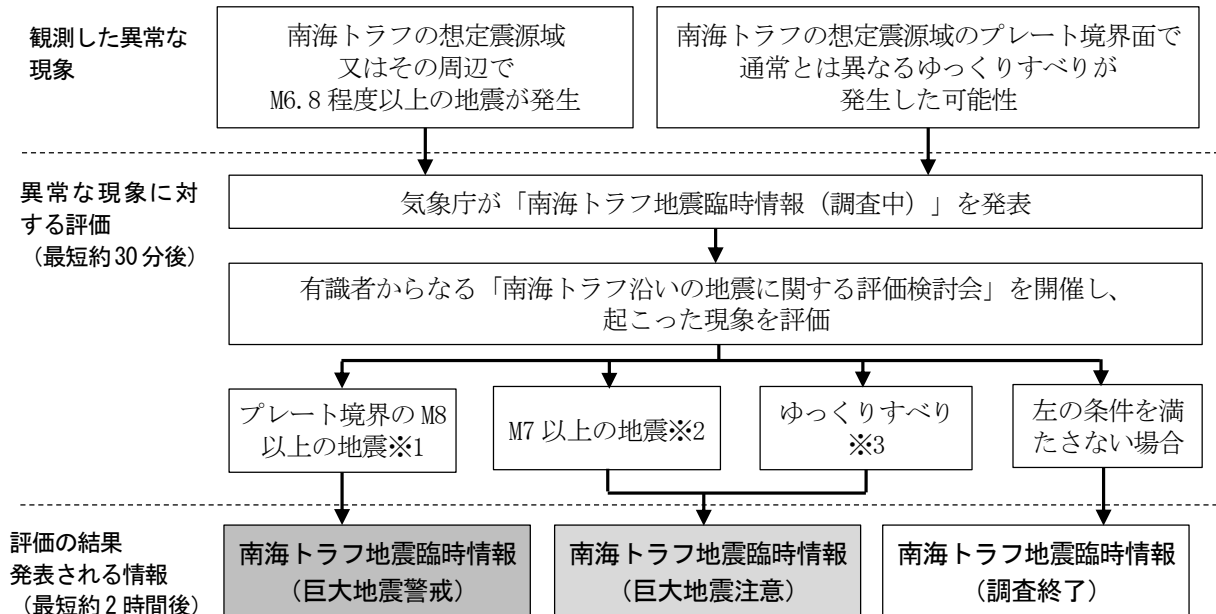
気象庁は、次のとおり情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

キーワード	内容
調査中	下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
------	--------------------------------------

第3 情報発表の流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 防災対応

第1 防災対応の基本

最初の地震により、町が被災した場合は、第1部にに基づき災害応急対策を実施する。

被災地域にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して、次の防災対応をとる。

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界の M8 以上の地震	M7 以上の地震	ゆっくりすべり
(最短) 2 時間程度 ～ 1 週間	〈巨大地震警戒対応〉 【町全域】 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	〈巨大地震注意対応〉 【町全域】 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・ 必要に応じて避難を自主的に実施	〈巨大地震注意対応〉 【町全域】 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間後 ～ 2 週間	〈巨大地震注意対応〉 【町全域】 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・ 必要に応じて避難を自主的に実施	【町全域】 ・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	【町全域】 ・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			【町全域】 ・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

第2 巨大地震警戒対応

町は、土砂災害警戒区域を対象として、高齢者等避難を発令し、指定緊急避難場所を開設して避難者を受け入れる。指定緊急避難場所での生活が困難な要配慮者は、協定等に基づき社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、それ以外の住民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

なお、避難時の生活支援等は、第1部を準用する。

第3 巨大地震注意対応

町は、土砂災害警戒区域を対象として、自主的な避難を呼び掛け、指定緊急避難場所を開設する。

なお、避難時の生活支援等は、第1章を準用する。

第2編 地震災害対策計画 第3部 南海トラフ地震等防災対策
第2章 南海トラフ地震への対応

第3編 風水害等対策計画

第1部 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

台風、集中豪雨等により災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、町域の浸水や被害状況に応じて、適切な応急対策活動を行うために災害対策本部等を設置するとともに、必要な職員の配備を行う。

なお、災害活動体制は、先行的かつ機動的に対応することを旨として、応急対策本部及び災害対策本部体制の二段階で行う。ただし、避難所を多数の地区で設置する等事態が全町的な対応を必要とする場合は、直ちに災害対策本部を設置するとともに、必要かつ十分な職員の配備を行う。

第1節 瑞穂町災害対策本部の組織・運営

担当：住民部地域課

第1 町本部の設置及び廃止

1 設置基準

本部長（町長）は、次の場合に、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

- ①町域に気象庁特別警報が発表された場合
- ②町域全域に及ぶ災害が発生した場合、又は発生が予測される場合
- ③町域に災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- ④その他町長が必要と認める場合

2 町本部の設置、廃止の通知等

地域課長は、町本部を設置し、又は廃止した場合は、直ちに都に報告するとともに、警察署、消防署等関係機関及び住民に通知し、又は公表する。

第2 町本部の組織

その他町本部の組織・運営に必要な事項は、第2編 第1部 第1章 第1節「瑞穂町災害対策本部の組織・運営」を準用する。

第2節 応急対策本部の設置

第1 設置及び廃止基準

本部長（町長）は、町本部設置に至らない段階で必要と認める場合は、住民部長を本部長、企画部長及び都市整備部長を副本部長として、応急対策本部を設置する。

なお、応急対策本部の設置及び廃止基準は、次のとおりとする。

区分	応急対策本部の設置、廃止基準
設置	①町域を含む地域に「暴風」「大雨」「洪水」のいずれかの警報が発表され、今後、更に降雨等が予想される場合 ②その他気象状況等により、必要があると認める場合
廃止	①大雨及び洪水のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認める場合

②大雨及び洪水のおそれが拡大し、町本部が設置された場合

第2 応急対策本部の組織・活動等

応急対策本部は、第2非常配備体制の要員をもって構成する。応急対策本部の組織及び分掌事務については、町本部の規定を準用する。

各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び水防・応急対策活動を行う。

なお、各部の職員配備体制については、活動内容及び気象状況等を考慮して各部長が異なる配備を指示することができるものとする。その場合、その旨を住民部長に報告する。

第3節 職員の活動体制

第1 職員動員体制

1 非常配備態勢

区分	態勢	発令基準（時期）	配備職員（基準）	待機職員
		※災害等の状況により、本部長（町長）が必要と認めた場合のほか、下記の基準による。	※避難所配備職員は避難所等開設を決した時に参集する。	
第1非常配備態勢	甲 情報収集活動を主とする態勢	①災害発生が予測される場合、その他の状況により、情報収集が必要と判断した場合	・危機管理官又は地域課長 ・必要な地域課職員及び企画課企画係長（情報総括担当）、状況により秘書広報課長、建設課長が指名する者	避難所配備要員（自主避難所の開設を準備する場合）
	乙 上記を強化し、災害の発生を防御するための措置を準備・実施する態勢	①気象情報等により必要と認めた場合（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報基準） ②災害発生が予測される場合、又は小規模な災害発生の情報がある場合 ③避難措置発令を検討する場合 ④残堀川の水位が2.5mを超える場合（青岸橋水位計）、危険度分布が警戒レベル（赤）を示す場合	・住民部長、企画部長、都市整備部長 ・必要な地域課職員 ・総務課長、秘書広報課長、企画課長、管財課長、都市計画課長、下水道担当主幹、下水道係長、建設課長、管理係長 ・その他各部課長等が指名する者 ・状況により避難所配備要員 ・指定する総合調整所要員	第2非常配備職員
	丙 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢	①災害対策本部を設置する場合	上記のほか ・管理職及び各部課長等が指名する者 ・総合調整所要員	第2非常配備職員
第2非常配備態勢	第1非常配備態勢を強化し、局地災害に対処できる態勢で、かつ、災害時要配慮者支援、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢	①局地的な災害が発生した場合 ②避難所等を開設した場合（自主避難所を除く。）	上記のほか ・地域課全職員 ・都市計画課全職員、建設課全職員 ・総合調整所要員 ・その他各部課長等が指名する者	全職員
第3非常配備態勢	町内の広い範囲で、災害の発生が認め	①気象情報等により必要と認めた場合（特別警報基	全職員（各部長が認める者を除く。）	—

	られ、災害に直ちに 対処できる態勢 本部の全組織をも って対処する態勢 (災害対策本部自 動設置)	準)、土砂災害、風水害の 発生又は予測される場合 ②災害が拡大し、第2 非常 配備態勢では対処できな い場合 ③全力をもっての対処が適 切と判断した場合		
--	--	--	--	--

2 職員の参集場所その他必要な事項

職員の参集場所その他必要な事項は、第2編 第1部 第1章 第2節 第1「職員動員体制」を準用する。

第2 夜間、休日等における初動態勢の確保

夜間、休日等に災害が発生した場合、又は連絡を受けない場合でも、第1に定める「非常配備態勢」の発令の時期の基準により、該当する配備職員は、自主的に参集する。

また、1段階上位に該当する配備職員は待機とする。

ただし、第1非常配備体制については、在宅又は出動して応急対策要員の配備等必要な情報連絡等ができる態勢とし、1段階上位に該当する配備職員は待機とする。

第4節 防災機関等の活動体制

第2編 第1部 第1章 第3節「防災機関等の活動体制」を準用する。

第2章 情報の収集及び伝達

町は、台風、豪雨等による災害発生に備え、気象情報等の連絡体制を確立し、不測の事態発生時においても多様な手段をもって都及びその他の防災機関との情報連絡手段を確保し、被害状況の把握、住民に対する広報、広聴等を行う。

担当：住民部地域課

第1節 情報連絡体制

第2編 第1部 第2章 第1節「情報連絡体制」を準用する。

第2節 災害予警報等の伝達

第1 気象警報及び重要な注意報の伝達

住民部地域課は、重要な注意報及び警報、特別警報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けた場合、又は自らその発表を知った場合は、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、住民に周知する。

なお、気象庁が発表する気象情報は、次のとおりである。住民部地域課は、気象庁の防災情報提供システム（気象庁がインターネット等で各種防災気象情報を自治体及び防災機関向けに提供するシステム）等を活用し、これらの情報をリアルタイムに把握する。

1 警報、注意情報等

気象庁は、対象となる現象、災害及び内容によって、次の警報等を発表する。町は、府県予報区が「東京都」、一次細分区域が「東京地方」、市町村等をまとめた地域が「多摩西部」に該当する。

特別警報	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
気象警報	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
気象注意報	大雨注意報、洪水注意報、風雪注意報、強風注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報
早期注意情報（警報級の可能性）	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、波浪
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に、府県気象情報の一種として発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、避難指示等及び住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、都と気象庁が共同で発表する。

3 リアルタイム情報

住民部地域課は、次のとおり各機関が提供するリアルタイム情報をホームページ等から収集する。

気象庁	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） ・大雨警報（浸水害）の危険度分布 ・洪水警報の危険度分布 ・今後の雨（降水短時間予報） ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
国土交通省 川の防災情報	・残堀川（青岸橋）の雨量、水位 ・瑞穂地下道の雨量

第2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報等

住民部地域課は、災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに都災害情報システム（DIS）の入力等により都（総務局）及び気象庁に通報する。

なお、災害対策基本法第54条に基づき通報すべき異常現象は、次を目安とする。

①著しく異常な気象現象（竜巻等）	③水象に関する事項
②気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象	

第3節 被害状況等の収集・報告体制

第2編 第1部 第2章 第3節「被害状況等の収集・報告体制」を準用する。

第4節 広報及び広聴活動

第2編 第1部 第2章 第4節「広報、広聴活動、安否情報の提供等」を準用する。

第5節 災害時の放送要請

第2編 第1部 第2章 第5節「災害時の放送要請」を準用する。

第3章 災害救助法の適用

第2編 第1部 第3章「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 相互応援協力・派遣要請

第2編 第1部 第4章「相互応援協力・派遣要請」を準用する。

第5章 水防対策

この対策は、水防法、災害対策基本法、東京都地域防災計画（風水害編）及び東京都水防計画に基づき、洪水、降雨その他による大規模な災害の発生し、又は発生するおそれがある場合に、これらを警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって町内河川等に対する監視、警戒、その他水防上必要な事項について定める。

なお、本部長（町長）及び各部長は、水防対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

担当：住民部地域課

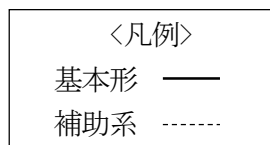
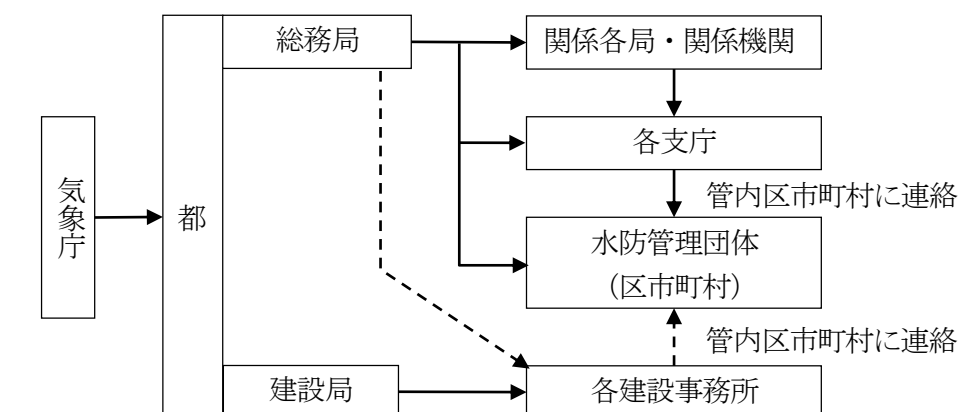
第1節 水防組織

町の水防組織は、応急対策本部又は町本部設置による。

第2節 気象状況の連絡、雨量通報等

1 気象状況等の連絡

気象庁及び都（総務局・建設局）からの重要な気象情報等は、次の伝達系統により連絡される。



※常に基本形と補助系の2系統伝達を行うことで、確実に伝達する。
※気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて住民にも伝達する。また、警報は、NTT 東日本を通じて区市町村に伝達する。

〈気象情報伝達系統〉

2 雨量観測通報等

住民部地域課は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認める場合は、都（建設局（都水防本部））と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに町内外の雨量、水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手し、常に的確な情報の把握、関係各部・課等への通報に努める。

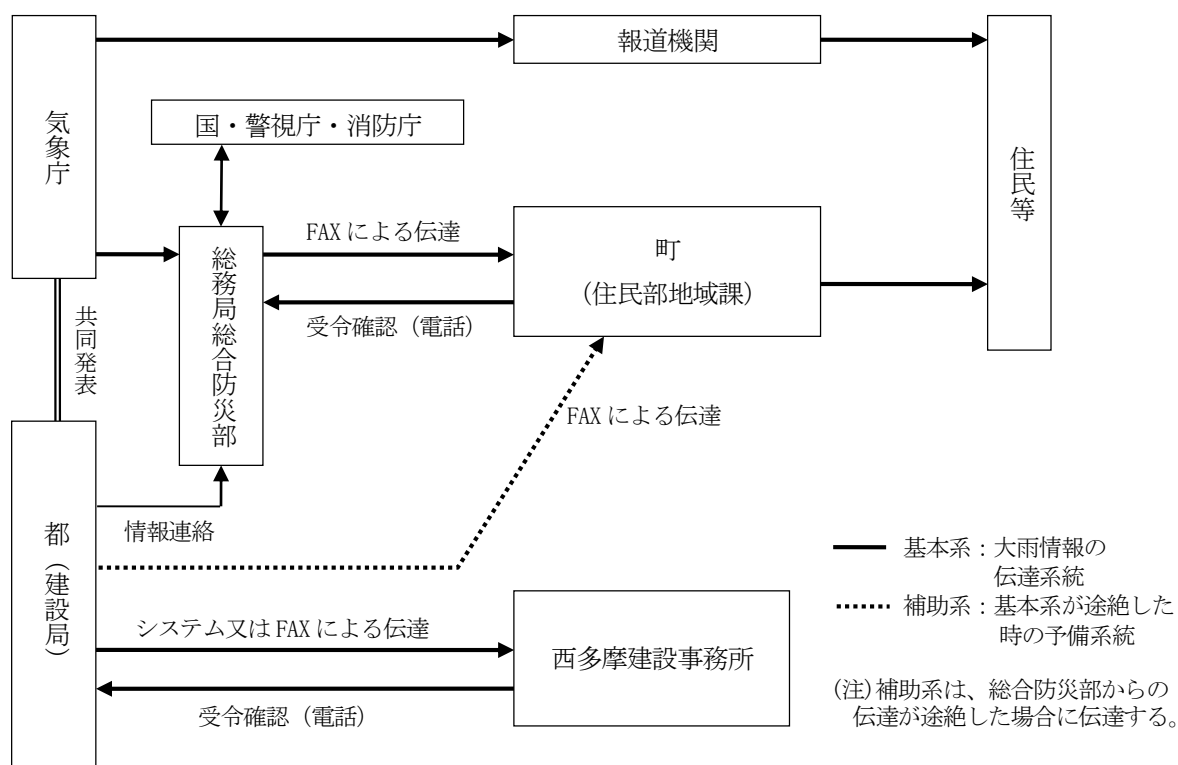
第3節 土砂災害警戒情報

住民部地域課は、土砂災害の危険度が高まったことにより土砂災害警戒情報が発表された場合は、対象地区にある土砂災害危険箇所付近の住民等に、直ちにその旨を伝達する。情報伝達に当たっての留意事項等は、次のとおりである。

特に、第五小学校及び瑞穂中学校について、町、消防団、自主防災組織等が通学路及び敷地にかかる土砂災害警戒区域の安全確認及び警戒を行う。

なお、住民等への避難情報の伝達方法その他必要な事項は、第2編 第1部 第6章 第1節 第2「避難指示等」を準用する。

区分	内容
情報の特徴及び利用に当たっての留意事項	①大雨特別警報又は大雨警報の発表中に発表する。 ②発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする。）。 ③降雨から土砂災害の危険度を判定するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は、特定できない。
情報の伝達	①気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。 ②都は、町及び建設事務所に防災ファクシミリ及び都災害情報システム（DIS）を利用し、伝達する。



〈土砂災害警戒情報伝達系統〉

第4節 水防活動

町は、水防管理団体として、気象状況等により洪水等のおそれがある場合は、直ちに事態に即応し

た配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- 1 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見した場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- 2 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 3 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- 4 次の場合には、消防機関（福生消防署及び消防団）に対し、出動を要請する。この場合において、直ちに都（建設局（都水防本部））に報告する。
 - （1）水位が上昇し、消防機関による水防活動の必要がある場合
 - （2）その他水防上必要と認められる場合
- 5 水防のためやむを得ない必要がある場合は、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- 6 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに関係機関に通知する。また、決壊した場合は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- 7 洪水による著しい被害が切迫している場合は、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示することができる。この場合において、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 8 水防のため必要があると認める場合は、現場の秩序又は保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- 9 水防のため緊急の必要がある場合は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた町長（水防管理者）の所轄の下に行動する。
- 10 水防のため緊急の必要がある場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

第5節 消防機関の態勢及び活動

第1 分担任務

消防機関（福生消防署及び消防団）が分担する水防活動は、おおむね次のとおりである。

- （1）河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちにその情報を管理者に連絡して必要な措置を求める。
- （2）消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
- （3）消防機関の長は、水防上やむを得ない必要がある場合は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させる。
- （4）消防機関の長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

第2 福生消防署の配備態勢等

1 消防署及び関係機関との連絡

内水氾濫、溢水等による水災が発生する危険がある場合、又は発生した場合は、消防署の全機能をあげて、町及び関係機関との連携のもとに、被害発生及び被害拡大を防止する。

- （1）消防署長は、水災の発生又は危険を知った場合は、直ちに町長（水防管理者）に通報する。
- （2）関係機関は、水災の発生又は危険を知った場合は、町長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。

(3) 上記(1)及び(2)の通報は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行う。

2 水防非常配備態勢

水防非常態勢は、災害の状況に応じ、町の体制発令と関係なく発令される。水防第一及び水防第二非常配備態勢は警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第三非常配備態勢以上は警防本部長が発令して次のとおり処置する。

(1) 水防第一非常配備態勢

- ア 水防資機材の準備点検整備
- イ 関係機関との連絡及び情報の収集
- ウ 河川の巡視による情報収集並びに水災発生危険箇所の把握及び広報
- エ 庁舎施設の防護及び警防本部、方面隊本部等への報告連絡
- オ 水防部隊の運用準備

(2) 水防第二非常配備態勢

- ア 署隊本部機能の強化
- イ 水防小隊及び監視警戒隊の編成
- ウ 監視警戒及び必要な広報の実施
- エ 関係機関等への連絡員の派遣
- オ 水防活動、被害状況等の把握
- カ 当番の職員及び勤務時間外職員のおおむね3分の1の動員

(3) 水防第三非常配備態勢

- ア 署隊本部機能の強化
- イ 当番の職員及び勤務時間外職員のおおむね半数の動員
- ウ 水防小隊及び広報監視警戒の増強
- エ 監視警戒及び広報の強化
- オ 関係機関等への職員の派遣の強化

(4) 水防第四非常配備態勢

- ア 上記に掲げる事項を強化する。
- イ 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立
- ウ 全水防隊及び監視警戒隊の編成
- エ 応援体制又は応援受入体制の確立
- オ 当番の職員及び勤務時間外の全職員の動員

第3 消防団の配備態勢及び活動

1 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は町全域とし、特別の指示がない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

2 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに町長（水防管理者）及び福生消防署長に通報する。

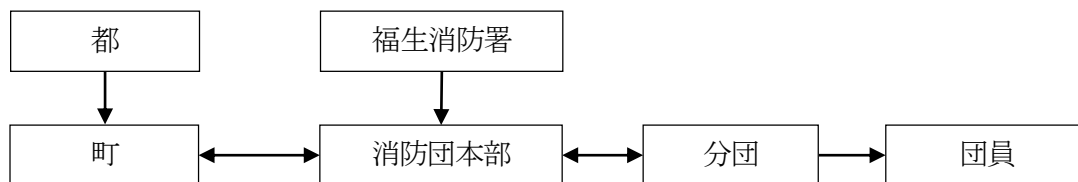
3 出動の指示

団長は、水災の発生するおそれがあると認められる場合、水災が発生した場合、又は分団から通報を受けた場合は、町長（水防管理者）及び福生消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示する。

分団長は、分団区域内に水災の発生のおそれが認められる場合、又は水災が発生した場合は、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を、団本部に報告しなければならない。

4 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次のとおりとする。



5 有線通信途絶の場合の連絡

有線通信施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、通信機能等を保つ。

6 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力する。

7 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。

待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じて直ちに出動できる態勢
準備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団の出動の準備態勢
出動	消防団員が被害現場に出動する態勢
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

8 出動の要領

出動については、団本部の指示があった場合のほか、分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれと認められる場合、又は被害が発生した場合は、その被害の規模に応じ、団員を出動させる。

この場合において、分団長は、出動ごとに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告し、町本部及び福生消防署に通報する。

9 監視及び警戒

分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められる場合は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。

10 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時団本部に報告し、町本部及び福生消防署に通報する。

11 非常配備態勢

態勢	内容	編成
水防第一 非常配備態勢	①団員の在宅措置及び招集準備 ②分団区域内の巡視及び危険箇所の監視警戒 ③その他福生消防署の主たる処置に準ずる。	巡視警戒班 第1分団 第2分団 第3分団 各1コ班 第4分団 第5分団 (1コ班4名)
水防第二 非常配備態勢	①団員の半数を招集する。 ②その他福生消防署の主たる処置に準ずる。	団員 90 名

水防第三 非常配備態勢	①全団員を招集する。 ②その他福生消防署の主たる処置に準ずる。	団員 170 名
水防第四 非常配備態勢	①水防第三非常配備態勢に準ずる。 ②福生消防署の主たる処置に準ずる。	団員 170 名

第6節 福生警察署の協力

1 応援出動

町長（水防管理者）から、水防上の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動する。

2 警戒区域の設定

水防現場においては、町長（水防管理者）、消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断される場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止、立ち退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

3 優先通行等

水防・消防機関等で、水防現場に向かう者の通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

4 救助業務の協力

被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第7節 決壊時の措置

1 決壊の通報等

町長（水防管理者）、警察署長又は消防署長は、警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認した場合、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互に情報を交換する等連絡を密にする。

2 決壊後の措置

町長（水防管理者）及び消防署長は、決壊後もできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

3 避難指示

町長（水防管理者）又はその命を受けた者は、洪水による著しい危険が切迫していると認められる場合は、当該区域の居住者に対し、避難のため立ち退き又はその準備を指示する。

この場合において、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

第8節 費用負担及び公用負担

第1 費用負担

町は、水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は町が当該応援を求める場合は、町と当該応援を求められた水防管理団体が協議して定める（水防法第23条第3項及び第4項並びに第41条）。

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一

部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせん申請することができる（水防法第42条第1項から第3項まで）。

第2 公用負担

1 公用負担権限

町長（水防管理者）又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要のある場合は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合は、町長（水防管理者）又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては証明書を携行し、必要がある場合にこれを提示する。

3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使する場合は、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのない場合は、事後において直ちに処理する。

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

第6章 避難対策等

本部長（町長）は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の住民に対し、必要な避難指示等を行い、避難した住民を受け入れるため指定緊急避難場所を開設する。
なお、避難指示等の判断・伝達に当たっては、要配慮者等に配慮する。

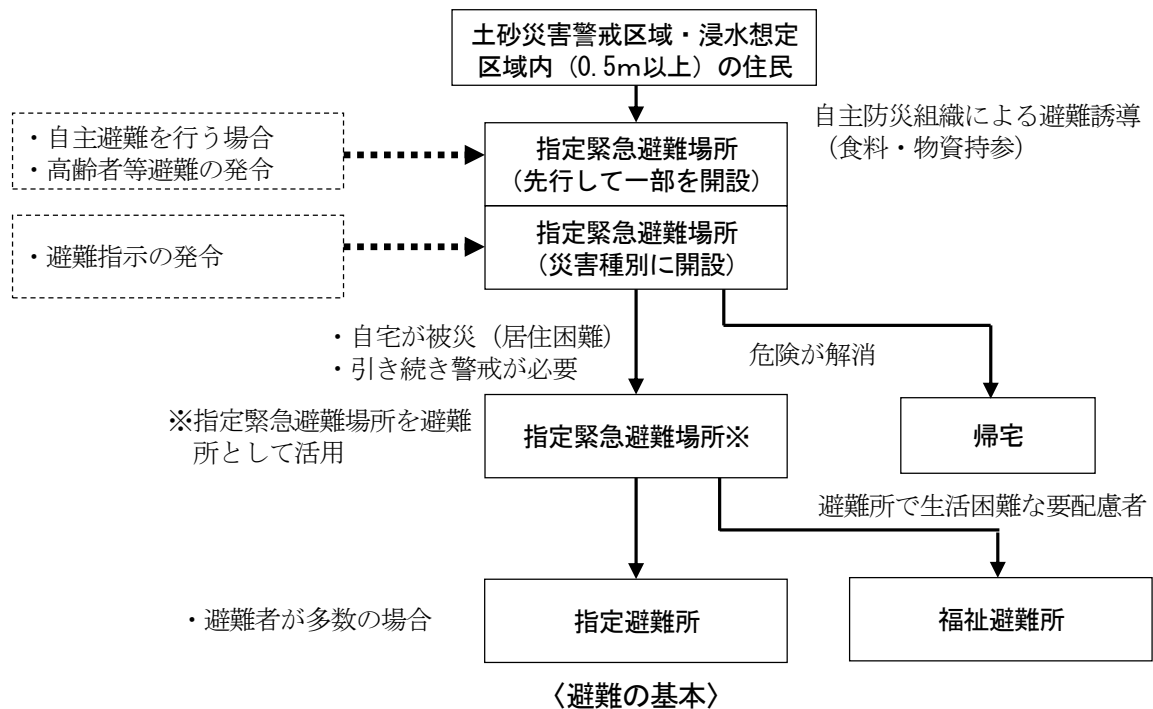
第1節 避難体制

担当：住民部地域課、企画部秘書広報課

第1 避難の基本

風水害における避難の基本は、次のとおりとする。

- (1) 台風接近等により自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令した場合は、避難対象区域の指定緊急避難場所を開設する。
- (2) 土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、危険区域の住民に対して、避難指示を発令する。この場合は、災害の種別に対応した指定緊急避難場所を開設する。
- (3) 危険が解消した場合は、指定緊急避難場所を閉鎖し、避難者は帰宅の措置をとる。
- (4) 住家が被災し、居住できない場合は、当該指定緊急避難場所です生活する。避難者が多数で、当該指定緊急避難場所です受入れが困難な場合は、新たに指定避難所を開設する。



第2 事前避難

町は、台風接近等により大雨が予想される場合は、高齢者等避難に先立ち、自主避難を呼び掛ける。
自主避難を呼び掛けた場合は、指定緊急避難場所を開設する。
なお、この場合は、避難者が日用品、貴重品等を持参するよう呼び掛ける。

第3 避難指示等

1 避難指示等の発令

本部長（町長）は、気象情報等の状況に応じて、次の段階で避難指示等を発令する。

(1) 自主避難の呼び掛け

台風接近時等大雨が予想される場合に、避難行動要支援者等に対し事前の避難を呼び掛ける。

(2) 高齢者等避難

避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。

(3) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(4) 緊急安全確保

災害が発生し、又は切迫している場合に、自宅、近隣の建物等で緊急的に安全を確保することを促すため発令する。

2 避難指示等の基準及び警戒レベル

避難指示等の発令基準は、地域の状況により異なるが、おおむね次のとおりである。

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分されている。

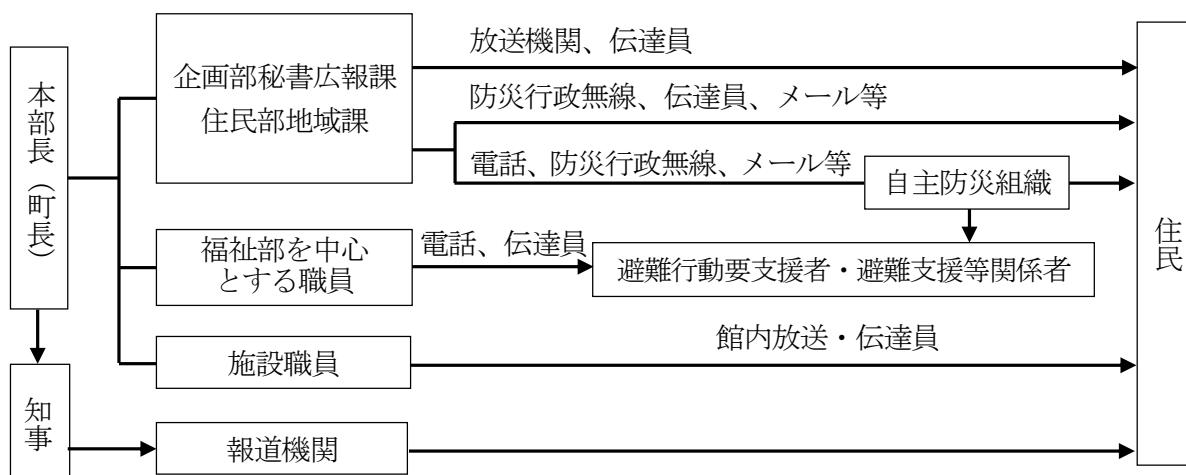
町は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令に際し、警戒レベルを付加し、避難対象地区の住民に伝達する。

警戒 レベル	住民が取るべき行動 (避難行動等)	避難情報等	基準
警戒 レベル5	・既に災害が発生し、又は切迫している状況であり、命を守るため直ちに安全確保の行動をとる。	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
警戒 レベル4	・避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、危険な場所から全員避難する。	避難指示	・土砂災害警戒情報（大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「極めて危険」「非常に危険」） ・水位（青岸橋）が危険に到達し、更に上昇 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「非常に危険」「極めて危険」
警戒 レベル3	・高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、危険を感じたら自主的に避難する。	高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報 ・水位（青岸橋）が危険に到達のおそれ ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「警戒」 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「警戒」 ・避難判断水位に到達（水位周知河川）
警戒 レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。		・水位（青岸橋）が注意に到達 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「注意」 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布の「注意」 ・大雨注意報 ・洪水注意報
警戒 レベル1	・災害への心構えを高める。		早期注意情報（警報級の可能性）

3 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線、ホームページ、メール、Twitter、広報車、Lアラート等により伝達する。
なお、伝達事項は、次のとおりである。

- | |
|--|
| ①避難対象地域（地区、施設名等） |
| ②避難の理由（避難要因となった危険要素、その場所等） |
| ③避難先（安全な方向、避難場所の名称等） |
| ④その他避難行動時の注意事項（携行品、避難行動要支援者への支援、呼び掛け等） |



4 都への報告

住民部地域課は、避難の措置及び解除の状況について、次のとおり速やかに都に報告し、原則として都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

報告事項	①発令者	④避難地
	②発令の理由及び発令の日時	⑤その他必要な事項
	③避難の対象地域	

第4 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織等によることを原則とするが、状況に応じて、避難経路に当たる橋りょう、交差点等に、消防団等を配置して誘導を行う。

第2節 指定緊急避難場所等の開設・運営

その他第2編 第1部 第6章 第2節「指定緊急避難場所等の開設・運営」を準用する。

第3節 要配慮者の安全対策

第2編 第1部 第6章 第3節「要配慮者の安全対策」を準用する。

第4節 帰宅困難者対策

第2編 第1部 第6章 第4節「帰宅困難者対策」を準用する。

第3編 風水害等対策計画 第1部 災害応急対策計画
第6章 避難対策等

第5節 外国人支援対策

第2編 第1部 第6章 第5節「外国人支援対策」を準用する。

第7章 警備及び交通規制

警察署は、災害時における住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

町は、被災地における公共の安全と秩序の維持と緊急交通路等確保のため、福生警察署と連携した対策の実施に努める。

担当：福生警察署

第1節 警備活動

第1 警備態勢

- (1) 警視庁は、関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行う他、関係機関の活動に協力する。
- (2) 風水害警備の態勢は、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。

第2 警備活動

風水害等発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒 | (6) 危険物の保安 |
| (2) 災害地における災害関係の情報収集 | (7) 交通秩序の確保 |
| (3) 警戒区域の設定 | (8) 犯罪の予防及び取締り |
| (4) 被災者の救出及び救護 | (9) 行方不明者の調査 |
| (5) 避難者の誘導 | (10) 死体の見分（検視） |

第3 その他

警視庁は、その他に次の活動を行う。

区分	内容
警戒区域の設定	災害現場において、本部長（町長）若しくはその職権を行う町の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認める場合は、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を本部長（町長）に通知する。
町に対する協力	①本部長（町長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合で、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。 ②町の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ③被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限り、これに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。
装備資機材の調達及び備蓄	①警視庁本部、警察署及び機動隊に装備資機材を保有しておく。 ②災害発生時に不足する装備資機材は、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借上げにより調達する。

第2節 交通規制

警視庁は、広域的災害発生の場合は、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

福生警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

なお、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋りょう等の応急補強、排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第8章 緊急輸送対策

災害の状況により、おおむね第2編 第1部 第8章 第3節「輸送車両等の確保」、第4節「ヘリコプター緊急離着陸場の開設」及び第5節「緊急輸送の実施」を準用する。

第9章 救助・救急対策

第2編 第1部 第9章「救助・救急対策」を準用する。

第10章 医療救護等対策

第2編 第1部 第10章「医療救護等対策」を準用する。

第11章 飲料水、食料、生活必需品等の供給

第2編 第1部 第11章「飲料水、食料、生活必需品等の供給」を準用する。

第12章 遺体の取扱い

第2編 第1部 第12章「遺体の取扱い」を準用する。

第13章 トイレの確保、し尿・災害廃棄物・ごみ処理

第2編 第1部 第13章「トイレの確保、し尿・災害廃棄物・ごみ処理」を準用する。

第14章 応急住宅対策

第2編 第1部 第14章「応急住宅対策」を準用する。

第15章 教育及び労務

第2編 第1部 第15章「教育及び労務」を準用する。

第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第2編 第1部 第16章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

第2編 第1部 第17章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。

第18章 応急生活対策

第2編 第1部 第19章「応急生活対策」を準用する。

第19章 激甚災害の指定

第2編 第1部 第20章「激甚災害の指定」を準用する。

第20章 降灰対策

町は、富士山の噴火が発生し、降灰のおそれがある場合は、住民への注意喚起の広報、健康相談、火山灰除去等の措置に努める。

第1節 降灰情報の収集及び伝達

第1 火山（降灰）情報

1 降灰情報の収集

住民部地域課は、気象庁から発表される次の降灰予報を収集する。

種類	内容
降灰予報（定時）	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供する。
降灰予報（速報）	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供する。
降灰予報（詳細）	・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を提供する。

2 降灰情報の報告

住民部地域課は、降灰を覚知した場合は、次の調査を行い、都を通じて気象庁に報告する。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①降灰の有無及び堆積の状況 | ⑤堆積物の採取 |
| ②時刻及び降灰の強さ | ⑥写真撮影 |
| ③構成粒子の大きさ | ⑦降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合） |
| ④構成粒子の種類、特徴等 | |

また、降灰による被害の発生に際して、速やかに町内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

第2 住民への広報

住民部地域課は、降灰に関する重要な情報について気象庁及び関係機関から通報を受けた場合、又は自ら知った場合は、重要な施設の管理者、住民等に周知する。

第2節 降灰対策

第1 火山灰の収集及び処分

- (1) 宅地等に降った火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- (2) 火山灰の運搬は、町が実施し、一般廃棄物とは別に行う。
- (3) 道路に降った火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。
- (4) 火山灰の処分は、町が都及び関係機関と調整の上、処分する。

第2 相談の実施

町は、降灰の状況に応じ相談窓口を開設し、健康、火山灰の収集等の相談を受け付ける。

第3 避難対策

町は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性がある場合、必要に応じ避難指示等を発令し、住民を避難させる。

その他の対策は、第2編 第1部を準用する。

第2部 災害復興計画

風水害の復興計画は、第2編 第2部「災害復興計画」を準用する。

第 4 編 大規模事故災害対策計画

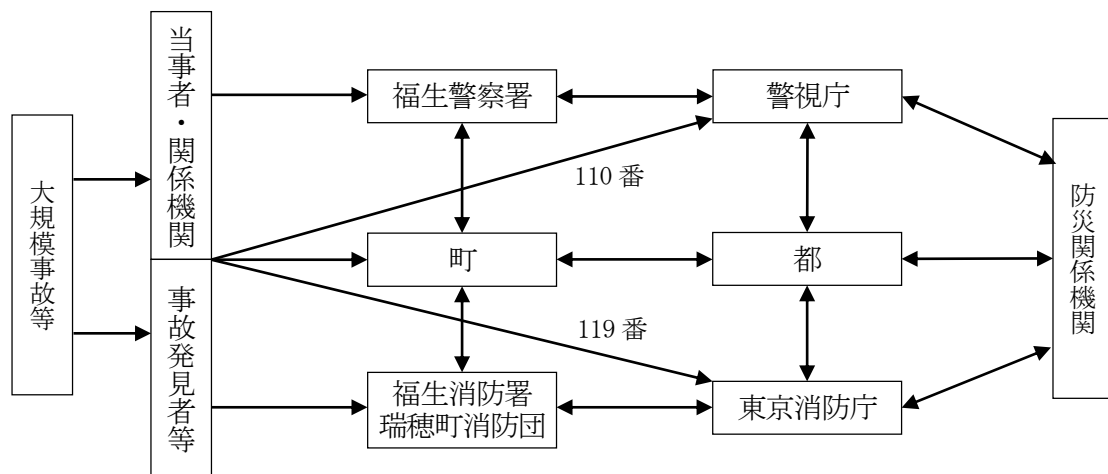
第1章 大規模事故発生又は事故発生報覚知時の情報連絡等

大規模事故発生を自ら覚知した場合、又は事故発生報が伝えられた場合の情報連絡は、防災所管課となる住民部地域課への集中と、応急対策実施組織となる各部等への分散の体制を確立し、適切に行う。

担当：住民部地域課

第1節 大規模事故等の情報連絡

住民部地域課は、大規模事故等の発生を知った場合は、関係機関等から情報を収集するとともに、住民部長に報告し、その指示のもと関係部署へ連絡して、応急的な対策の早期実施を図る。



〈関係機関との情報連絡経路〉

第2節 所管部の対応活動及び報告

危機事象が発生した場合は、当該危機等に関係する所管部が適切な対応活動を行うとともに、危機に関する被害状況等について所管課等を主体として調査し、住民部地域課に報告する。

第2章 活動体制

大規模事故発生時における災害活動体制は、被害の最小化を図るため、先行的かつ機動的に対応することを旨として、応急対策本部及び災害対策本部体制の二段階で行う。

ただし、避難所を多数の地区で設置する等事態が全町的な対応を必要とする場合は、直ちに災害対策本部を設置し、対策の実行にあたる。

担当：住民部地域課

第1節 瑞穂町災害対策本部の組織・運営

第2編 第1部 第1章 第1節「瑞穂町災害対策本部の組織・運営」を準用する。

第2節 応急対策本部の設置

第1 設置及び廃止基準

本部長（町長）は、災害対策本部の設置に至らない段階において、必要と認める場合は、住民部長を本部長、企画部長及び都市整備部長を副本部長として、応急対策本部を設置する。

なお、応急対策本部の設置及び廃止基準は、次のとおりとする。

区分	応急対策本部の設置及び廃止基準
設置	①被害状況等が消防庁の火災・災害等即報要領の即報基準に該当する場合 ②即報基準（一般基準、個別基準）に該当しないが、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合 ③その他事故の状況等により、必要があると認める場合
廃止	①災害のおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したと認める場合 ②災害のおそれが拡大し、町本部が設置された場合

第2 応急対策本部の組織、活動等

応急対策本部は、第2非常配備態勢の要員をもって構成する。組織及び分掌事務については、町本部の規定を準用する。各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び応急対策活動を行う。

なお、各部の職員配備体制については、活動内容及び被害状況等を考慮して各部長が異なる配備を指示することができるものとする。その場合は、その旨を住民部長に報告する。

第3節 職員の活動体制

第2編 第1部 第1章 第2節「職員の活動体制」を準用する。

第4節 防災機関の活動体制

第1 責務

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、大規模事故等が発生した場合は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び町が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、協力する。

第2 活動体制

本部長（町長）は、町本部及び防災機関相互の連携を図るため必要と認める場合は、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を町本部（本部長室）に派遣するよう要請する。

なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡にあたる。

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

第3 現地連絡調整所

列車の脱線事故、航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合は、災害現場では被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。

そのため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者及び被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難をさせることを目的として、現地連絡調整所を設置する。

住民部地域課は、必要に応じて都（総務局）に対し、現地連絡調整所の設置を要請するとともに、当該設置の決定の連絡を受けた場合は、これに即応する態勢を確保する。

なお、現地連絡調整所の組織及び連絡調整事項は、次の目安とする。

区分	内容
組織	都、事故発生地の区市町村、警視庁、東京消防庁等消防機関、自衛隊、医師会、日本赤十字社東京都支部、事故当事者機関（鉄道事業者等）、消防団等
連絡調整事項	①被害状況の把握 ②災害現場の状況把握 ③警戒区域の確認 ④各機関の役割分担及び分担区域の確認 ⑤各機関の部隊派遣状況及び見込み ⑥被災者等が一時的に避難する施設及び場所の確保に関する調整 ⑦軽症者の臨時的な移送及び医療救護に関する調整 ⑧重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送を含む。） ⑨遺体の搬送及び安置場所等の調整 ⑩各機関が発表する広報内容の確認等 ⑪民間施設等の使用に関する調整 ⑫臨時ヘリポートの設置及び運用に関する調整 ⑬その他各機関が必要とする事項

第3章 情報の収集及び伝達

第2編 第1部 第2章「情報の収集及び伝達」を準用する。

第4章 災害救助法の適用

第2編 第1部 第3章「災害救助法の適用」を準用する。

第5章 相互応援協力・派遣要請

第2編 第1部 第4章「相互応援協力・派遣要請」を準用する。

第6章 消防活動

第2編 第1部 第5章 第1節「震災消防活動」を準用する。

第7章 危険物事故の応急対策

担当：住民部地域課

第1節 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動は、次のとおりである。

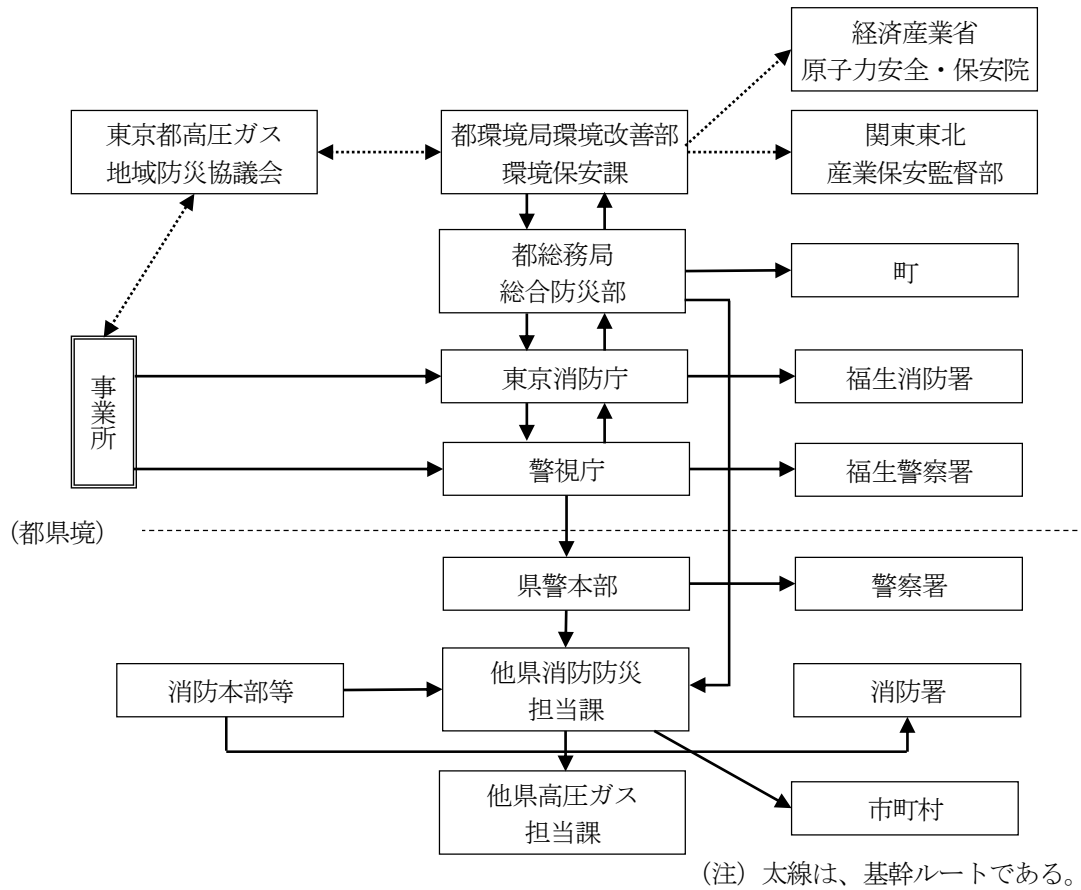
機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①住民に対する避難指示等 ④避難住民の保護 ②住民の避難誘導 ⑤情報提供 ③避難所等の開設 ⑥関係機関との連絡
東京消防庁 （福生消防署）	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、第2編 第1部 第5章「消防、危険物対策等」及び第9章「救助・救急対策」に定めるところによる。 ①危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 ②混触発火等による火災の防止措置及び初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置及び応急対策 ③災害発生時の自主防災活動組織及び活動要領の制定 ④災害状況の把握及び状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

第2節 高圧ガス貯蔵施設の応急活動

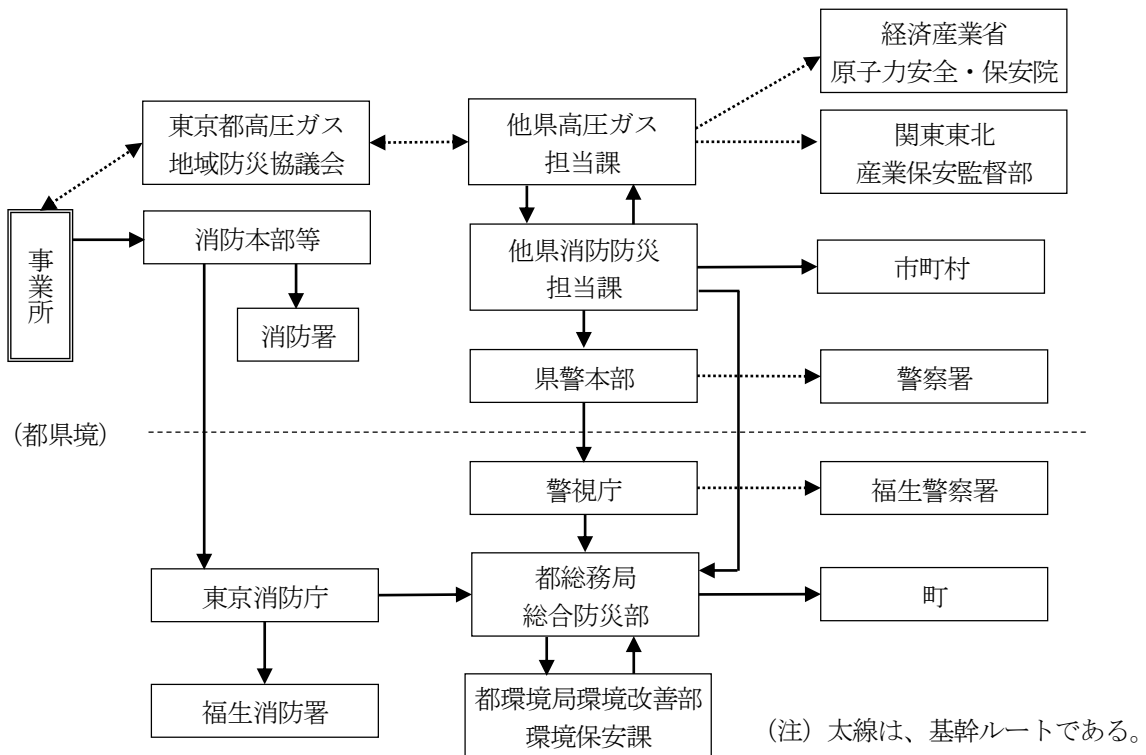
高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合は、当該事業所は、全力をあげて防除活動を実施し、併せて被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速及び的確な通報を行う必要がある。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する都県市周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア及び酸化エチレン）とする。都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年（1992年）10月に隣接都県間の合意に基づき定められている。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容及び各機関の対応措置は、次のとおりである。



〈都において事故が発生した場合の通報系統〉



〈隣接県において事故が発生した場合の通報系統〉

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（総務局）	都県町境周辺で漏えい事故が発生した場合は、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都（環境局）	①事故時における措置 ・ガス漏れ等の事故が発生した場合は、当該事業所は、直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 ・都（環境局）は、災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 ②事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所及び部会ごとに置く準防災事業所が事故に対応する体制を整えている。 防災事業所は高圧ガスの移動、事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
東京消防庁（福生消防署）	①ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、避難指示を行う。 ②災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 その他応急対策は、第2編 第1部 第5章「消防、危険物対策等」及び第9章「救助・救急対策」に定めるところによる。
警視庁（福生警察署）	①ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ②本部長（町長）が避難の指示をすることができないと認めた場合、又は本部長（町長）から要求があった場合は、避難の指示を行う。 ③避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業保安監督部	①正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第3節 火薬類保管施設の応急対策

火薬類保管施設の応急対策は、次のとおりである。

なお、町及び福生消防署その他の防災機関は、高圧ガス貯蔵施設に準じて行う。

機関名	対応措置
都（環境局）	被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。 ①関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 ②事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	①火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行い、必要と認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令を行う。 ②作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類は、緊急の場合、自主的保

	安管理体制の下に、直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示、命令等を発する。
--	--

第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

なお、町の応急活動は、高圧ガス貯蔵施設に準じて行う。

機関名	対応措置
都（福祉保健局 （西多摩保健所））	①毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ②毒物・劇物が飛散し、漏えいした場合は、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ③関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。
東京消防庁 （福生消防署）	①有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している場合は、避難指示を行う。 ②災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ③関係機関との情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、第2編 第1部 第5章「消防、危険物対策等」及び第9章「救助・救急対策」に定めるところによる。
都（教育庁）	災害時の次の活動を計画し、これに基づく行動を指導する。 ①発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ②出火防止及び初期消火活動 ③危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ④実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ⑤児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ⑥被害状況の把握、情報収集、伝達等 ⑦避難場所及び避難方法

第5節 放射線使用施設等の応急対策

災害、事故、テロ活動等により、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。

文部科学大臣は、その必要を認めた場合は、放射線同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

町及び都における各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
東京消防庁（福生消防署）	放射性物質の露出及び流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。 また、消防機関は、第2編 第1部 第5章「消防、危険物対策等」及び第9章「救助・救急対策」により災害応急活動を行う。 ①施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ②放射線源の露出及び流出に伴う危険区域の設定等人命安全に関する応急措置
都（福祉保健局（西多摩保健所））	RI 使用医療施設での被害が発生した場合は、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止及び住民の不安の除去に努める。

第6節 危険物輸送車両の応急対策

第1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

高圧ガス等輸送車両の応急対策は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ②避難誘導 ③避難所等の開設 ④避難者の保護 ⑤情報提供 ⑥関係機関との連絡
都（環境局）	①正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ②必要と認められる場合は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③災害が拡大するおそれがある場合は、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
警視庁（福生警察署）	①施設管理者に対し、保安施設及び応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ②移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所に移動させる。 ③輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁（福生消防署）	①交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②災害応急対策は、第2編 第1部 第5章「消防、危険物対策等」及び第9章「救助・救急対策」により行う。
関東東北産業保安監督部	①正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③災害が拡大するおそれのある場合は、必要に応じ、都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次の対策を推進する。 ①災害発生時の緊急連絡設備の整備 ②災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ①避難指示等 ④避難者の保護 ②避難誘導 ⑤情報提供 ③避難所等の開設 ⑥関係機関との連絡
国の各省庁 （文部科学省） （経済産業省） （国土交通省） （警察庁） （総務省消防庁）	①放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。なお、会議の庶務は、陸上輸送にあつては文部科学省において、海上又は航空輸送にあつては国土交通省において行う。 ・事故情報の収集、整理及び分析 ・関係省庁の講ずべき措置 ・係官及び専門家の現地派遣 ・対外発表 ・その他必要な事項 ②派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官及び消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警視庁 （福生警察署）	事故の状況把握及び被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じて、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 （福生消防署）	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都（総務局）に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都（総務局）	事故の通報を受けた都（総務局）は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請、住民の避難等必要な措置を講ずる。
その他 （事業者等）	事業者等（輸送事業者、事業者及び現場責任者）は、事故発生後、直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官及び消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

第8章 大規模事故時の応急対策

担当：住民部地域課

第1節 航空機事故

第1 米軍又は自衛隊の航空機事故

米軍又は自衛隊の航空機事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置							
都、町及び関係 防災機関	関係防災機関は、米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により、次の活動を行う。							
	1 米軍機・自衛隊機事故被災者救援活動分担表							
	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	都	市町	施設局
	負傷者 救援	1 救急活動 2 救急病院の引受確認 3 その他（転院等）	○△	●▲	○△ ○△ ○▲	○△ ○△ ○△	○△ ○△ ○△	○ ○ ●
	現場対策	1 消火活動 2 警戒区域の設定 3 立入制限、交通整理 4 現場保存 5 連絡所設置 6 通信輸送	○△ ●▲ ●▲ ○△	●▲ ○△ ○△ ○△	○△ △ △ ○▲ ○▲	 ○△ ○△ ○	 ○ ●△ ●	
	財産被災 者救援	1 財産保護、警備 2 仮住居のあつせん提供 3 生活必需品支給	●▲		△ ▲ ▲	○△ ○△ ○△	○△ ○△ ○△	● ● ●
	備考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省の間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われる。 （注）●は米軍機事故の、▲は自衛隊機事故の主務機関を示す。○は米軍機事故の、△は自衛隊機事故の援助協力機関を示す。						
	2 事故時の応急措置							
	①緊急連絡通報							
	航空事故緊急連絡者は、次の事項を行う。							
・事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）								
・事故発生の日時及び場所								
・事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無								
・その他必要事項								
②現地連絡所等の設置								
・航空事故等が発生した場合で、関係機関が事故の規模及び態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。								
・米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は、可能な限りこれに協力する。								

第2 民間航空機事故

民間航空機事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

その他町及び都等各防災機関は、米軍又は自衛隊の航空機事故発生時に準じて行う。

機関名	対応措置
東京消防庁 （福生消防署）	活動体制 東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画

	等により対応する。
--	-----------

第2節 鉄道事故

鉄道事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東日本旅客 鉄道株式会社	事故等の発生に迅速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し、訓練を実施する等、常に復旧体制を整備しておく。 ①応急処置方法 ④非常招集の範囲及び方法 ②情報の伝達方法 ⑤救援車の配備並びに復旧用具の整備及び使用方法 ③事故復旧対策本部の設置方法

第3節 ガス事故

ガス事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
町（住民部地域課）	①事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ②事故の状況に応じて、都に対し現地連絡調整所の設置を要請する。 ③事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際には、都、福生警察署及び福生消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導等を行う。
東京消防庁 （福生消防署）	東京消防庁は、事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 その他、これらの施設に対する災害応急対策は、第2編 第1部 第5章「消防、危険物対策等」及び第9章「救助・救急対策」に定めるところによる。
警視庁 （福生警察署）	①ガス漏れ等の事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行う。 ②本部長（町長）が避難の指示をすることができないと認める場合、又は本部長（町長）から要求があった場合は、避難の指示を行う。 ③避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④避難路の確保及び避難誘導を行う。
武陽ガス株式会社 入間ガス株式会社	1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じて武陽ガスの本社、供給部及び消防、警察、道路管理者、沿道住民等に連絡する。当該連絡の内容は、事故災害の状況、発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織による。 3 事故時の応急措置 ①消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ・人身災害が発生した場合は、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 ・ガス漏れい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ・状況に応じ、ガスメーターコック、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 ・状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を

	行う。 ・状況に応じ、戸別訪問、拡声器等で付近住民等に対する広報活動を行う。 ②事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 ③復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
--	---

第9章 警備及び交通規制

担当：福生警察署

第1節 警備活動

福生警察署は、災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止にあたる。

福生警察署の行う警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①被害実態の把握及び各種情報の収集 | ④死体の見分（検視） |
| ②被災者の救出及び避難・誘導 | ⑤交通規制 |
| ③行方不明者の調査 | ⑥公共の安全及び秩序の維持 |

第2節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合は、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 2 福生警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止及び一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第10章 避難対策等

担当：住民部地域課、教育部学校教育課・教育指導課

第1節 避難指示等

第1 基準

避難指示等の基準は、原則として次のとおりとする。

- ①火災が拡大するおそれがある場合
- ②爆発のおそれがある場合
- ③危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される場合
- ④その他住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合

第2 避難指示等

本部長（町長）は、避難の必要を認める場合は、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難指示等を行う。この場合は、直ちに知事に報告する。

避難指示等に関する詳細は、第2編 第1部 第6章 第1節「避難体制」を準用する。

第3 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害発生時において、生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

第2節 避難誘導

避難指示等を発令した場合は、警察署及び消防署の協力を得て、なるべく地区又は町内会・自治会単位に、最寄りの安全な避難所等に誘導する。

第3節 避難所等の開設及び運営

避難所等は、警察署、消防署等との協議により安全が確保できる場所を、あらかじめ町で指定した避難所等から選んで開設する。

避難所等の開設及び運営は、教育部学校教育課及び教育指導課が職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て実施する。緊急に避難所等を開設する必要がある場合は、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

第4節 その他必要な事項

その他避難の実施に当たって必要となるべき事項は、第2編 第1部 第6章「避難対策等」を準用する。

第11章 救助・救急対策

第2編 第1部 第9章「救助・救急対策」を準用する。

第12章 医療救護等対策

第2編 第1部 第10章「医療救護等対策」を準用する。

第13章 遺体の取扱い

第2編 第1部 第12章「遺体の取扱い」を準用する。

第14章 緊急輸送対策

災害の状況により、おおむね第2編 第1部 第8章 第3節「輸送車両等の確保」、第4節「ヘリコプター緊急離着陸場の開設」、及び第5節「緊急輸送の実施」を準用する。

第15章 応急生活対策

第2編 第1部 第19章「応急生活対策」を準用する。

第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第2編 第1部 第16章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

第2編 第1部 第17章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。